

平成28年6月定例会

浪江町議会会議録

平成28年6月 7日 開会

平成28年6月15日 閉会

浪江町議会

平成28年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6月7日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	8
一般質問	17
紺野榮重君	18
平本佳司君	33
佐々木恵寿君	49
渡邊泰彦君	65
松田孝司君	80
延会について	92
延会の宣告	92

第 2 号（6月8日）

議事日程	95
出席議員	96
欠席議員	96
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	96
職務のため出席した者の職氏名	96
開議の宣告	98
議事日程の報告	98
一般質問	98
馬場 績君	98
請願・陳情の付託	122

議案第54号から報告第3号一括上程、説明	1 2 2
次回日程の報告	1 3 5
散会の宣告	1 3 5

第 3 号 (6月15日)

議事日程	1 3 7
出席議員	1 3 9
欠席議員	1 3 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
職務のため出席した者の職氏名	1 3 9
開議の宣告	1 4 1
議事日程の報告	1 4 1
議案第54号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第55号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第56号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第57号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第58号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第59号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第60号の質疑、討論、採決	1 5 8
諮問第1号の質疑、採決	1 6 3
同意第1号の質疑、採決	1 6 3
同意第2号の質疑、採決	1 6 3
同意第3号の質疑、採決	1 6 4
報告第1号の質疑	1 6 5
報告第2号の質疑	1 6 5
報告第3号の質疑	1 6 5
議案第61号から議案第63号一括上程、説明	1 6 6
議案第61号の質疑、討論、採決	1 6 9
議案第62号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第63号の質疑、討論、採決	1 7 2
請願・陳情審査報告	1 7 3
陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 7
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 8
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 9
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	1 8 0
町長あいさつ	1 8 0
閉会の宣告	1 8 1

浪江町告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年5月13日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成28年6月7日（火） 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場二本松事務所

○ 応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	渡 邊 泰 彦 君	2 番	佐々木 勇 治 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	平 本 佳 司 君	6 番	松 田 孝 司 君
7 番	山 崎 博 文 君	8 番	若 月 芳 則 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	山 本 幸 一 郎 君
11 番	泉 田 重 章 君	12 番	佐 藤 文 子 君
13 番	紺 野 榮 重 君	14 番	三 瓶 宝 次 君
15 番	馬 場 績 君		

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 8 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 6 月 7 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

1 番	渡 邊 泰 彦 君	2 番	佐々木 勇 治 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	平 本 佳 司 君	6 番	松 田 孝 司 君
7 番	山 崎 博 文 君	8 番	若 月 芳 則 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	山 本 幸一郎 君
11 番	泉 田 重 章 君	12 番	佐 藤 文 子 君
13 番	紺 野 榮 重 君	14 番	三 瓶 宝 次 君
15 番	馬 場 績 君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	本 間 茂 行 君
教 育 長	畠 山 熙一郎 君	代 表 監 査 委 員	山 内 清 隆 君
総 務 課 長	佐 藤 良 樹 君	復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安 倍 靖 君
復 興 推 進 課 長	山 本 邦 一 君	町 民 税 務 課 長	武 隈 吉 美 君
産 業 振 興 課 長	岩 野 善 一 君	ふ る さ と 再 生 課 長	三 瓶 徳 久 君
婦 町 準 備 室 長	鈴 木 政 己 君	健 康 保 険 課 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 長 事 務 長	居 村 勲 君
介 護 福 祉 課 長	佐 藤 祐 一 君	生 活 支 援 課 長	清 水 中 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 貞 孝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 図 書 館 長	大 原 教 知 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	清 水 佳 宗	次 長	横 山 秀 樹
---------	---------	-----	---------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から5年3カ月が過ぎようとしております。6月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろんのこと、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。お直りください。

「議会だより」に掲載するために、事務局で会議中の様子を写真撮影いたします。ご了解いただきたいと思います。

会議の前に表彰状の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（清水佳宗君） 昨日開かれました福島県町村議会議長会総会において、議長会長から本議会が優良町村議会として表彰を受けました。額については、サイズがかなり大きかったためにこれから手配します。

また、吉田数博議長及び泉田重章議員におかれましても、それぞれ特別功労者表彰、自治功労者表彰を受けられました。お二方にはこれより、表彰状の伝達を行います。

まずは、泉田議員への伝達を行います。伝達は議長から行います。議長。

○議長（吉田数博君） 表彰状、泉田重章殿。あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成28年6月6日。福島県町村議会議長会会長 五十嵐司。

おめでとうございます。

[拍手]

○事務局長（清水佳宗君） 次に、吉田議長への伝達を行います。吉田議長への伝達は、副議長から行います。

副議長、お願いします。

○副議長（佐々木恵寿君） 表彰状、吉田数博殿。あなたは町村議会議員として20年の長きにわたり、地方自治の振興、発展と住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成28年6月6日。福島県町村議会議長会会長 五十嵐司。

代読でございます。おめでとうございます。

[拍手]

○事務局長（清水佳宗君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、平成28年6月浪江町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、2番、佐々木勇治君、3番、鈴木幸治君、5番、平本佳司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、
本日から15日までの9日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの9日間といたします。

会期中の会議についてお諮りします。7日、8日、15日を本会議とし、9日から14日までは委員会等のため休会としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。ご了解ください。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

本日ここに、平成28年浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ちまして、東日本大震災、そして原子力発電所事故の発生から5年3カ月が経過しようとしております。改めてこの震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、今なお、県内外に避難を余儀なくされ、つらく厳しい避難生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さて、4月14日に発生した平成28年熊本地震により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

また、被災地等におきまして、救援や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、皆様の安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

この地震により被災された方々に対し、町といたしましては、4月21日及び22日にタオルケット、マスク、紙おむつなどの支援物資を搬送し、5月30日にも追加の支援物資を搬送したところであります。

このほかにも、二本松市内仮設住宅自治会連絡会のほか多くの自治会から、義援金をはじめ多くの支援物資が送られたとの報告を受けております。

今後とも、熊本地震により被災された方々及び自治体に対しまして、これまで浪江町民が全国からいただいております御厚恩に報いるためにも、同じ避難生活を経験しているからこそできるような、配慮のいき届いた支援をしてまいりたいと考えております。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

はじめに、行政区長の委嘱について、ご報告いたします。

4月22日金曜日、二本松市「かねすい」において、浪江町行政区長の委嘱状交付式を行いました。

交付式では、全行政区を代表して、1区行政区長の佐藤秀三様に委嘱状を交付し、今後2年間の行政区長の活動をお願いしたところでございます。

各行政区長の皆様には、地区住民の絆の維持、地域コミュニティ活動の促進等を図っていただき、地域が抱える諸課題の対応について、ご意見・ご指導をいただくなど、今後の浪江町の復旧・復興に向けた取り組みを推進するため、ご協力を賜りたいと考えております。

次に、賠償支援の取り組みについてご報告いたします。

75歳以上の単身等世帯の訪問支援事業につきましては、5月末現在で103名に延べ196回の訪問を実施し、請求書の作成等の支援を進めました。今後も支援希望者には、町として積極的に支援してまいります。

浪江町ADR集団申立てに関しましての仲介委員が示した和解案は、浪江町民に共通して認定された個別事情により精神的損害の増額を認めたものであり、他町村には見られない浪江町の置かれた状況の特殊性に基づくものであることから、その旨を主張する書面を提出しております。

申し立て以来時間が経過しておりますが、今後につきましては、仲介委員に対し「浪江町の特殊性を踏まえ、和解案を受諾するよう東京電力を説得すること」を働きかけ、政府にも強い指導がなされるよう、弁護団と協議のうえ、一日も早い解決策を見出したいと考えております。

次に、浪江町内の防犯体制についてご報告いたします。

平成28年4月1日に、町内の居住制限区域と避難指示解除準備区域に設置した有人ゲート及びバリケードの撤去を進め、5月には全ての撤去が完了いたしました。

町民の皆様の財産を守るために、防犯カメラの追加設置やパトロール強化といった追加防犯対策も実施するなか、4月18日には現在町内でパトロールしている警察、消防、除染事業者などの関係機関、町が主体となる見守り隊や消防団、警備会社や行政区長会を構成員とする浪江町防犯防火対策連絡協議会を開催いたしました。お互いの活動報告から有意義な情報交換の場となりました。引き続き回を重ね、更なる連携強化を図り、地域の安全・安心を確保してまいります。

なお、4月の犯罪認知件数は1件であり、昨年と同月比で4件の

減となっております。

次に、消防団活動についてご報告いたします。

浪江町消防団においては、現在、全国に分散避難しているなか、献身的に町内でパトロールを実施していただいているところであり、そういったなか、帰町後には町内での消防活動を再開すべく、4月3日には、第1回の浪江町消防団将来像内部検討会を開催いたしました。年度内に5回の開催を予定しており、町民の皆様が安心して帰町できるよう、実効性のある具体的な組織の検討を進めてまいります。

次に、地域防災計画の改訂状況についてご報告いたします。

帰町後の町民の皆様への安心・安全確保のため、昨年度より地域防災計画の改訂作業に着手してまいりました。

今年度は、素案として取りまとめた計画について、その実効性を確認するための防災訓練を実施する予定であります。

また、議会をはじめ関係機関の意見を伺いながら、さらにはパブリックコメントも実施し、今年度中の改訂を目指して検討を進めてまいります。

次に、特例宿泊について申し上げます。

特例宿泊は、夜間の立入り・宿泊が制限されている避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、国が、短期的な宿泊であれば、被ばくのリスクが極めて小さいこと、最低限必要なインフラが整っている地域もあること、防犯・防火などに最低限必要な体制を確保できることなどから、特例的に短期間の宿泊を認める制度であり、町と国が協議をし、状況を確認した上で原子力災害現地対策本部が許可するものであります。

浪江町内に泊まれないことで、片づけが進まないといった声もこれまでいただいていたところではありますが、この制度の運用を検討できるような下地が整いつつあると認識をしております。

町内に泊まれるようになることは、避難指示解除に向けた大きな一歩であり、実際に泊まることで生じた課題を浮き彫りにし、解決を図っていくことができるため、有意義であると考えております。

開始の時期については、議会の皆様や今月末から実施する住民懇談会でのご意見を踏まえ、国と協議してまいりたいと考えております。

なお、今期定例会において、関連する浪江町帰還支援一時宿泊所条例の提案を予定しておりますので、議員各位におかれましては、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に、イノベーション・コースト構想についてご報告いたします。

県はイノベーション・コースト構想に基づき、浜通り地域においてロボット関連産業の集積を目指すため、その実証試験や研究開発を行うロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設を整備することとしており、浪江町としてもその候補地としての誘致活動を行ってまいりましたが、本年4月に開催された県の新生ふくしま復興推進本部会議において、ロボットテストフィールドを南相馬市原町区に、附帯施設としての無人航空機の離着陸試験用滑走路を浪江町棚塩地区に整備することが正式に決定されました。

町といたしましては、当該候補地を有効に活用するためにも、離着陸試験用の滑走路としての利用だけではなく、本用地の整備を足がかりに、関連企業や研究機関が立地する産業団地を整備する方向で検討してまいります。

次に、避難指示解除に向けての住民懇談会についてご報告いたします。

第1次浪江町復興計画や浪江町復興まちづくり計画で目標としている平成29年3月の避難指示解除に向けて、除染やインフラ復旧などの進捗を、専門家の視点から客観的に検証・評価し、必要な措置について提言いただくため、避難指示解除に関する有権者検証委員会を組織し、昨年度から検証を進めてきましたが、その検証結果をとりまとめた報告書を3月30日に提出いただきました。

これら検証結果と、町の現状の取組みについては、6月下旬から開催する住民懇談会において、町民の皆様にご説明申し上げます。

この懇談会をとおして町民の皆様から多様なご意見を賜り、今後避難指示解除に向けた方針づくりを、議会の皆様とともに協議してまいりたいと考えております。

次に、東京電力福島第一原子力事故による行政経費（一般会計分）の損害賠償の状況について、ご報告いたします。

行政経費における賠償請求は、平成27年5月及び平成28年1月に請求を行っており、このたび、平成27年12月の一部支払いに続いて、支払いを受けたところであります。請求内容は、平成22年度及び平成23年度に生じた事務所移転経費並びに仮設住宅関係経費など、事故対応に係る経費であります。

請求額並びに支払額については、請求額約10億3000万円に対し支払額が約4億6300万円となっております。支払いに至らなかったものについては、今期定例会で提案させていただきますが、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てにより解決を図りたいと考えております。

なお、今後も未請求経費の請求準備を進めるとともに、町有地な

どの財物についても、概算で110億円程度となりますが、早急に損害賠償請求を行ってまいります。

次に、浪江町内での事業活動状況・支援についてご報告いたします。

5月末現在の町内での事業者の活動状況については、再開・新規あわせて、21事業者25事業所となっております。町としては、事業者向浄化槽支援事業の活用支援のほか、本年度から4年間、町内で事業を再開した事業所に対し、電気料金の補助制度を開始しております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについてご報告いたします。

昨年度、雇用の場の整備のため、大平山の南産業団地と北幾世橋地区の北産業団地の整備基本計画を策定しました。今後は整備に向けての測量事業等を進めてまいります。

また、積極的に企業訪問するなど、企業誘致活動を進めてまいります。

次に、町内仮設商業施設整備についてご報告いたします。

今後の避難指示解除に伴う帰還町民の生活環境整備のための仮設商業施設整備事業について、5月末現在、飲食業4事業所、小売業4事業所、サービス業2事業所の出店が決定しております。5月20日には整備業者も決定し、10月のオープンに向け鋭意整備を進めてまいります。

次に、福島県地域おこし協力隊の設置についてご報告いたします。

伝統的工芸品の製作技術取得及び工芸品のPRのため、本年度より福島県地域おこし協力隊として、大堀相馬焼協同組合において1名が活動しております。

今後、大堀相馬焼の職人・後継者としての技術の習得をとおして、大堀相馬焼の振興と町の情報発信に大きく寄与していただけるものと期待しております。

次に、観光、産品振興についてご報告いたします。

3月4日から3日間、福島空港において空港市が開催され、大堀相馬焼協同組合から8窯元が出店いたしました。

また、昨年度作成したPR冊子「産業再生ストーリー」により、町の産業や産品の情報を発信しているところであり、さらにふるさと納税に対する返礼品とするなどして産品振興を図っております。

今後とも産品のPRと共に町の情報発信を積極的に実施してまいります。

次に、復興組合の設立についてご報告いたします。

除染後の農地を地域で保全していくための復興組合については、前回から新たに、川添地区、樋渡・牛渡地区、田尻地区で組合が設立され、5月末までに、累計18行政区12組合が設立されたところがあります。

今後も農地の除染が実施される地区においては、復興組合の設立を支援してまいりますとともに、復興組合が継続的に機能発揮できるよう支援してまいります。

次に、町内での田植えについて並びに野菜の実証栽培について、ご報告いたします。

5月15日に酒田地区において震災後3回目となる田植えを実施いたしました。今年は町の情報発信や若い方の意見を聞くことを目的に、福島大学、新潟大学、東京大学、早稲田大学、京都府立大学の計55名の学生と町の実証栽培に協力していただいている関係者にご参加をいただき、手植えにて実施いたしました。農業再生、担い手育成の一助となるよう期待するところであります。

次に、町内において野菜の制限品目の解除のため実証栽培を12カ所、安全確保のための実証栽培を5カ所、栽培技術普及のための実証栽培を1カ所、販売のための実証栽培を1カ所で実施する予定であります。

今後もこのような営農再開に向けての取組みを支援してまいります。

次に、下水道の復旧状況並びに上水道の開栓状況について、ご報告いたします。

東日本大震災で被災した下水処理施設の浪江浄化センターが3月に復旧完了し、4月以降、国道6号線から東については上下水道の使用を開始しており、権現堂地区、川添・樋渡地区については、下水道管渠施設の災害復旧事業を鋭意進めておるところであります。

また、高瀬地区の農業集落排水災害復旧事業については6月末で復旧が完了し、7月より上水道の供用開始ができる予定となっております。

次に、上水道の開栓状況ですが、5月末現在、119件の申込を受けた方について開栓をしております。

次に、浪江町内の除染の進捗状況について、ご報告いたします。

本年5月末時点で除染作業を終えている「浪江町除染等工事その1、その2、その3」の対象行政区においては、事後モニタリングを除染作業の完了順に行っており、個別に結果報告をしている状況となっております。

また、本格除染作業が終えたものの、新たに除染作業へ同意を得

た不動産につきましても、順次除染作業へ着手しており、事後モニタリングについても準備が整いし、作業へ入る予定となっております。

「浪江町除染等工事その4」については、現在、宅地を優先に除染作業を進めている状況となっております。今後、さらなる作業加速化に努めてまいります。

次に、浪江町除染検証委員会の設置についてご報告をいたします。

去る6月3日に4名の有識者の方々へ委嘱状を交付し、除染検証委員会を組織いたしました。

今年度は、計6回の検証委員会を開催し、町内の除染について検証していただく予定となっております。

次に、被災家屋等の解体状況について、ご報告いたします。

本年3月末現在、約1200件の受付があり、約200件が解体済みであり、約260件については解体作業中であります。

残りについても早期に対応するよう、環境省へ要望しております。

次に、交流・情報発信拠点施設整備事業について、ご報告いたします。

去る3月28日に、第6回基本計画検討委員会が開催され、役場本庁舎北側を整備候補地とする委員会報告書がまとめられました。

今後、この報告書を踏まえ、基本理念である「みんなが集まり、なみえを未来に繋いでいく、まちの復興・創生拠点」づくりを目指し、整備を進めてまいります。

また、6月4日に、県による国道114号線拡幅事業の説明会に合わせ、用地関係者へ説明会を開催したところであります。

次に、町内の公営住宅整備について、ご報告いたします。

幾世橋地区に整備を予定しております災害公営住宅につきましても、敷地造成設計並びに建築基本設計が終了し、工事の発注準備をしているところであります。

また、旧雇用促進住宅についても、全面改修し、公営住宅として供用開始するため、再入札に向け改修工事の発注準備をしているところであります。

次に、津波被災地の復興事業についてご報告いたします。

津波被災地につきましても、防災集団移転促進事業による移転促進区域内の宅地等の買い取りを進めておりますが、現在まで、契約手続き中を含め約500件、面積にして約83%の契約となっております。

また、移住先住宅団地の整備につきましても、幾世橋地区に23戸、請戸地区に42戸の整備を進めており、幾世橋地区については、設計

が終了し工事の発注準備を、請戸地区については、埋蔵文化財の調査を行っているところであります。

次に、平成27年度に実施した内部被ばく・外部被ばく測定、及び甲状腺検査の状況について、ご報告いたします。

まず、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査について、ご報告いたします。検査は、町、県、協力医療機関などで実施しております。平成27年度の受診者数は、2789名で、預託実効線量が1 mSv以上の方はおりませんでした。

次に、外部被ばくについて、ご報告いたします。測定は、町民全員に配布しているバッジ式線量計で実施しており、測定の結果、積算線量が1 mSv以上の方は230名おりました。

これらの方については、弘前大学浪江町復興支援室のご協力をいただき、電話、訪問等による実態調査の実施や、データの分析等により原因究明や不安の解消に努めたところであります。

次に、甲状腺検査について、ご報告いたします。福島県による県民健康調査において受診された方が356名、町独自の事業で仮設津島診療所や、全日本民主医療機関連合会と連携している医療機関等において受診された方が93名、合計で449名でした。そのうちA 1判定161名、A 2判定241名、B判定3名となっております。

今後とも、町民に配慮した手法で事業実施に努めてまいります。

次に、災害関連死についてご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、5月20日現在、申出受理件数が471件、うち審査済件数が447件、うち認定件数が388件であります。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金について、ご報告いたします。

本給付金は、65歳以上で町民税の課税されていない方を対象として、一人につき3万円を支給するもので、申請書送付件数は3992件、5月25日現在での受付件数は596件であります。

次に、オンフル双葉の状況について、ご報告いたします。

いわき市に応急仮設施設として建設中の特別養護老人ホームオンフル双葉が平成28年3月末に完成し、5月17日より利用者の受け入れを開始いたしました。当施設の再開により施設入所希望者の待機解消が図られるものと期待しております。

次に、町民交流事業についてご報告いたします。

3月12日に安達文化ホールを会場として、仮設・借り上げ住宅自治会を中心とした実行委員会の主催により「3.11復興のつどい」を

開催し、各自治会活動発表、浪江町芸能祭、映画鑑賞などを行いました。

また、5月からは、福島、郡山、いわきの各交流館にコミュニティ支援員を2名ずつ配置し、交流館の効率的な利用を図るとともに、サロン等の開催により、町民の利用を促進し、交流支援を強化してまいります。

さらに、県外においては、今年度も茨城県など7県に復興支援員24名を配置し、全国に避難している町民の皆様への訪問活動を中心とした、町民一人ひとりに寄り添った繊細な支援を行ってまいります。

次に、応急仮設住宅についてご報告いたします。

5月末現在の仮設住宅の入居状況は、建設戸数2763戸に対して入居戸数が1653戸、入居者数は2970人、入居率は59.8%となっております。

次に、町外の復興公営住宅についてご報告いたします。

入居状況につきましては、第4期募集と5月の定期募集が終了した時点で、1364世帯の入居が決定し、そのうち292世帯で入居が開始されております。

今後の第5期募集及び定期募集については、広報等で募集案内チラシを配布し周知を図るとともに、町民の皆様にご募集に関する情報を正確に理解していただくよう、県と協力して周知に努めてまいります。

また、整備の進捗状況につきましても、定期的に県から情報提供を受けるとともに、当初の計画から遅れているところもありますが、1日も早く整備が進められるよう、引き続き県に要請してまいります。

次に、教育行政についてご報告いたします。

学校教育関連では、今年は浪江小学校、津島小学校ともに入学者がおらず、浪江中学校で3名の入学式が挙行されました。

平成28年5月1日現在の浪江町全体の小・中学生の状況ではありますが、再開している小学校の児童数は11名、中学校の生徒数は17名で、全体で28名であります。

また、県内で区域外就学している児童生徒数は845名、県外で就学している児童生徒数は470名であります。

生涯学習関連では、平成28年度浪江町長杯春季パークゴルフ大会が5月21日に日山パークゴルフ場で開催され、84名の参加をいただきました。

以上、3月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたし

ました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の新規制定案件が1件、契約の締結に関する案件が3件、土地の取得案件が1件、調停の申立てに関する案件が1件、平成28年度の補正予算案件が1件、人権擁護員の推薦につき意見を求める案件が1件、人事同意に関する案件が3件、繰越計算書報告案件が3件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ただいまの行政報告の中で誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと存じます。

まず、13ページの中で8行目、6月末で復旧が完了し7月より、私上水道と申し上げましたが、上下水道という読み違いがありましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それから14ページです。14ページの中ごろの浪江町除染検証委員会の設置についての報告で、4名の有識者のところを有権者と申し上げましたが、正確には記載のとおり有識者とご訂正をお願いしたいと思います。

それから16ページです。16ページの上から5行目で、またのところこれを移転先を移住先と申し上げましたが、この記載のとおり移転先でありますので、発言の訂正をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括方式については、慣例により質問が30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

◇ 紺 野 榮 重 君

○議長（吉田数博君） 13番、紺野榮重君の質問を許可いたします。
13番、紺野君。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） 13番、紺野榮重でございます。議長の一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

その前に、先ほども町長からもありましたが、熊本県の地震震災に対してお見舞いを申し上げますとともに、私達も東日本大震災におきまして、多くの方々から支援をいただきました。そういう中で、浪江町としてもできるだけのご支援をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。質問の大きな項目で、浪江町の復興の今後の進め方、浪江町の営農方針の件、避難指示解除に関する報告書の件をお伺いいたします。質問形式は、一括質問方式でございます。

避難生活丸5年、足掛け6年目になりました。政府の避難解除時期は平成29年4月、浪江町の避難解除予定は平成29年3月、解除に向けて除染、復興事業が進められております。家屋解体も進んでおります。私の住んでいる幾世橋の街通りも解体が進んでおりまして、街の取り壊しが進むにつれ、取り壊しが復興なのか、衰退なのか非常に寂しい気持ちになるのは私だけではないと思います。

避難指示に関する「有識者検討委員会の報告書」が提出されました。この報告書を基に避難解除時期、解除方法が決定されるものと思います。私も報告書を読ませていただきましたが、素晴らしい報告書であるとともに、今後浪江町が復興していく上で、一つの指針となると思います。

その一文の中で、「放射線量が高い地域が存在したまま5年が経過し、家屋の損壊や田畑の荒廃が進むという事態に直面している。浪江町を取り戻すには一朝一夕に可能なことではない。今後いくつかの段階を経ていかななくてはなりません。その第一段として、早くふるさとの地に帰りたい町民のためにも、放射線量が低くなった地域には希望する町民が帰還できるよう、関係機関と一体となって町の復旧・復興を進める必要があります。」と報告されております。

私自身もまさしくそのとおりにかと思えます。戻れる町民が戻って復興に携わらないと町の復興はないと思います。家は家族が住んで家であり、地域は部落民が住んで地域であり、町は町民が住んで浪江町であります。いくらお金をかけても、町民が戻らなければ、復興はないと思います。

おかげさまで復旧・復興が目に見えるようになってきたと思いま

す。町内のバリケードが外され解放されたような気がいたします。また、除染の終えたところから復興組合が立ち上げられ、田畑が耕されております。自助、共助、公助を基本に、町民一丸となって復旧・復興に頑張りたいと思います。

浪江町を今後復興していくのにはどのようにしたらいいのか、町長として、どのような復興方針で臨んでいくのか。復興の基本はどのように考えられるのか、お伺いをいたします。

平成28年度、新体制が生まれ町長、宮口副町長、教育長が二本松事務所におられます。本間副町長が浪江本庁の常駐勤務、浪江町本庁に4課、二本松事務所に7課という新体制になり今後の復興につながると思います。今後是可以だけ町の行事を浪江町で開催すべきだと思います。復興の基本は町民自らが復興に携わることが大事だと思います。今後の町づくりで浪江町の役場の位置づけをどうするかが大事だと思います。町民の方々が町を復興するためのやる気をどう起こさせることができるかが大事だと思います。

津波被災地危険区域の買収は80%以上が買収されております。防災林建設と復興していくための資金としての一助となるようにという制度であります。浪江町請戸、南棚塩の買収面積とその面積は幾らになるのか伺います。買収される場所は集落の周りを基準としておりますが、今後この土地の名義は誰の土地で誰が管理することになるのか伺います。

町で管理するとなれば、大変な負担になるのではないかと思います。将来の構想、管理方法をお伺いいたします。

例えば、幾世橋でいえば荒井地区のようなところは危険区域になった場所ですが、建物を建設しても良い、どちらでも良いというところもあると思います。そのへんのところを農業のやる意欲のある人を募集して耕作してもらう方法を考えるべきではないかと思います。

次に、浪江町の営農方針の件で、まず大柿ダムの被害と復旧状況をお伺いいたします。

大柿ダムの地震災害における復旧工事が平成27年11月に完了、平成28年1月より水位上昇試験、平成28年4月に小高区へ移行試験通水、同時に浪江方面への復旧工事に入るとの広報がありました。

大柿ダムの放射能の状況、今後の浪江町の水路に水を流す計画、その計画によって田畑をどのように管理し、作物を作っていくか計画していかなくはなりません。さらには浪江町の農業をどのように育てていくのかお聞きしたいと思います。

大柿ダムは帰還困難区域にあり、ダムの底には大量の放射性物質

があるわけであります。放射能が水稻にどのように影響するのか心配するところであります。営農再開を目指す方が安心して、農業用水を使える科学的な証明、調査が必要だと思えます。また、今後の営農、風評被害を克服していかなければならないと思えます。そのまま営農再開をした場合に、色々な風評被害を心配するところであります。

今後浪江町が復旧、復興していく上で大切なことは、できるだけ早く農作物を作れるような状況にしてやること、大切かと思えます。また、農作物を作って安全であることを町民自身が知ること、農作物を生産して消費者に安全であることをお知らせしていく努力をしなくてはならないと思えます。

大柿ダムの水路の体系で7つの水路があります。立野水路、苧宿用水路、掃部関水路、請戸用水路、末ノ森用水路、大堀用水路、青根場用水路があるわけでありますが、まずは直接川から堰をして水田に水を取り入れるところを優先に水を通すことが大事だと思えます。大柿ダムの被害と復旧状況をお伺いいたします。また、浪江町方面の施設復旧状況をお伺いいたします。

ダムの放射能の状態、作物に与える影響はどのようになっているか伺います。放射能セシウム調査で取水口付近で20万Bq/Kg、ダム湖底598万Bq/Kgとなっております。とてつもない数字で学者の中にはこれを取り除かなければだめだという学者もおられるわけであります。ダムの水が水稻に与える影響はないのか伺います。

大柿ダムの水が短期間で引ける地域と修復に時間がかかる地域ができるわけですが、直接水を引ける地域は稲作ができるように、時間がかかる地域は畑作を主体とした営農を進めなければならないと思えます。酒田の実証実験では井戸水と川の水を取り入れての実証栽培をしておりますが、実証栽培の放射能汚染は限界値以内、川から直接水を引いての作物も大丈夫であることが証明されたわけであります。今後は、よその地区にも酒田地区以外の地区にも実証実験を広げていくべきではないかと思えますが、どのように進められるかお伺いをいたします。

農地保全のための助成金3万5000円はこれは何年間補助されるのか伺います。これは以前にも質問がありまして、答弁では平成28年、平成29年、平成30年度ということでありましたが、始まるのが早くあるいは始まりが遅くなる地域そういうところのこの補助というものはどうなるかお伺いしたいと思います。3年間の間に次の営農を考えなくてはならないと思えます。町としてどのような作物を進めていくのか伺います。作物は風評も色々と厳しいので、花卉栽培を進

めたいということでもありましたが、浪江町全体で栽培するものではありませんので、ダムの水路ごとに分けるとか、地域ごとに分けて栽培するのか、町はどのように指導されるのかお伺いいたします。

各行政区に復興組合が立ち上げられ活動している組合もあります。復興組合の立ち上げが、スムーズに進んでいるのは町の指導のたまものと感謝をいたしております。今後3年間は農地保全されるわけでありまして。しかしそれ以後は作物を作ることが目標となると思います。その段階になる前に作物を作っても安全であることの証明が大事かと思っております。それが実証実験、実証栽培の目的だと思っております。作物を作って良いものと、まだ作付できないもの（作付制限品目）色々等々あるわけでありまして、中々分かりにくいと思っております。このへんをどのように町民に周知されるのか伺います。

野菜の実証栽培、去年は数カ所でありましたが、今年は12地区で栽培されるということで、大変素晴らしいことだと思います。さらに、実証実験をできるだけ多く広げていただきたい。しいていえば、各行政区に広げるべきだと思いますが、今後どのように指導されるのかお伺いをいたします。

浪江町内に圃場整備が計画されておりますが、町外に避難されている中で中々まとめるのは大変かと思っておりますが、進捗状況をお伺いをいたします。

次に、避難指示解除に関する報告書、有識者検証委員会が発表されたことでもありますけども、避難指示解除に関する報告書が提出されまして、避難解除のための「16の課題」が提起されました。その中の何点かについて質問をいたします。

有識者検証委員会の報告で必要な環境が整った段階で、特例宿泊、準備宿泊を実施すべきと答申しておりますが、町としての予定をお伺いいたします。先ほどの行政報告で住民懇談会を踏まえて国と協議するとありましたが、大まかなことをお知らせできればお願いしたいと思います。

次に、居住エリアの除染の実施。避難指示解除準備区域、居住制限区域においても最低でも町民の居住エリアの除染を一巡させること。また、学校や通学路など子供の生活エリアについても徹底した除染を行うことの答申ですが、平成29年3月までに達成できる見通しはどうか。また、学校の通学路とありますが、どのへんまでを学校の通学路と考えるのか。東中学校に小・中学校、保育施設計画されておりますが、除染されて現在どのくらいの線量なのかお伺いいたします。

長期目標 1 mSvに向けた継続的取組み。浪江町の長期的な目標 1 m

Sv以下の年間追加被ばく線量を目標とするということではありますが、今後どのような計画をもって取り組むのか伺います。

次に、帰還困難区域の除染計画の策定でありますけども、国の関係機関に対し、帰還困難区域の除染計画を一刻も早く策定することを要請することとありますが、帰還困難区域の復興拠点を定め、復興整備計画と除染計画の策定に着手することとあるが、復興拠点、拠点整備、除染計画をどのように進めるのかお伺いをいたします。

帰還困難区域の除染については、「浪江町の町づくり計画」で、放射線の低い地域の復興をまずは進め、平成29年3月までに帰還を開始することを目標としつつも、徐々に浪江町全域の復旧復興を進め、「オール浪江」として帰町を果たすことを最大の目標としている。従って、帰還困難区域の除染が急務である。現状、帰還困難区域においては、除染計画が未策定の状況であることは大変遺憾であります。帰還困難区域の方にとって浪江町の地図から抹消されたようで、将来の希望が失われる。せめてまずは復興の計画を示して欲しいとの要望に、ぜひ応えていただきたいと思っております。また、浪江町の下流のものにとって、上流の津島、大堀地区特に大柿ダムの除染なくして、浪江町の復興は考えられません。

114号線は中通りと浜の交通の動脈であり、幹線道路20mの除染はどのような状態なのかお伺いをいたします。また県道34、35、253、国道399、459号の除染計画がどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、廃棄物の減容化の検討ということに際しましては、廃棄物仮置き場の早期解消、焼却施設、リサイクル施設による廃棄物の減容化について検討するとありますが、どのような計画で進めるのか伺います。

仮置き場の借地契約は1年ですが毎年、延び延びになっております。早く撤去してもらいたいと思っておりますが町としての対応はどのように考えられるのかお伺いをいたします。

次に、上水道の確実な復旧という中で帰還希望のある町民居住エリアを優先的に整備することとあります。放射能の測定、井戸水、水道取り入れ口の安全基準を満たしていることも広報されておりますが、上流の放射能の高いところから流れてくることに対しての不安をどのようにして、安全を説明していくのかお伺いをいたします。

帰還に向けた課題で飲み水の不安が挙げられます。町民の方に現場を視察してもらおう等、安全性の周知を行うことが重要かと思っておりますが、実行できないかお伺いをいたします。

それから、買い物ができる環境整備ということでは、先ほどの行

政報告にもありましたが、今年10月から仮設の店舗が開店予定となっておりますが、順調に計画が進んでいるのかお伺いをいたします。

次に、事業者支援制度でありますけども、震災前の状況では町内で約1000事業者が事業を行っておりました。商工会会員数は599者、現在町内で21事業者が事業を行っているということではありますが、福島相双復興官民合同チームが被災商工業者の意向調査をして、事業再開を支援実施しておりますが、事業再開、新規事業者その効果はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、郵便再開でありますけども、郵便局の再開は当然要請していると思いますが、農協、銀行、商工会の再開はどのようになるか。平成29年3月の見通しをお伺いいたします。

原子力災害に対応した安全確保体制の整備でありますけども、廃炉作業中のダスト飛散等がありました。発生した際に適切に判断対応できるような国、東電、町との連絡体制はとられているのか伺います。

国が中心となり、県、町、原子力事業者とも連携しながら、避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備することが、必要と思います。国に働きかけていかれることをお願いいたします。

それから、モニタリング体制整備、放射線相談窓口の設置でありますけども、個人線量測定（外部、内部被ばく）、食品の放射能測定、上水道の24時間放射能濃度測定、町内の空間線量の測定等、住民の生活に密接に関連する分野でモニタリングの体制を整備するとなっておりますが町民の皆さんにも大分放射能に対しての理解は深まっていると思います。

しかしながら臭わない、見えない、そしてもし将来子供、孫のことを考えると、安心できないというのが親心だと思います。放射線窓口の設置も大事でありますけども、集まりの際に機会を設けて積極的に現状を広報することが大事だと思います。

最後になりますが、町内ではプロパンガスも使用されておりましたが、再開される業者はおられるのか、何業者おられるのか、今後の見通しはどうなっているのか。電気、光ファイバーの提供は可能なのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

失礼しました。後ろから言われたんですけども、電話を電気と、電話ということですので訂正します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず、第1点の浪江町の復興方針についてのご

発言訂正申し出あり：議長許可。「電気」を「電話」に訂正。

質問にお答えをいたします。

復興の方針につきましては、復興計画第一次の中で、「すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～」、「ふるさとなみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～」、「被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～」の復興に対する3つの基本方針が定められております。これらの方針に基づいて、現在、復旧復興を進めているところであります。

本年3月30日に避難指示に関する有識者検証委員会から平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題が議員お質しのとおり示されたところであります。今後は復興計画及び復興まちづくり計画を基本としながらも、目標としている平成29年3月の避難指示解除に向けて、これらの課題の解決に特に優先的に取り組んでいく考え方であります。

ただいま議員お質しの執行体制や役場の位置づけについては、今後、町内の環境整備を加速させるため、そして本庁舎の執行体制を強化させる必要があると考えております。また、町内の環境整備に当たっては、可能な限り町民に参画を求めて、協働でまちづくりを進める必要があると考えております。

それから、避難指示解除に関する報告書の件の特例宿泊、準備宿泊の進め方についてのご質問にお答えをいたします。特例宿泊、準備宿泊を円滑に進めるために、現在避難している町民の皆様が、短期的に宿泊できる浪江町帰還支援一時宿泊所の準備を進めているところでございます。

その上で、特例宿泊でございますが、6月23日から始まります住民懇談会で、国からの説明や町民の皆様からのご意見を踏まえまして、実施時期につきましては、国と協議の上決定していきたいと考えております。

また、実施回数につきましては、ほかの自治体と同様、1回の実施期間を概ね2週間程度実施する予定でございます。その後、その実施状況や検証委員会で提言されました生活環境の整備状況、除染の状況を踏まえまして、国と協議の上、準備宿泊を実施していく予定となっております。

次に、帰還困難区域の復興拠点、除染計画、町の考えのご質問にお答えをいたします。

帰還困難区域の除染につきましては、早期に除染についての見解及び除染を求めてまいりたいと考えております。除染計画は、環境省が策定をいたしますが、その前提となる拠点の整備計画は、町が策定することとなっております。

5月30日、31日に帰還困難区域の代表者の方と2回目の意見交換会を終わりました。この復興拠点の整備計画について意見をいただいたところでもあります。

また、ご指摘された国道114号沿線の除染については居住制限区域及び避難指示解除区域については道路敷きを先行除染で、道路沿い20mについては本格除染の中で除染作業を施工しております。帰還困難区域につきましては、道路敷きのみ除染作業を終えている状況となっておりますが、いずれにいたしましても、町といたしましては帰還困難区域の面的除染を求めるとともに、併せて国道114号沿い20mの除染も早期施工できるよう求めてまいりたいと考えております。

その他の道路除染につきましては、県道34号、35号は除染を終えておりますが、県道253号、国道399号、459号につきましては、本年12月までに除染作業の施工完了予定となっております。

以上、私からの答弁はこの3点でありまして、その他の質問については担当課長が答弁いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、浪江町の復興今後の進め方の2つ目の質問でございます危険区域土地利用構想、管理方法についてお答えいたします。

災害危険区域内の買収面積は約122.4ha、総額は約44億5000万円を予定してございます。

買収した土地につきましては、名義は浪江町であり、管理も町が行います。

現在、県による海岸堤防や海岸防災林の事業用地として利用されているほか、双葉町と中浜・両竹地区とに計画されております復興祈念公園用地など、公益的な土地利用を検討しているところでございます。

さらには、従前、農業や漁業を営まれた方など、地域の方々の意向も確認しながら、有効活用について検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 次に2番目、浪江町の営農方針の件。

（1）大柿ダムの被害と復興状況についてご質問にお答えいたします。

大柿ダムの被害状況ですが、地震により堤体の上部に深さ約7mの亀裂が発生するなどの被害がありました。国による堤体の復旧工

事は平成27年度に完了し、現在、復旧後の堤体の遮水機能確認のための水位上昇試験を実施中です。また、浪江町方面の施設復旧状況についてですが、国では福島特別直轄災害復旧事業請戸川地区として事業区分をSTEP 1からSTEP 4に分けて事業を進めております。STEP 1は平成25年から平成28年までとなり、主に南相馬市方面の災害復旧です。STEP 2は平成28年から平成30年までとなり、主に浪江町内の北側が対象区域となっており、請戸右岸幹線用水路、高瀬左岸幹線用水路、高瀬右岸幹線用水路、苧宿頭首工、苧宿用水路、立野用水路、掃部関用水路、掃部関頭首工、青根場用水路が対象施設となっております。STEP 3は平成29年から平成31年までとなり、STEP 1、STEP 2以外の浪江町区域となります。焼築頭首工、高瀬幹線導水路、高瀬左岸幹線用水路、大堀用水路、末ノ森用水路、請戸頭首工、請戸用水路となっております。STEP 4は主に双葉町が対象区域となっております。

次に、(2)放射能の状態、作物に与える影響についてご質問にお答えします。

大柿ダムから取水・放流される水自体については、セシウム134、137ともにほとんど1Bq/L未満であることが分かっています。しかも、作物に吸収されやすい溶存態の放射性セシウムについても、セシウム134、137ともに常に1Bq/L未満です。昨年、酒田地区の除染後の水田において大柿ダムから放流された請戸川の水を使って試験栽培を行った結果、調査した全ての玄米において、食品安全基準値を超えたものはございませんでした。

次に、(3)酒田の米、実証実験の今後拡大の計画について、ご質問にお答えいたします。

水利権や河川占用などの関係法令を順守し、かつ水中ポンプの利用が可能な地域において、地元の復興組合等と話し合いをさせていただき、実証を検討していきたいと考えております。

次に、(4)通水の状況と作物栽培の推奨について、ご質問にお答えします。

ご指摘のとおり風評も厳しいという事情はございますが、花卉を進めている理由については、浜通りの冬場の豊富な日照量、福島ブランド、県内で研究されている周年栽培技術、通年での需要等々、潜在的に価値の高い品目と期待しているためでございます。区域については、労働集約型かつ技術も高い品目であるため、昨年度策定された「花のまち実現化事業」の全体ビジョンにおいて研究会から提案された、幾世橋地区や高瀬地区に集約して栽培技術を育成していくことを検討しております。

次に、(5) 実証栽培を各行政区ごとに進める考えについて、ご質問にお答えいたします。

今年度町内12カ所で実施する試験栽培は制限品目の解除のためのものになります。今年の試験で、全ての地点で食品の基準値を下回ることが確認できれば、制限品目は今年度限りで解除され、実証栽培事業は今年で終わります。しかし、今後も安全確認や町民が主体となった取組みが継続できるよう国及び県に要望していきたいと考えております。

次に、(6) 浪江町の圃場整備の進捗状況について、ご質問にお答えします。

復興組合協議会などで意見交換を実施し、圃場整備に係る制度や周辺市町村の取組みなどの説明を行いました。今後も地域との意見交換を実施したいと考えております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 3番の(2) 居住エリアの除染の一巡の見通しについてお答えいたします。

現在、環境省発注の浪江町除染等工事(4)が施工中であり、平成29年3月までに全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染を完了させるよう工事を進めています。町といたしましても、平成29年3月までに工事が完了できるよう環境省に対し要請するとともに、工程会議を定期的開催し、除染作業の加速化に向けできる限り協力しております。

また、浪江東中の空間線量率につきましては、1 m高において、除染前の平成26年12月12日時点で平均値が $0.40 \mu\text{Sv/h}$ に対し、除染後の平成27年6月23日時点での平均値は $0.26 \mu\text{Sv/h}$ の報告を受けております。この数値に対しまして、町といたしましては周辺の道路を含めさらなる低減を環境省へ要請しております。

続きまして、(3) 長期的目標 1 mSv達成目標についてお答えいたします。

年間 1 mSv以下という数値については、一朝一夕に実現できるものでないと認識しております。しかしながら、町といたしましては、町民の安全のためにも年間 1 mSv以下となるよう継続的に空間線量の低減を図るよう要請してまいります。

続きまして、(5) 廃棄物減容化の計画はにお答えいたします。

平成27年7月より棚塩地区にある仮設焼却施設が本格稼働し、災害廃棄物・片付けごみ・除染廃棄物のうち可燃物を減容化しております。建物等の解体工事や片付けごみの中で、鉄くずや木材などリサイクルできるものはリサイクルしております。

仮置き場の解消につきましては、除染仮置き場にありますが除去土壌等を平成27年度は約1200立米を試験輸送とし搬出し、平成28年度は約8000立米を段階的な本格輸送として搬出予定です。搬出量は中間貯蔵施設の整備の進捗によりますので、早期の整備を国へ要望してまいります。

リサイクル施設の整備については、安全性等を含め検討していきたいと思っております。

(6) 上水道安全の説明についてお答えいたします。

水源の水は、月に1回、蛇口から出た水は週3回、放射線検査しております。結果は、1kgあたり検出限界1Bq以下です。取水場4カ所に24時間測定可能な放射線測定装置を年内に設置いたします。浪江町の上水道の水源は地下水であります。4カ所の取水場の井戸の深さは約10mあります。放射性物質は地面の浅いところに留まっておりますので、地下水への影響は無いものと考えております。

こういったことを今後PRしていきたいと思っております。

○議長(吉田数博君) 産業振興課長。

○産業振興課長(岩野善一君) 次に、(7) 買い物ができる環境整備、計画の見通しについて、ご質問にお答えいたします。

仮設商店の整備については、5月20日に独立行政法人中小企業整備機構により建築業者が決定し、現在施設設置に向け出店決定の10事業者や建築業者との打合せを実施するなど、10月オープンに向け着実に準備を進めております。

次に、(8) 事業者再開支援の事業効果について、ご質問にお答えします。

平成28年5月16日現在、福島相双復興官民合同チームが町内事業所約800事業所を訪問しております。国・町・事業者との意見交換会なども踏まえ、事業再開の各種補助制度などが創設されたところであり、意欲ある事業者からの相談も増え、確実な前進がみられると認識しております。

次に、(9) 郵便、農協、銀行、商工会再開の見通しについて、ご質問にお答えします。

平成28年7月にあぶくま信用金庫が町内での事業再開が決定しておりますが、その他金融機関、郵便局、農協、商工会においては、避難指示解除時期が明確になれば事業再開に向け準備を進めていくと確認しております。引き続き、事業再開していただくようしっかりと要請していきます。

○議長(吉田数博君) 帰町準備室長。

○帰町準備室長(鈴木政己君) (10) 原子力安全確保体制で国、東電

との連絡体制はのご質問にお答えします。

廃炉作業におけるダスト飛散等が発生した際には、国や県、原子力事業者からFAX・電話・電子メールによる通報、連絡が入ることになっております。通信手段の多重化に向けまして、衛星携帯電話・専用回線による緊急時連絡網のシステムの整備を行い、現在は、無線機の導入につきまして、協議を進めているところでございます。全ての通信手段が、途絶した際には、東京電力では、衛星電話等の確実に連絡のとれる通信手段を携行した連絡員を関係自治体に派遣することとなっているところでございます。

また、定期的な通信訓練によりまして、機器の動作確認を行いながら万全を期してまいります。

なお、適切な判断を下せるような体制につきましても、国に働きかけるとともに関係機関と協議しながら、帰町に備えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、(11)放射線窓口の設置の計画はについて、ご質問にお答えをいたします。

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16項目の課題の一つとして挙げられております放射線相談窓口の設置は、町民が抱える健康不安や悩みの軽減、払拭に対応するため必要不可欠なものと認識しております。

さらには、帰還を希望する町民の放射線に対する不安をできる限り低減するため弘前大学浪江町復興支援室との連携を図りながら、住民との対話集会など集まりの機会を利用し、きめ細かに対応する相談体制の構築に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） (12)プロパンガス業者、電話、光ファイバーの再開見通しについてご質問にお答えします。

プロパンガス事業者については、現在町内で1事業者が事業を再開しております。引き続き事業再開に向け事業者と協議してまいります。

電話については、NTTに回線状況を確認していただき不具合がなければ、利用が可能となっております。光ファイバーについては、回線網に大きな損傷がないため、平成29年3月には回線提供が可能であることを確認しております。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 再質問いたします。

危険区域の件でありますけども、44億円総額、それから総面積が

122ha、そこで防災林とそれから復興公園そういうものを引いた面積、残りの面積はどのくらいになるのか、若しくは分かればお願いします。

それから、この土地は浪江町の土地、浪江町の名義の土地になるということでこれを管理というものをうまくやっていると大変な負担になるのではないかと思うんですけども、今工業団地買収ということで話になっておりますけども、こういう土地を工業団地にそういうことに利用できないのかどうかお伺いいたします。

放射能の状況、作物に与える影響ということでありますけども、平常の放射能測定では放射能は限界値以内だということで、ほとんど1 Bq/Lいつでもその未満だということの答弁でありますけども、一般の町民にしてみれば大雨が降った際には泥水といいますか、汚染された水が下流に流れるのではないかとそういう影響を心配するわけでありまして。安全であることをどう広報されるのかお聞きしたいと思っておりますし、また大柿ダムの水を24時間監視するモニタリングシステムの導入というものが課題だと言われておりますが、町としてはどういう考えなのかお伺いをいたします。

酒田の米、この実証実験ということで今後拡大していただきたいなと思ったわけでありまして、色々な条件、水中ポンプ可能なところとそういうことありますけども、安全な作物であることの証明は非常に実証栽培で証明することが大事だと思います。ぜひとも酒田地区以外での実証も広げていくようお願いしたいと思っております。

それから、通水の状況と作物栽培の推奨という中で、課長から花のまち実現あるいは幾世橋、高瀬のことをお話しいただきました。川から直接水を取り入れることができる掃部関水路、苧宿水路、請戸堰水路そういうところはよその地区よりも早く水が引けるのではないのかなと思います。そういうところで、そうでないところ、例えば私達の幾世橋地区、牛渡地区はこの源流が末ノ森にあるわけがあります。そういう延々と長いところを通ってくるころは、中々水田栽培というものを水を持ってくるというのは難しい状況ではないのかなと、そういうところは畑作を進めるようなそういう水路体系ごとに作物を推奨していくのも大事ではないかと思っております。

それから、実証実験を各行政区ごとに進められないかということに対しましては、制限品目の解除が今年で終わるので、これは終わりだという答弁をいただきましたが、非常に実証栽培というのは非常に私は大事だと思います。やっぱりこういうふうに安全だということをおっしゃられても中々頭では分かっておるわけでありまして、実際

実証栽培して本当に安全なんだというものは、全然違うわけであり
ますので、これも継続してやってもらえないかどうかお伺いをいた
します。

それから、上水道の安全の説明でありますけども、上水道と下水
道噛み合っておりますので、川添・樋渡地区の上下水道計画これは
平成30年3月の復旧予定になっております。避難指示解除予定に完
了しないのは、非常に残念なわけでありますけども、帰還要望のあ
る町民の居住するエリアの上下水道応急措置の導入も含めて整備で
きないのかお伺いしたいと思います。

それから、原子力安全確保体制と国、東電との連絡体制というこ
とで私達は原発の立地隣接町村ということでの立地町村との差、避
難の中で放射能の高いところに避難したことへの反省が悔やまれます
ので、連絡体制をしっかりとしていただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、災害危険区域内の買
い取りした面積の利用予定のない残りの面積ということでございま
すが、海岸防災林ある程度事業確定してございますが、復興祈念公
園についてはまだ候補地ということで、はっきりした面積が示され
てないこともありまして、今のところ122haの中で約半数近くがま
だ利用が決まっていないという程度だと考えております。

また、工業団地としての利用ということがございましたが、この
町で買い取った土地につきましては、町の復興に資するような事業
に積極的に活用していきたいと考えておりますので、居住はできま
せんが、そういった事業用地としては積極的に活用していきたいと
考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えいたします。

大柿ダムの大雨が降った際の下流に与える影響があるのではない
かという広報等をどのようにするんだということでございます。

まず、大柿ダムの上流対策につきましては、東北農政局で平
成28年度までにバルブ操作により取水を回避できるよう放射性セシ
ウム濃度と相関が高い濁度をリアルタイムで遠方監視できるシステ
ムを本年度までに設置しますという形で、リアルタイムで濁度関係
が監視されるということでございます。あと、これらについては、
町も国、県と連絡を取りながらこのセシウム関係大雨の時の濁度の
濃度はどうだというのは広報してまいりたいと思っているところで
ございます。

それから、酒田の実証の米の酒田以外に拡大をできないかという

ことであります。これについても前々から酒田以外にもどこかできないかということで、町としては検討しているところですが、中々河川の関係とかもございまして、酒田に限らず各復興組合それから町等の中、あと河川の関係、水利権とかで調整ができる分についてはこれは拡大をしていきたいと思っているところがございます。これは、前々から検討しているところがございますが、中々酒田地区でしかまだできていないというところがございます。

それから、実証関係で水利関係でどうしても水利が通水が大柿ダム
の整備の関係で遅れるというところについては、稲作でなく畑作という形のお質しでございました。これらについても、そういう関係で畑作にある地区はどこなのか等も今後町それから県それから土地改良区等で検討してまいりたいと思っているところがございます。

実証栽培を、今年は制限品目解除のための実証ということで、補助事業である分は今年で終了でございますが、やはり安全性等がござい
ますので、これについては国、県と相談しながら終わることのないよ
うというか、今後も引き続きできないかどうか検討してまいりたい
ところがございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 川添・樋渡地区の上水道、下水道の復旧状況ですが、水道は8月より再開いたします。下水道につきましては、完全復旧は平成30年3月となりますけれども、下水道自体は管が水が流れる勾配が元々ついておりますので、工事をしながら供用をしながら復旧をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 原子力安全確保の体制ということで、連絡体制はということの再質問でございますが、帰町に向けまして、大切なこと
でございますので、関係機関と連携を図りながら帰町に向けて備えてまいりたい
と考えているところがございます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 最後に一つ質問させて、質問というか町長にお願い
したいと思
います。

先日、帰還困難区域の芸能保存会の方に話をお聞きいたしました。7年に一度のご遷宮を地元の神社で奉納したいということでありました。なんらかの形で復興大臣に話ししたら町で要望すれば大丈夫だと言われたそう
であります。そういう中で帰還困難区域でも線量の低い地域もあるわけ
でありますので、私達の心のよりどころであ

る神社、お寺、学校の除染をしていただけるように町長からもお願いしていただきたいと思います。このことに対して一言お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど質問にお答えしましたように、帰還困難区域の代表者の方と5月30日、31日意見を賜りました。今、議員お質しのおりの提案がなされております。そういう中で、私どもの帰還困難区域これをどのように復興拠点再生をしていくのか。真剣になって考えていかななくてはならないと思っています。

従って、国にはとにかく除染計画を早くだせと。私ども町としては復興拠点絵姿はできると、従って絵姿はできるので、なんとか協力して除染をやり、そして今提案された神社仏閣についての除染をきっちりやって、そしてそこが一つの生活の場所だと、生活の場に踏まえられるようにやっていただきたいと思いますということでこれからも国に対しては強く要請していきたいと考えています。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○13番（紺野榮重君） 以上で、一般質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、13番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時50分まで休憩をいたします。
(午前10時36分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時50分)

◇平 本 佳 司 君

○議長（吉田数博君） 5番、平本佳司君の質問を許可いたします。
5番、平本君。

[5番 平本佳司君登壇]

○5番（平本佳司君） おはようございます。5番、平本佳司であります。議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。質問方式は、一問一答方式で行いますのでよろしくお願い致します。

なお、質問通告の中で、何点か先ほど質問いたしました13番議員と異なる事柄があると思います。関連して、違う観点から質問する必要があると。あるいは、了解した事柄については削除させなが

ら行いたいと思いますので、ご了承をお願いします。

それでは、早速質問に入ります。内容的には大きな項目で、4点を順に行います。

初めに、解除に向け最優先に取り組むべき16項目の課題についてお尋ねします。避難指示解除に関する有識者検証委員会の検証結果の報告がありました。平成29年3月まで、最優先に取り組むべき16の課題が提示されました。そこでこの16項目の内、最も重要視されなければならない点をいくつか質問させていただきます。

第一に上げられました、居住エリアの除染であります。環境省は今年8月まで宅地除染、いわゆる、帰還困難区域以外のところでございますが、宅地除染を完了し、又農地については今年12月頃まで。遅れても今年度中には終了すると言っていますが、町は現在の進捗・進行状況から確実に終わることができると考えていますか。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 現在、環境省発注の浪江町除染等工事（その4）が施工中であります。平成29年3月まで全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染を完了させるよう工事を進めております。今年の3月からは、除染作業員も4000人と増員されました。そのようなことから、工程通り終わるよう町としても工程会議などを開き協力をしてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 現在第4工区エリアの除染を進めているのは承知しております。今現在、宅地除染をしても家屋解体が進まず住民から「先に除染しても家屋の解体時にまた放射線物質が飛散してしまう心配から除染はその後に入ってください」と言っている方が大幅に多いです。そうすると当然、解体してからの除染になりますと大幅に除染が遅れていくと思われませんが、町は当然、この辺は把握していると思いますが、今後どのような対応をしていくのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えいたします。

解体後に除染という順序が最良かと思っておりますので、解体申請時に聞き取りを行って工事を進めているところであります。家屋解体の加速化についてですが、今年の2月に260件の解体が発注されました。さらに、これに180件が増工されました。さらに、今年度約300件の解体の発注が予定されております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） これは先の全協においても説明いただきました。

現在、平成28年4月末現在で、受付件数が解体の件数ですが、1272件ほどありまして、今年度中に1000件解体予定していると報告がありました。平成28年ということですが、今年度中ということですが、未だに半数にもまだ満たない状況でございます。本当に少なくとも目標の1000件をあと9カ月で解体出来るかどうか。また現在260件の解体進捗を今後実施計画等も含めまして、どのようになっているのか、もう一度、1000件を目標とやっているところでございますが、出来るのかどうか。確認したいと思います。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 現在、家屋解体につきましては、業者で50班体制を組みまして、取り壊しの加速化を図っております。50班と言いますと、月にしますと100件程度解体出来るのではないかと。今後ですけれどもそのような体制になりましたので、加速化されていくのかと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） そのようにいけば非常によろしいでございます。次に移ります。ちょっと変えまして、除染の進捗でございますが、居住エリアの除染ということで、未だにですね、仮置場の決まっていないう居住制限区域内。谷津田地区の除染はどのように対処していくのか。町の考えをお尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 谷津田行政区につきましては、現在仮置場の確保を進めております。地権者が10人おりますが、内諾は10人からいただいております、契約が終わったのは先週までで2名でございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 進めているのは分かってます。分かってますが、今年度中に本当にあの仮置場設置行って、ここは居住制限区域です。万が一、除染がまだ行われないう状況になったときに、じゃあ、これ解除、居住制限解除出来るんですか。それは、時間がございませんので、あとでまた話させていただきますが、そういうことではいろんな形で、今解除に向けて進んでいるのは分かりますが、中々厳しいものがあるのではないかと思います。次に、仮に今年度中に除染が一巡されたとしても線量が若干落ちなかったところ、高かったところも含めて、追加的な除染はどのような基準でいつ頃から始める予定ですか。基準と期日。まさか、除染解除してからということはないかと思いますが、ご答弁お願いします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） その1工事の酒田地区につきましては、1回目の事後モニタリングが終了し、6月中旬よりフォローアップ除染の除染着手の見込みであります。その2工事の立野下、高瀬地区につきましては、8月頃よりフォローアップ除染着手見込みであります。基準値につきましては、周辺より高い箇所ということで、明確化されておられません。数値基準を示すよう環境省に求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 数値基準もないままに再除染は出来ないと思いますけども。町長その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） これはですね、やはり私どもは、長期的に1mSv以下に時間がかかっても除染をしていただきたいということは初めからの約束になってます。従って、今数値基準の問題で中々容易ではないんじゃないかということでもありますけども。とにかく20mSv以下までとにかく落とすということが、一つの基準にはなってくると思います。これは、基準値については国では、ICRPの判断によれば、20mSv以下が基準だろうと見解をお示ししてますので、最初は20mSv以下。それから、どんどん低減して下げていったほうが一番相応しいわけですから。そのようにどんどん下げていただくということが一つの基準だと思ってます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 20mSvって。ここに16の課題ということで、検証委員会の資料もございしますが、20mSvは分かっています。分かっていますというか、それで良いのかなっていう部分がありますが、これじゃあ、誰が責任持って確認しながら尚且つ現在町はですね、除染検証委員会を立ち上げました。いつ頃まで結果を出して追加除染をさせる予定なんですか、その辺も含めて。先ほどの答弁にもありましたように、第1工区、第2工区と第3工区まで分かるんですが、第4工区今現在やっている居住制限区域。比較的線量の高いところの確認も含めて、今後どのようにするか、もう一度お願いします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） その4工事におきましては、事後モニタリングを待たずに除染後の線量を測った段階で高いというところがあれば除染を再びするという事になっております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） しょうがないね。これは、こういう形で、いろんな形で居住制限区域、これから帰還困難区域の話もありますが出

てくると思いますが、この除染の結果も含めて。これは、町長、再除染マップみたいなもの。マップを作りながらですね、ここの地域はちょっともう一度再除染しなければならないとか。そういう全体的なマップを作る予定はございますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） マップと言いますか、除染後の報告書自体が航空写真に点が落ちまして、その箇所が何ミリかというそういうことでの報告書は出てきます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 報告書は分かるんです。環境省も含めてこれから検証委員会も含めてやっていくんですが、出てくるのは分かるんですが、町独自で浪江町全体像をマップ化して、この地域は比較的線量が高いとか。ここは再除染必要ないんだとか。そういうものをやはり作るべきだと思いますが、町の答弁もう一度お願いします。作るべきではないかと思います。もう一度お願いします。

○議長（吉田数博君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 今後、その4工事もどんどん除染検証委員会、町で進めていきますので、その地区ごとにやっていきますから。その地区ごとにどの辺が高いのかとか。実際ガンマカメラを測って、この辺は高いだろうと。いろんな要望を踏まえてそういう数字は出てきます。どこまでその完璧に詳細なマップというのは中々難しいと思いますが、ある程度ここはこのぐらいと、ある程度こちらは公園の辺は森があるので高いよってというのは当然示せると思いますし、そういう分かりやすい形で示していくということは進めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） なるべくそういうものを作って、住民に分かりやすい健康被害も考えると、やはり、帰町希望される方も非常に多いので、その辺も含めて住民に知らしめるためにもその町独自のマップ等も作りながらやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、②の帰還困難区域の除染計画ということで示されてます。

先ほど、13番議員からも大分話しがありました。私はちょっと理解できなかつたんです。町長は先ほどの答弁の中で、除染計画を早く出させるんだという話でした。私は個人的にこれ本当に国が決めるものなのか。それとも、町で策定して国等に要請・要望も含めて要請するものなのか。私確認出来ませんが、再確認の意味で、これは国からこういう帰還困難区域の除染をしますというものを計画

を出させるということですか。町では一切関係ありませんということですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私どもの除染は、国直轄事業ですので、国が除染計画を示してくれというのが、基本的スタンスです。ここをやっていただく。ここはどうも高いんじゃないかというようなところがあれば町として提案をして、それを反映していただくと。国に対して反映していただくと。そういう手法で現在も取り続けて来ましたので、まず帰還困難区域については、計画を早く出せという考え方で今やっておるところであります。

○議長（吉田数博君） はい、平本君。

○5番（平本佳司君） 分かりました。私は、やはり帰還困難区域の住民もやっぱり同じ浪江町民でございます。これは、いつも町長が言っている言葉であります。地元に戻りたい気持ちは同じだと思います。1日も早く帰還困難区域の除染計画を国に出させてもらって、町もある程度話をしながらだと思いますが、その地域の拠点作りを早くしないと、これから解除に向けて帰還困難区域ばかりが取り残されるようなことのないように1つよろしくお願いします。

次に、これもまた13番議員の質問とダブるかも知れませんが、1点だけ。インフラ復旧についてお尋ねします。インフラ整備が1番大事なものは、上下水道の復旧だと思います。その中ですね、確実に復旧出来る時期、これは先ほどお話ありましたように、下水道に関しては、川添・樋渡地区が平成30年3月頃予定と。権現堂地区等は今年度の12月頃まで何とか下水道は出来るのかなって先日の全協でありました。これ上水はほかのところ大体決まってきたんですが、8月に先ほども話出ましたが、大体高瀬地区も出来るということだったんですが、権現堂地区、川添地区にあたってはまだ提示されていないんですね。その日付というか、何月頃まで、何年の何月頃まで全面開通というのは。その辺だけ確認の意味で完全に開通するのが、通水出来るのはいつだかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） まず水道についてお答えいたします。帰還困難区域、津波被災地区を除いて8月より水を上水道は水を出します。これは7月号の広報誌に掲載予定であります。川添・樋渡の下水道につきましては、平成30年3月まで完全に直るまではかかりますけども、工事をしながら使っていただきながら工事は進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 大体8月頃、今年の8月頃までは、上水は何とか開栓させるのかと思っております。思っておりますが、これは、下水が今年度、今年の12月頃、権現堂地区完成と出来るという話。そしてまた樋渡地区、川添地区は若干遅れると。平成30年になるということで、下水が出来てないままその上水を開栓させる予定ですか。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 水がなくて家の掃除も出来ないという苦情がたくさん寄せられておまして、まずは家の掃除のために水は8月1日から再開したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） その時に、その排水はどうする予定でしょうか。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 使い終わった水につきましては、道路の側溝とか、庭に撒いていただくということをお願いしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 中々住民は納得しないと思いますよ。それはそれで、次に移りさせていただきます。

今現在、国道114号線の第2工区という拡幅工事行われていますが、これはいつ頃まで完成する予定でしょうか。あともう1点は、駅前整備、あるいは周辺整備はいつ頃まで完了する予定でしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 国道114号、第2工区につきましては、県からの説明では、現在調査測量設計を行っており、今年度より用地買収に入るところでございます。また完成時期につきましては、平成30年代前半となっております。

続いて、駅前広場につきましては、今年度町といたしまして舗装、あるいは照明灯等、破損箇所の修復を行うという予定にしております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 平成30年代前半って言っても、平成30年だか、平成35年なんだか、ちょっとその辺もこれからきちんとしていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、帰町される方に対しては、一番大切な問題でございますが、生活環境の整備の一つですが、医療施設についてお尋ねします。何とか今年度中に浪江診療所が開設する予定です。医師1名を確保しているとは聞いてますが、そこに携わる従事者、いわゆる看護師も

含めまして、その辺の確保はどのようになっていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） ご質問にお答えします。浪江診療所の人員計画につきましては、医師1名、看護師3名、事務員2名の計6名の計画でございます。

まず、医師につきましては、浪江町内の応急仮設診療所で診療を行っております峯廻先生から内諾を得ておりまして、現在は所属する病院側と職務等の内容確認をしているところでございます。

次に、看護師につきましては、来年度2名の新規採用を予定しておるところでございます。また、事務員につきましても広く募集を行うなど確保に努めております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 関連して、今後必要になってくるような介護施設等、要は、新設も再開も含めてなんですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご質問にお答えいたします。デイサービスは、町が運営主体となるサポートセンターとして設置し、事業内容は、法人へ委託する方向で調整をしております。その中で、介護予防事業や相談業務サロン、体操教室などの事業を行う方向で調整をいたしております。その場合、施設は既存の施設を利用する予定であります。訪問介護事業は、町社会福祉協議会と実施に向けて協議を継続しております。只今、休止状態ではありますが、浪江町においては、訪問介護を再開するための人員の確保の方策を検討いたしております。そのための事務の拠点としては、サンシャイン浪江を使うことを検討いたしております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 分かりますが、要は、帰町を待ち望んでいる方々は、ほとんど高齢者でございますので、高齢者になる可能性がありますので、安心して帰町出来るような万全な態勢で解除しなければいけないのかなと思っておりますので、その点、町として今後よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、整備の一貫として、これはもう帰町の準備ということでしょうけれども。仮設商業施設、今年秋頃まで開設して運営していきたいと言っておりますが、これは、いろんな説明を聞きますと、今日もありませんけれども、業種業態を見てもどうしても偏りが多いのではないかなと思っております。生鮮食品の販売業務が薄いように感じます。今後町は、帰町する町民に対して、これだけで足りない

でないのかなと私は思うんですけども、今後どのように対策を練っていくか。お聞かせいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。仮設商店への生鮮食品の出店に関しましては、1店舗の出店となっております。出店に関しまして、生鮮食品を取り扱っていた事業者等にもお声をかけさせていただきました。仮設商店への出店は難しいとの話を受けておりますが、引き続き、町内事業者で生鮮食品を取り扱っていただけるよう事業者と協議していくとともに、出店いただける1店舗の品揃えの充実に向けても協議してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 仮設商業施設の整備事業ということで、今支援を行っていますが、今課長答弁ありましたように分かります。分かりますが、今後、解除するようになれば、先ほども大分行政報告で受けましたけれども。出店者の方は受けていますが、これ個人で帰町して自宅での営業再開を希望する個人事業主や店主等も今後増えてくるのかなと思っております。その辺は、町として課として把握しておりますか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 個人で帰町してから事業を再開するというのを承知しているかということでございますが、今主に町として事業再開の事業者という形でご報告している数については、主に製造業という形で、各小売業、飲食業、この仮設店舗に入る事業主のそれ以外の方については、まだ現在、商工会と確認中ということで、どここの事業者が入るといふところまでは、把握してはおりません。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 把握してなくて、その希望者だけ取っているという話でなくて、やはりこれから解除に向けてそういう方々も非常に増えてくると思うんです。そうすると当然町民も、あの店舗開き始まった、この店舗も開き始まったという形で帰町を促す好材料になると思います。そういう意味では、その辺の意向調査というか、商工会を通してでも結構ですが、意向調査をしながら、今後その把握に努めるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、今後帰町するようになれば、当然、一人暮らしの方、高齢者のみの方々が増えてきます。帰町してから、買い物や病院等の移動手段がない方が出てくると思うんですよ。その方々の支援はどの

ようにするのか、お尋ねします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 移動手段のない方への支援ということでございますが、現在、タクシー事業者の再開でありますとか、その運行支援等について協議しているところでございまして、町内での公共交通機関の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） それしかないと思うんですけども。要は、今後解除すれば、居住制限区域まで解除になってくるわけですよ。そうすると住宅の集中している町は、特に帰町する方々は多いかも知れませんが、住宅が点在している居住制限区域に帰町され希望する方も出てくると思うんです。その方々をどのように見守っていくか。例えば、行政区。集落に1、2軒しか戻らなかった世帯は、特に夜間などは周りに誰もいない不安感から一度帰町してもまた町外に住みたくなるという形にならないのかなということを思っております。町としてしっかり対応するべきかと思いますが、その辺も含めてもう一度、要は、町場以外の居住制限区域の遠いところを解除したとき1軒、2軒のところ。若しくは、その夜真っ暗の中で、集落で1軒、2軒しか明かりがつかないところ。その辺をどのように手当て支援していくのかもう一度お尋ねします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。今ほど申し上げました公共交通システム町内でのシステム整備についてもそうでありますが、他町村のその先行して解除した自治体を見ると、やはりかなり何というか、防犯とか防災等に不安があるという声が上がっております。

この対策といたしましては、現在町内でパトロールを行っている警察や消防等々、関係機関と町が主体となっております防犯見守り隊、消防団、警備会社等々と防犯防火対策連絡協議会を開催して情報交換や防犯・防火体制の強化について議論しているところでございます。またそういう防犯・防災以外にも社会福祉協議会の訪問活動とか、緊急通報システムの整備とか、一人暮らしの方、高齢者の方もいらっしゃると思います。そういった方に対しても支援をしてみたいと思っております。

特に、夜間滞在の不安解消のためには、まずは警察、消防との連携が必要でございますので、帰町された住民の皆様にも不安のない生活が出来るように取り組んでまいりたいと思います。

併せて、今後とも郡内のその帰還者が増えていくことも想定されますので、双葉警察署員の増員及びパトロールの強化を要請してまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 解除に向けて様々な課題があると思います。また生活環境というかそういうものは、例えば、いこいの村なんかも今後宿泊施設にしようとか、スポーツセンター、交流情報発信拠点施設等も含めまして、いろんな形で環境整備出来上がってくると思いますが、一番大切なのは住民の心をいかに安心して安全で暮らせるという想いをさせるかということだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

この項目の最後になりますが、先ほど放射線窓口設置に関しては、先輩議員から話聞かせて答弁いただきましたが、その他にモニタリング体制の設備としてありましたが、これ町としてどのような整備を考えているのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 水道は取水場4箇所にて24時間測定可能な放射線測定装置を年内に設置を予定しております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 取水場ってあの水道だけのモニタリングで終わるつもりなんですか。いいです。あとは除染しても下がらない地区必ず出てくると思うんです。その地区、場所は、例えば今後モニタリングしながら1年間かけて検証していった中で、その下がらない地区、再除染をしても1ないし2マイクロぐらい残る毎時ですけども。残る場所は、これは町長、居住エリアから外すなんていうことも視野に入れてますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 居住エリアから外すようなことがあるのかという質問でございますが、これは私ども区域の見直しをされたときに、地域の分断をされてますので、今回そういうような分断がされるようなそういうものは避けたいと思っております。

ですから、そういうスタンスでこれからも望んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 時間がありませんので、次に移らせていただきます。

次に、住民懇談会実施についてお尋ねします。町は6月末から7月にかけて住民との懇談会をしていく予定でございます。これは、

解除に向けての説明会なのか、それとも住民との意見交換をして解除時期の判断材料の一つとして、捉えているのか。町の考えをお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 今回の住民懇談会の趣旨は、解除に向けての直接的な説明会ではございません。町の現状を報告するとともに、解除に向けての様々なご意見を広く伺うため懇談会を開催するものでございます。具体的には町から避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書の内容や、ここで示された課題についての町の取組みについて説明するとともに、併せて、国から避難指示解除に関する考え方などについて説明を受ける予定としております。

これらについて、町民の皆様からご意見をいただきながら、解除に向けた方針を町としても整理していくことになろうかと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 一安心と言えば一安心です、私は。今回だけでなく今後も解除するまで何度となく、その住民との対話をしながら方向付けをするべきかと思いますが、今後の実施計画若しくは、今回で終わるのか。それとも何度か数度となくやっていくのかご確認をさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。今回の懇談会の後も、町民の皆様はその都度、ご説明すべき内容について適切な時期に説明会を開催しご意見をいただいております。今後の説明会の計画については、今回の住民懇談会でいただいたご意見なども踏まえながら計画を組んでまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 今回は8カ所ということで、検討しているようでございますが、同じ境遇の立場にあります富岡町、これ明日から2カ月間かけまして、これは懇談会ではございません。座談会でございますが、2カ月間で24カ所やる予定になっています。その他、希望があれば自治会やサークル等の小さいところにも行き、少人数でも意見を聞きながら聞く予定だということで聞いております。当町8カ所だけでやって、今後もそのような考えで良いのかどうか。もう少し数多くしてやっていただけないかなと思います。また、富岡と浪江は違うと言われればそれまでなんですが、富岡町では町民の意見・要望等、細かい対応が目的、だから少人数、少数でもやると。大きな会場では発言が出来ない方もいるので、小さくてもやり

ますよということを行っています。その辺、町としてももう少しきめ細かくやるべきかと思いますが、今後の対応をもう一度お願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 今回の懇談会の開催のお知らせをしたところ、やはり議員ご指摘のようなもっと細かく開催してほしいというような。また、県外でも数多く開催してほしいというご意見も伺っているところでございます。当町の避難者、全国各地に避難しておりますので、全ての皆様のご意見を伺うというのは中々困難でございますが、できるだけ多くの皆様からご意見を伺うような方法を探って計画を組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） そのように対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。次にこれは解除時期の判断についてということでお尋ねをします。

今、住民、町民の一番関心事、いわゆる一番知りたい事柄は、いつ解除するのかだと思います。町長は、昨年、平成28年、今年の3月頃には解除時期を判断すると言いながらも、未だに決めかねております。今になって住民懇談会を開き、住民から意見を聞く、私は遅いのではないのかと思っております。有識者の判断、検証結果、あるいは国それぞれの声を聞く前にもっと早い段階から広く住民と対話し、結果、1年前に発表すべきではなかったかなと思います。今さらでございますが、判断の時期はいつ頃になりますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 判断の時期でありますけれども、その前に、判断が遅いというご指摘がございました。これは議員ご承知のとおり除染が非常に遅れているということで、ハードの整備もされていない状況です。そういうことで、平成28年3月に判断できなかったという理由がそこにあるわけですが、できるだけ早い判断をこれからはしていきたいと思っています。それは、諸条件が整ってからの話でありますけれども。そういうことで、そういう取り組みをしていきたいと思っています。それから、やはりいつ頃判断をするのかということですが、これで今の避難指示解除に向けた有識者検証委員会の報告書がまとまってきました。今各課で16項目にわたって精査をしております。その精査が終わってですね。それで、住民懇談会に望んでいくという姿勢で今やっています。そういう状況での客観情勢を見て判断していかなくてはならないと。これは、勿論国とそれから今申し上げている議会の皆さん、それから町民の方々と十分に

すり合わせをしていかななくてはならないなということでもありますので、いつ頃の判断かということは、今の状況では申し上げられないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 今は判断の時期はまだ決められない。決めかねるということですが、では、町長の判断は国の要請があって解除時期を優先させるのか。それとも、住民の声を聞き、そのことを優先されますか。それとも除染状況、インフラ、生活環境、状況等々も含めていろんな課題があります。その課題があると思いますが、その三つのうち何を一番優先して判断する予定ですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 町民を代表するのは議会でありますので、議会の皆さん、そして戻る方は町民ですので町民の安全・安心を担保するために町民の方々からご意見をいただくと。従って、それを踏まえて国と十分に協議していくという段階になると思っています。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 私、個人的な話になるかもしれませんが、平成29年3月までには様々な課題が山積しております。それが、全てクリアするとは思いません。勿論、職員も必死になって何とか今年度中にできる限り、山積みになっている課題を一つでもクリアさせようと頑張っている姿は私たちは見えています。努力も見えます。認めます。しかしながら、解除の条件には至らないのではないのかなと思っています。今般の目標も、目標とは逆行している話かも知れませんが、そのこと等を鑑みたときに、延期する可能性も視野に入れるべきかと思いますが、町長のお考えを尋ねします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 平成29年3月の解除については、これは国が示した基準です。それに基づいて私どもはハードの整備、インフラの復旧、生活基盤の整備、それを工程表を組みながらやってきたわけです。そういう状況で今除染が若干遅れているという状況もあります。それから、下水道の遅れもちょっと出てきているような状況です。そういうことを全体的、総合的に見合わせていかななくてはならないと思うんです。答弁長くなりますけども、先ほどの有識者の検証会の中で、大きな項目で除染ですね。これはきっちり検証していかなくちゃならないと思うんです。それから、インフラの復旧、このインフラの復旧は時間かけて何と言いますか、集中的にやれば何とかハードの整備はできるんです。問題は、ハードができたとしても生活基盤の整備の医療機関とか、お医者さんの問題とか、

看護師さんの問題とか、人の問題、マンパワーの問題にもなってきます。ですから、そういうものを全て含めて、これなら1日も早く帰還したい方々に、何とか不便をかけないで生活できるような環境それを早く作っていく。それが一つの解除時期の判断になると思いますので、これは、今の進捗状況を合わせて見ながら、これは延期するか、しないのか。判断していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） その判断の時期も含めて、今町長から答弁いただいて理解はしているつもりです。我々も議会として特別委員会を立ち上げまして、馬場委員長を中心に様々な課題をクリアすべく今後議会全員で協議しながら、議会へ提出して、そして、議会から町に対して提言していく予定でございます。その際、我々の意見も取り入れていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次に移らせていただきます。避難先での事業再開、営業再開、さらに町独自の支援策ということでお尋ねします。

第1点目が、今町内では先ほど出ましたように仮設店舗等も含めてですが、町内での事業再開、営業再開者に対しては様々な支援策が行われ、夢と希望を持って帰町して頑張ろうという方々がいる反面、町内での営業再開を断念せざるを得なく、事業断念せざるを得ない事業者も多くいると聞いております。町として、避難先での営業再開をしようとする方々に対して、町独自の支援策を講ずるべきかと私は思いますが、その考えは、何かございますか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。官民合同チームとの意見交換等を踏まえ新たに創設された「福島県原子力被災事業者事業再開等支援事業」等の国や県の補助金等の活用について、引き続き事業者が町外でスムーズに事業再開できるように、関係機関と連携をとりながら、町として支援をしていきます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） それは、分かっているんです。要は言っているのは、例えば12市町村、12市町村のところで事業再開も含めてやっていきますと、国の補助金、県の補助金が4分の3ほど今後出る補助金を出していただけるようになりました。

しかしながら、12市町村以外のところ避難先での事業再開においては3分の1になるわけですよ。そうすると、住居確保損害してやっとな通り地区、県外も含めてですが、やっとな家は建てさせていただきました。しかしながら、事業再開するにはまだまだ不十分な支援策で、じゃあ、浪江あるいは12市町村に帰らなければ、再開

できないという方々も増えているわけでございます。そうすると、補助金目当てではございませんが、補助金が出る方向にということになってきますと、住まいは中通り、あるいは県外。事業者若しくは商店は12市町村あるいは町内に行ったほうが補助金いっぱい出るしという話になってくると思うんです。そうではなく、町として町外に、これは国で駄目だったらば町外、町内も含めて新たに事業再開される方には、何らかの支援はございませんかという話でございます。もう一度、町長何かございましたらば。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど、担当課長が説明しました県の原子力被災事業者事業再開等支援事業、これは昨年5月の第5次与党から提言があって閣議決定したことで、やはり5年も経過してきているという状況。6年目に入ってそういう状況になってきたと。やっぱりそろそろ自立させるべきじゃないかということで、自立させるためには県内に戻って、それで事業再開できないのかということのくりだと思うんです。今議員お質しのとおり、やっぱりどうしても避難している被災地の中で事業再開しなくちゃならないという面が出てきますので、それに対しても手厚い保護、支援そういうものは私は必要だと思っておりますので、これから国に対しても強く要望していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 町外、12市町村外も含めてですが、避難先で事業再開できるように、同等の扱いしていただけるように要望等をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

最後になります。関連してでございますが、現在、本宮市内の仮設敷地内において町民対象のグループホームがございます。ここには現在9世帯の介助が必要な町民が入居しております。この場所も、来年には返還しなければなりません。ならなくなると思っています。今事業主は新転地を必死になって探しております。探しながらも今後の運営をどうしようか悩んでいるところと聞いております。廃業するのは簡単ですが、個々に入居されている方々を考えるとそれもできないと言っています。このような個人の事業であっても公益的な、公益的に行っている施設に対して町はどのような支援を考えているのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 震災前から町の指定といたしましては、本宮の恵向で仮設で運営しておりますグループホーム虹の家だけあります。認知症の高齢者が9名入所しており、現在待機者が4名

おります。町の高齢者にとっては認知症になった場合は必要になりますので、とても大切な施設となっております。現在本宮市内での仮設はやはり手狭であるし、施設的にも仮設であるのでいつまでもいるわけにはいかないのでも移転したいという要望を受けております。避難先での再開については、現在県の補助金として、福島県地域医療介護総合確保基金からの補助があります。それ以外にも復興再生加速化交付金からも幾らか充てられる見込みでございます。引き続き財源について検討いたしているところであります。町指定のグループホームは運営委員会に町職員も参加しておりますし、財務の面で指導することも町の役割となっております。今後とも様々な形で支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 以上で私の一問一答の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食のため、午後1時20分まで休憩いたします。

（午前11時50分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時20分）

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木恵寿君の質問を許可いたします。9番、佐々木恵寿君。

[9番 佐々木恵寿君登壇]

○9番（佐々木恵寿君） 9番、佐々木恵寿でございます。一括方式によりまして一般質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

まず1番目、自由民主党東日本大震災復興加速化本部の提言について質問いたします。

これまでの5次にわたる提言につきましてどう捉えているかということで質問させていただきます。

自由民主党の東日本大震災復興加速化本部は、これまでの5年間の集中復興期間に達成した実績・成果及び残された課題を踏まえて今後の5年間の復興・創生期間に着実に被災者と被災地の生活と生業を取り戻して、安定した未来の東北の発展を確立するために何を

なすべきかの方向性と決意を東日本大震災復興・創生期間のスタートに向けた決意、オリンピック、パラリンピック東京大会までにと題して公表いたしました。同加速化本部はこれまで5次にわたりまして、政府に政策提言を行い、被災した地域の復旧・復興に総力を上げてきたわけではありますが、これまでの提言がどう浪江町に影響し、そしてその効果がどうであったか、また、どのような政策に予算が作られてきたのか、提言全体をどう捉えているのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、第6次提言に向けた町の要望について質問いたします。

福島第一原子力発電所の事故につきましては、原発敷地内でも放射線量が当初よりかなり低下しました。多くの場所で普通の作業着でも仕事ができるようになったほか、海側遮水壁の建設や地下水汲み上げ、凍土壁の運用開始、進展それに汚染水の浄化等によりまして、安定的で持続的な収束に向かって進んでいると一定の評価ができるようになりました。また除染も進み、避難指示解除も徐々に進展している状況であります。

しかしながら、原発事故による被災地の復興はまだまだこれからであります。このような状況の中でスタートしました復興・創生期間の基本的な考え方は、地域住民と市町村、県、国が共通の認識を持って、共通の目標に向かっていくオールジャパン体制をより一層強化することです。これからの5年間においては地域住民と誠意をもって丁寧に話し合う中で、中間貯蔵施設の設備や避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除に向けてのこと。あるいは帰還困難区域における復興拠点の整備を含めた将来展望を明示すること等を強力に進めることによって、本格的な復興の加速化を図ることだと思います。そのためにも、特に基幹産業である農林水産業の持続的な再生も図る必要があります。

いずれにしても、原発事故被災地の復興創生を考える場合、中長期的な対応が不可欠であり、国は県や市町村と一体となって責任をもって政策課題に取り組んで福島県全体の再生、そして東北の新しい時代の幕開けとなるようにしなければならないと思うわけであり

ます。自由民主党の東日本大震災復興加速化本部の次の提言は、今般の参議院選挙を経て、新しい体制を経たのちに第6次の提言を行うと予測をされております。我が浪江町として、今後のこの提言に織り込むべき要望がどういうものなのか、あるいは大きな課題をどう捉えていくのかということの観点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、帰還困難区域の在り方についてどう要望していくかということについて質問いたします。

帰還困難区域の復興の在り方についてはどのような姿を描いているのか。そしてこれらのことをどう要望に繋げていくかをまずお聞かせいただきたいと思います。

帰還困難区域の除染については、津島地区と井手地区において試験除染、モデル除染を実施したわけでありましてけれども、モデル除染の結果を経て次の行動に移行しなかった。あるいは復興拠点整備に至らなかった理由をここで改めてお尋ねしておきたいと思いません。

本来であればあのモデル除染の結果を受けて、その帰還困難区域であっても復興拠点整備に移って、努力すべき課題が今になって帰還困難区域の在り方をどうすべきかという問題が浮上しているような気がしてなりません。したがって、あのモデル除染のことがどういうことだったのかという、たればの話になろうかとも思いますが、その点をお尋ねしておきたいと思うわけでありまして。

次に、東日本大震災からの新しい産業をつくる復興対策についてご質問いたします。

まず一つ、当町の産業と雇用の創出と復興をどう進めていくのかという観点で質問いたします。まず始めに産業の復興・復旧対策についてお伺いいたします。東日本大震災から5年が経過し、国が定めた東日本大震災からの復興の基本方針における10年という期間の折り返しを過ぎました。前半の5年を国は集中復興期間と位置づけ全体で25兆円を上回る財源を確保し復興を進めてまいりました。そして後半5年を復興・創生期間と位置づけ、全体で6.5兆円の財源を確保し復興を加速化させるとしております。

原子力災害からの復旧・復興という特殊な課題であり、これからの5年間においてもしっかりと財源を確保して復興を進めていかなければならないものと思いません。

ついでには、町長は集中復興期間の浪江町の復興状況を踏まえ、復興・創生期間にどのように取り組むのかお尋ねいたします。

また、新規の企業立地や既存企業の事業支援など、雇用面でも効果を上げてきた、企業立地補助金やあるいは津波原子力災害被災地関係の企業立地補助金、被災した中小小規模事業者の事業再開のための補助金制度が今後どのように産業再生、雇用の創出に生かしていく考えなのか。どう支援を展開していくのかお尋ねをいたします。

次に、国際研究産業都市イノベーション・コースト構想をどう進めていくのかという観点でご質問申し上げます。

国と県が共同で進める福島国際研究産業都市、イノベーション・コースト構想の拠点施設、ロボットテストフィールドの整備概要は、火山災害や土砂トンネル崩落など模擬設備、ダムや河川の水流を再現した施設、降雨、台風試験場などを整え、大規模災害に対応するロボット開発の国内拠点とするとしております。

また、ロボット産業の拠点施設、ロボットテストフィールドと国際産学官共同利用施設を南相馬市原町区、テストフィールドに付随する小型無線機ドローンの離着陸訓練場を浪江町に整備することを復興推進本部会議で決めたとの報道がありました。今後関係企業の誘致活動を本格化させる必要があります。これらの取り組みとして、関連企業を集積し、雇用創出に繋げるため、それぞれ県の役割、町の役割を果たしていかなければなりません。ロボット技術開発に取り組む企業への財政支援を通して、町の復興に大いに寄与できるものとするためにどう進めていくのかお尋ねをいたします。

次に、東北電力の旧浪江・小高原発予定地をどう活用していくのかという観点で質問いたします。

イノベーション・コースト構想で浪江町に関する事業として、今質問にありましたドローン離着陸訓練場は、浪江町棚塩地区にある東北電力の旧浪江・小高原発建設予定地約130haのうち6haに整備して13km以上離れたテストフィールドとの間で物流の飛行試験などを実施するとしておりますが、浪江町棚塩の予定地だったところをどう活用して、そして近い将来の産業集積、雇用の確保などの課題にどう繋げていくのか、その活用についてお尋ねをいたします。

そして、企業誘致活動が遅れているものと判断しますが、この対策をどう講じていくのかについてご質問いたします。

企業誘致活動を積極的に展開しているとの報告を受けておりますけれども、そもそも当町の工業団地は小規模なものしかない為、自ずと限界が見えておりますが、それにしてもその工業団地さえ有効に利用することが大事なことであると思うわけでありませう。

現況において進出企業の状況や将来展望などをお尋ねいたしたいと思っております。また、今後工業団地造成の考えはあるかについてお尋ねいたします。

次に、町内の中小企業、小規模事業者への復興支援についてご質問申し上げます。

中小企業、小規模事業者の振興についてであります。私は常々町企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の礎でありその振興を図ることは極めて重要であると考えております。震災以降被災した中小企業の事業再開等への支援策が頼りないものと考えておりまし

たが、新しい補助金も制度設計がなされ、官民合同チームが発足し、積極果敢に活動展開していると聞き及んでおります。

しかしながら、小売業者を中心に被災地での事業展開には及び腰であると言われていたり、後継者がいないなどという理由で事業再開をためらうなど、思うように進まない状況もあると聞いております。このような切実な状況下において、今後どう支援を展開していくのかお尋ねをいたしたいと思えます。

次に、道の駅交流情報発信拠点施設構想について質問いたします。

浪江町交流情報発信拠点施設基本計画検討委員会での検討結果について質問いたします。

甚大な被害をもたらした東日本大震災からの早期復興と未来に向けた希望あるまちづくりを目指して、浪江町の歴史、文化、復興の情報発信及び地域振興を推進する交流拠点施設の基本計画設定に当たり広く意見を聴衆するため、この基本計画の検討委員会で検討がなされてまいりました。そして報告がございました。この検討結果について町長はどう考えたか。あるいはどういう対応を今後重ねていくのかという観点でお尋ねしたいと思えます。

次に、この検討委員会が検討しました施設計画の課題についてご指摘を申し上げたいと思えます。まず全体的に思うのは、具体化していないものの段階であるといえども、やはり相加的というか、具体性がない、あるいは理想的であるという印象を受けております。そして、現実に子供について指摘しておりますけれども、子供に来てもらいたい。あるいは子供がそこで生活するんだということを前提にして子供ゾーン、あるいは親子ふれあい広場、子供の学習をイメージしているようなものになっておりますが、果たして子供がいるのかという現実的な問題とどう関わっていくのかという観点で、町長はどう考えていくのか、ご質問をしたいと思えます。

それから、浪江町の小中学校を東中に集約して、今後その子供、児童生徒らがふるさとやあるいは防災に学べるようにするとしております。これは、小学生、中学生にとっては、防災や郷土、ふるさとを学べるようになるための材料としては、非常に素晴らしいものと思われまます。

ふるさと浪江というところがどういうところなのかという原点を学んでいく場として大いに期待するものと私は感じました。そして大堀相馬焼の施設や、あるいはいろんな郷土の文化と体験ができるようなものでありますので、大いに期待するものでもあります。

そして、温浴施設でありますけれども、温浴施設が何を指すのか曖昧でありますけれども、今後学校教育のプールと合体したような

学校のプールの事業と供用できないものか、あるいは併用できないものか、健康増進施設としての考え方を今後どうするのかという観点でお尋ねしたいと思います。

それから、次に運営形態でありますけれども、第三セクターにすることが望ましいとしておりますが、デメリットとして明らかにデメリットを明示してありまして、そこをどう克服していくということが非常に重要だと思われまます。

しかしながら、三セクというのは全国的にその結果が明らかになりました。町の持ち出しが必ず発生するという非常に厳しい状況になるのが目に見えておりますので、そこをどう判断するのかが今後問われることとなると予測します。

町長は、その点について今後どう判断されるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、4番目、防災拠点の整備事業の基本計画についてご質問申し上げます。

防災拠点整備の進捗状況となっておりますけれども、ここでいう防災拠点としては、広い意味合いとしての災害の発生に対応する避難地や耐震性貯水槽、ヘリコプター離着場、備蓄倉庫、防災倉庫、あるいは救援物資集積所、応急復旧活動の拠点として、防災活動の本部機能の施設等を指すと捉えていただきたいと思います。

こういった施設を防災活動拠点として捉え、今後浪江町に整備していくことが必要であると思ひますので、町長はどう考えているかお聞かせをいただきたいと思います。こういったこの防災拠点、防災拠点整備は、避難の在り方などあの大地震のことを思い浮かべますと、冷静に考えると本当に整備が急がれるものではないかと私は思ひます。震災の翌日、本庁舎の2階のあの部屋で津波被災者の数を数えるだけでもあれだけ混乱した状況になっていた状況を考え思ひ起こすと、是非この整備を急ぐべきではないかと思ひております。現在の防災拠点の状況あるいは東日本大地震の教訓を踏まえて、設置場所や機能、整備方策等を防災拠点の在り方の検討を進めることが必要であると思ひます。是非町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

権現堂地区の都市再生区画整理事業の推進についてご質問を申し上げます。

まず、1番目にJR常磐線の早期復旧とJR常磐線浪江駅前の広場の改修事業についてご質問申し上げます。

JR浪江駅の再開と、JR常磐線の再開通は住民にとりまして非常に大きい期待があります。地域交通インフラが整備されることに

よりまして、ＪＲ浪江駅を再開して駅前広場を浪江町の顔として相応しいものにしなければならないと思うわけであります。

そしてこれらを基盤に、中心市街地の復興を後押しする姿をつくる必要があるのではないのでしょうか。駅前はまだに町の顔であります。ふるさとに帰り安心して生活を送るためにも、是非とも帰りたくなる町をつくっていかねばなりません。人が集い、人が行き交う駅を中心にした整備を行うべきだと思いますけれども、町長の考え方をお尋ねいたします。

そして、次に、中心市街地整備事業と都市再生区画整理事業についてご質問いたします。今年度町は中心市街地整備事業として、中心市街地の再生に向けた、中心市街地マスタープランの策定に着手するとしておりますが、具体的にどう進めていくのかお聞かせをいただきたいと思っております。

東日本大震災と原発事故により、町としての機能が甚大な被害を受けました。これらの被災を受け、東日本大震災復興対策本部において東日本大震災からの復興の基本、これは平成23年7月29日付であります。この基本方針が決定され、この基本方針には、その復興にあたっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する減災の考え方に基づいて、災害に強い地域づくりを推進することとされており、被害に遭った住民の安心・安全をどのように確保するかが重要な課題となっております。

基本方針に基づく復興の実現に向けては、土地区画整理事業等の市街地整備事業の活用が検討されております。そして広範かつ甚大な被害を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応して、早期復興の実現と災害に強いまちづくりを強力に推進していくべきものであると思っておりますが、町長の考え方をお尋ねいたします。

次に、復興公営住宅整備の遅延対応についてご質問いたします。

復興公営住宅整備の現況について。復興庁のまとめによりますと、原発事故の避難住民向けの復興公営住宅の整備が本年3月末の時点で、全体の3割程度にとどまっていると聞いております。一方で、避難指示が出された浪江町で帰還する住民向けの復興公営住宅の整備も今進もうとしている状況であります。

政府は来年3月末に帰還困難区域を除いた区域を解除する方針を示しておりますけれども、避難区域では除染や生活インフラの復旧が日々進んでいるにしても、ふるさとに帰る、帰らないという観点からも自力で家を再建することが難しい住民のために住まいの受け皿を調えることが重要であると考えます。

まず、復興公営住宅整備の現況についてお尋ねをしておきたいと思えます。

次に、避難者の住宅復興をどう進めていくのかという観点でご質問いたします。

避難住民向けの復興公営住宅は復興庁の工程表では2017年度中までに4890戸が整備されることになっております。復興庁によりますと本年度の整備のピークを迎え、来年3月末には新たに2200程度が完成して全体の7割近くまで整備されるとしておりますが、原発被災者向けの復興住宅は遅れているということが現況でありまして、計画自体や入札不調、あるいは用地の確保が難航して結果住宅再建が長期化しているような状況であります。公営住宅ができるまで避難住民が民間の借上げ住宅で避難生活を送っていることも忘れてはなりません。今後住宅復興をどう進めて加速化していくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、借上げ住宅をみなし災害公営住宅とする要望を行う考えはないのかという観点でご質問いたします。賃貸住宅は、家賃が高くて入居できない。あるいは低所得者の世帯の方々や災害公営住宅の入居要件を満たしていない方、あるいはその進捗の遅れを見越して民間賃貸住宅への斡旋を進めながら、借上げ住宅をみなし災害公営住宅とする考えはないかという観点でお尋ねをいたします。

例えば、石巻市では、みなし災害公営住宅、借上げ災害公営住宅を100戸程度整備する計画であり、これは国も認めていると言われております。

例えば、浪江町を考えると、浪江町内の民間ストックでありますアパート等を活用し、自治体の経費を抑えることにも役立ちます。帰還の判断がつかない住民にとって、帰還後の住まいが確保されているかどうかは重要な判断材料になるはずであります。阪神・淡路大震災の際に導入されました借り上げ災害復興公営住宅の期限切れ問題を教訓にしながら、20年とされている賃貸期間の延長など、制度を被災者本来の、被災者本意のものに改善させて支援していくべきだと思えますが、考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

以上、質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 自由民主党東日本大震災復興加速化本部の提言についてどのように捉えているのかということのご質問にお答えいたします。

まず全体的な認識でありますけれども、これまでの提言を受けまして、政府は原子力災害からの福島復興の加速に向けてを適宜改訂

した上、各種復興施策を打ち出してきており、被災地の復興が一定程度加速したものと考えております。

特に、原発事故被災地については、特別な予算措置等も図られました。特に宣言が申しているように、「福島県の復興は原子力事故災害の克服であり、それは日本の再生への唯一の道である」と言っております。先程申し上げましたように、特別な配慮がなされているものと認識しており、政府には、これが言葉だけにならないよう、しっかり被災地に寄り添って推進していただきたいと考えております。

次に、第6次提言に向けた町の要望についてのご質問にお答えいたします。

本年、3月4日に与党の復興加速化本部から「東日本大震災、復興創生期間のスタートに向けた決意」が示されました。今後5年間の「復興・創生期間」における重点的な取り組みに関する決意が示されております。

これを受けて、町として特に重点化していただきたい事項について5月13日付で、自由民主党東日本大震災復興加速化本部長宛てに要望書を提出したところです。

その内容につきましては、15項目からなるものでありますけれども、何点かご紹介いたしますと、避難指示解除を実施したとしても、医療費免除、高速道路通行無料化、原発避難者特例法に基づく特例事務等、被災者に対する現状の支援措置は、真の帰郷を達成する段階まで継続することを一つ要望してまいりました。

財源確保につきましては、復興創生期間は5年間と定められておりますが、浪江町を含めた浜通りは5年で復興を完遂することが困難であるということ踏まえ、「復興・創生期間」ととどまらない、国としての支援体制の整備・財源を確保するということをございます。その他、帰還困難区域の復興の道筋やイノベーション・コースト構想の実現、森林再生等の15の項目について要望してきたところでございます。

それから、帰還困難区域の在り方についてどう要望していくのかというお尋ねにお答えをいたします。

除染を含めた帰還困難区域の今後の取り扱いについては、国は、「除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョン、復興の絵姿等を踏まえ、政府全体として地元とともに検討を深めていく。」としており、その考え方を今年の夏ごろまでに示すとされております。

また、「避難指示解除に向けた検証委員会」からも、国に対する

帰還困難区域の除染計画の早急な策定要請とともに、帰還困難区域内の復興拠点を定め、集中的にインフラ復旧や除染を実施するため、国・県・町が一体となって拠点整備計画と除染計画の策定に着手するよう提言を受けたところであります。

この提言を受けて5月30日、31日と帰還困難区域の行政区長、あるいは役員の皆様と意見交換会を開催したところであります。帰還困難区域内の町民の皆様のご意見を伺いながら、町において除染・拠点の考え方を整理したうえで、国には、帰還困難区域の復興方針の中で、除染計画の早急な策定を明記するよう求めてまいりたいと存じます。

ほかの質問については担当課長が答弁いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田敦博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 2番、東日本大震災からの新しい産業を作る復興対策についての①当町の産業と雇用の創出と復興をどう進めて行くのか伺います。のご質問にお答えします。

産業と雇用の創出についてであります。まずは、第一次産業を含め、既存の産業に対し、官民合同チーム等と連携しながら各種支援策を活用し着実な事業再開につなげてまいりたいと考えております。さらに新たな産業・雇用をしっかりと生み出していくことも極めて重要です。

そのため、ハード整備としては、昨年度から事業を進めております北幾世橋地区の北産業団地及び請戸地区の南産業団地の整備事業を計画的に進めてまいります。また、既存の工場を利活用した工場用地の整備も検討しているところです。

ソフト面では、産業団地に進出見込みのある企業等の誘致活動を進め雇用の創出を進めていきたいと考えております。

○議長（吉田敦博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 国際研究産業都市イノベーション・コースト構想をどう進めていくのかというご質問と、③の東北電力の旧浪江・小高原発予定地をどう活用していくのか。というご質問関連がございますので併せてお答えいたします。

行政報告でも申し上げたとおりでございますが、県はイノベーション・コースト構想に基づき、浜通り地域においてロボット関連産業の集積を目指すため、その実証試験や研究開発を行うロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設を整備することとしておりました。

議員ご指摘のとおり本年4月に開催された県の新生ふくしま復興

推進本部会議において、ロボットテストフィールドを「南相馬市原町区」に、附帯施設としての無人航空機の離着陸試験用滑走路を「浪江町棚塩地区」に整備することが正式に決定されたところでございます。

浪江町といたしましては、当該候補地を有効に活用するためにも、約6haだけの離着陸試験用の滑走路としての利用だけではなく、本用地の整備を足がかりに、ロボット関連企業や研究機関が立地集積する産業団地を整備する方向で検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ④企業誘致活動が遅れている。どう推進していくのか伺います。ご質問にお答えします。

昨年度実施した「企業立地について意向調査」の結果において何らかの進出意向が確認された事業者に対して継続的な情報提供や意向確認などのフォローアップの取組みを実施いたします。また、原子力被災地限定の新たな立地補助金が創設されたことから、機会あるごとにこのような支援策を活用した企業誘致について働きかけてまいります。

さらには同アンケートではイノベーション・コースト構想の具体像が見えず、被災地域への進出について躊躇している傾向があるとの分析もあることから、今後のイノベーション・コースト構想の進展を踏まえ、それら関連業者への積極的なアプローチを実施するなど、企業誘致活動を進めてまいります。

次に⑤町内の中小企業・小規模事業者へどのような支援を行うのか伺います。ご質問にお答えします。

平成28年度から4年間、町内で事業再開をしております事業者を対象に町独自による光熱水費等の補助を創設いたしました。これに加え、国の各種事業再開支援のメニューなどでインセンティブをしっかりと事業者に伝え、数多くの事業再開に繋げてまいります。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 続きまして、道の駅（交流・情報発信拠点施設）構想についてのご質問にお答えします。

施設整備の検討結果が示されたことを受けまして、町の基本計画を策定の上、用地取得や造成設計、さらには建築基本設計等に着手したいと考えております。

また、施設の運営主体として予定しております第三セクター設立のため、町内関係者や関係機関の方々と準備会を設立し、検討していくこととしており、平成32年度供用開始を目指してございます。

続きまして、施設の課題についてでございます。

まず、基本計画では、子どもゾーンとして親子ふれあい広場や子どもの学習施設整備、また、健康増進施設といたしまして温浴施設の整備が計画されております。

いずれも、第二期整備として計画しておりますが、第一期整備後の施設の運営状況や町民の方々のニーズ、特に子どもゾーンにつきましては、防災や郷土学習、あるいは大堀相馬焼等の工芸体験などが提案されていることもございまして、小中学校の授業カリキュラムの連携等、利活用方法を整理すると共に、整備財源も含めまして施設の運営主体と協議しながら検討してまいりたいと考えてございます。

また、第三セクターにつきましては、安定した施設運営を行うため、事業の採算性でありますとか、収支均衡これを図ることが必要でございます。今年度設立する準備会での意見、さらには他施設の事例などを参考に、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 4、防災拠点施設整備事業の基本計画について。①防災拠点整備の進捗状況についてのご質問にお答えします。

当町におきます防災拠点でございますが、まずは役場本庁舎を基本と考えておりまして、その防災拠点機能が維持できますよう、役場本庁舎に太陽光発電及び蓄電池設備を平成27年度に整備したところでございます。

また、基本とする防災拠点が被災した場合、代替の防災拠点につきましても既存施設の利活用を前提に検討しているところでございます。

②耐震性貯水槽や資器材の備蓄倉庫、ヘリコプター離着陸場の設置等、防災、減災に対する整備をどう進めて行くのかのご質問にお答えいたします。

議員お質しの防災、減災に対する整備は、非常に重要な部分でございます。町としてもしっかりと検討しまして、整備していかなくてはならないものだと考えているところでございます。

まず、町には各地域に公有財産（教育施設等）がございまして、その有効的な利活用をした上で、不足する部分を整備してまいります。

また、地域防災計画における方針としまして、各種施策に防災を織り込むこととなっております。細かい部分からも防災、減災に対する整備を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 続きまして、権現堂地区の都市再生区画整理事業の推進についてということにお答えいたします。

J R常磐線の早期復旧と駅前広場についてでございます。

平成28年度末に予定されております、浪江駅以北の運転再開、今年度であります、駅利用者の利便性に配慮しながら、駅前広場の舗装、あるいは照明灯等の破損箇所の修復を行うこととしております。

次の中心市街地整備事業と都市再生区画整理事業の進め方についてでございますが、中心市街地整備につきましては、昨年度、権現堂地区の区長さん方を中心に、権現堂地区の再生に関する勉強会を開催いたしました。

今年度は、広く関係者や有識者の方々と検討会を開催し、住民意向把握・課題抽出・再生方針、さらには区画整理の検討等に取り組み、具体的な中心市街地再生のための計画を策定してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 復興公営住宅整備の遅延対応についてのご質問についてお答え申し上げます。

復興公営住宅整備の現況についてお答えいたします。

復興公営住宅の整備状況につきましては、福島県が4890戸の整備を進めており、平成28年5月末時点で1272戸の住宅が完成し、浪江町は292戸に入居を開始しております。

復興公営住宅の進捗状況につきましては、定期的に県から報告を受けております。平成28年5月末時点で完成に至っていない3618戸のうち、平成28年度中には2134戸が完成予定で、残りは平成29年度中の完成を目指して整備を進めているという旨の確認をしているところでございます。

また、完成が遅れている団地は、二本松市根柄山団地及び南相馬市南町団地の2カ所でございます。根柄山団地は7月から9月の入居予定が、地盤改良工事のため9月から12月に遅れ、南町団地は、グラウンド内の汚染埋設物除去のため、7月から9月の入居予定だったものが29年1月頃となりました。これらの団地につきまして、福島県に対し、早くできるところは少しでも遅れを解消し、早急に対応する旨を要望しております。

次に、避難者の住宅復興をどう進めて行くのかというご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、住宅復興は長期化しているという現状は否定できません。そこでやむなく平成30年3月までに借上げ住宅・仮

設住宅の供与期間が延長されるということが検討されております。

また、住宅再建を予定の方には、被災者生活再建支援金や住まいの復興給付金等、住宅再建等の支援制度等をご利用いただきたいと思っております。

一方、浪江町内の住宅供給につきましては、福島再生賃貸住宅としての雇用促進住宅の改修、災害公営住宅の建設、御殿南町営住宅の活用などで進めてまいります。

既存住宅を再使用する方のためには、改修業者の紹介や住宅再建に係る支援・融資制度等に関する相談窓口の設置、空き家・空き地の物件情報などの提供も対応してまいります。

③借り上げ住宅を「みなし災害公営住宅」とする要望を行う考えはないかというご質問にお答えいたします。

まず、現在の復興公営住宅の計画戸数というものは、意向調査等を重ねて、それを基に県が決定しており、現実に比して、必ずしも少ない数であるということを今の段階で断定はできませんけれども、兵庫県や宮城県の自治体で行われている「既存借上型復興公営住宅」制度を原発被災地で実施するとした場合、色々問題点もございます。

現在、全国に分散した町民が住んでいる賃貸住宅を「既存借上型復興公営住宅」とした場合、現在建設中の復興住宅との不公平感や家賃算定のために、諸々の事務において困難なケースが予想されます。

しかしそうであっても、議員がおっしゃる先行自治体の手法を踏まえながら真に切迫する住宅状況に備え、当町に即した既存借上型復興公営住宅の制度の在り方について、県と連携して研究・検討を続けていくべきものと考えます。

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木君。

○9番（佐々木恵寿君） 再質問を行わせていただきます。帰還困難区域の除染の在り方と言いますか、モデル除染について答弁が欠けておりましたので、このことについて質問いたします。先ほどとだぶりますけれども、かつて津島あるいは井手においてモデル除染を行いました。モデル除染を行うということは、その除染結果に基づいて、あるいは様々な関わりを整えてその地を拠点整備に移行していくべきものと、何となくそう思っておりました。ところが、私の理解不足もあるのかもしれませんが、結果それで止まっているという状況でありますので、現況の帰還困難区域をどうするのかという観点からすると、その時のことから時間差はあるものの、やはりモデル除染を行った結果を踏まえて、拠点整備と言いますか、困難区域

の今後の復興策の拠点にすべきだと私は思うのですけれども、その観点でお聞かせいただきたいと思います。

それから、道の駅であります、教育長に答弁を求めておったのですが、これも欠けておりましたのでお願いいたします。もう一度質問いたします。

この検討委員会で示された子供ゾーン、あるいは温浴施設、健康増進施設等々です。学校教育との併用あるいは子供らの教育に対する関連性、それはどう生かしていくのかという観点でお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） モデル除染を行った形の中での復興拠点づくりこれは大変大切なことですので、先ほどご答弁申し上げましたように、5月30日と5月31日に帰還困難区域の区長さん並びに代表者の方と懇談をさせていただきました。その中で道路の復旧が必要で、やはり除染をきっちりやっていただきたい。あるいは一時立ち入り調査をするために、今30回入れるような形になってはいますが、除染を早めてやはり入れるような基盤整備にさせていただきたいという声がありました。

それから、イノシシ対策であるとか、あるいは神社、墓地その除草です。勿論防災対策これも必要だということで、やはり各々昔の拠点、各地区の拠点があったわけですが、そういう拠点を中心にしながら除染をその部分を早めて、そして面的に順次広げていただきたいということで、これから町として絵姿、帰還困難区域の復興の絵姿を政府に出していかなくてはなりませんので、このような意見を大切にして、議員お質しのとおり、おそらく参議院選挙が終わってから示される形になると思いますので、それまでにある程度の絵姿を示しながら、この除染計画をも早く出させていただくことを強く要請してまいりたいとこのように考えております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 大変失礼いたしました。道の駅の施設計画に関連して、子供ゾーン等についての考えを述べよということでお答えいたします。

まず、浪江町の復興を考えると常に子供の存在を大切に考えていただいているということについて大変有り難いと思っております。今回の構想もそういった思いが大変色濃く表れていると理解しております。

子供達の学習につきましては、学校内だけで留まっている時代ではありませんで、いろんな方と触れ合うとか、あるいは地域との関

わりを認識するとか、勿論産業とか文化もそうなのですが、そういうことが非常に重要視されて既に避難先の学校でも実施しておりますが、勿論帰還して子供達がそこで学ぶ場合も大事な要素と考えてございます。

そういう意味合いにおいて、道の駅の構想はこれから詳細が詰まっていくということですが、学校再開の準備予定地である東中学校と極めて近い所にもありますので、条件は整っていると理解しております。

今お話し申し上げたことを踏まえまして、是非、子供達の学習あるいは生活の経験を広めていくそういう場として活用できるものになってほしいと思っていますし、私どももできる努力は是非していきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木君。

○9番（佐々木恵寿君） 再々質問を行います。モデル除染の質問だったのですが、町長噛み合っていないんです。簡単に言いますと、津島・井手のモデル除染の結果を受けて実施をした。その結果を受けてなぜその時にそのまま拠点づくりに移行していかなかったのか。あるいは拠点としていかなかったその理由は何かというお尋ねなんですね。今後どうするかというよりも、その時のことがそうなされなかったということの理由が今となって曖昧なものですから、当時を振り返って見ると、その時の判断がそのように移行していけば、今この期に及んで困難区域の除染をどうするのかとか、困難区域の復興をどうするのかという議論になってこなかったのではないかという思いがあるのです。もう一度繰り返すと、当時なぜそういうふうに進んでこなかったのかという、昔のたればの話をお聞きしたかったということなんです。

例えば大熊町の帰還困難区域、大熊の町土の6%、大川原地区を困難区域ではないけれども拠点にして復興を目指すあの姿、あるいは困難区域であっても駅の周りを除染する。拠点化する。あるいは双葉町においても駅の東側を拠点化し進める。モデル除染をして進めるということがありますので現実には浪江町に置き換えていうと、当時、津島と井手のモデル除染が行われたにも関わらず、モデルだけで止まってしまったことがなんだったのかということをお聞きしたいなというところでございます。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。帰還困難区域の除染モデル事業、平成23年度には津島地区がありまして、そのあと25年度に赤宇木と大堀と井手というところで実施しているかと思っております。

ます。それで、当時の説明では帰還困難区域において除染モデル事業を実施して、除染手法を検討するというようなことで報告を受けていたように記憶しております。

それで、実際その除染によって、解除に向けた検証委員会でも除染モデル事業の効果を検証したのですが、実際、空間線量率で6割程度減少していると。除染前の空間線量が高い帰還困難区域ほど実際除染効果が高いということでございますので、環境省に対しましてどうして除染進めないのかというような質問したところでございますが、国としましては、町長が申し上げましたとおり、今年の夏頃まで方針をお示しする考えでございますので、それについては返答できないという回答でございました。

いずれにしても、実際除染効果が高いという評価が得られていますので、町長おっしゃったように、今後帰還困難区域の除染計画策定について求めていくという形になるかと思っております。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今、復興庁が言っているのは、除染計画を出せと浪江町は言っておりますが、復興拠点を何処に作るんだということを聞き返してきているんです。いや、除染しなければ全ての何と言いますか、事業に入っていけないんですよ。だから除染をやってそして復興拠点をつくっていくという町独自として、例えば津島地区でしたら、代表者の方は活性化センターですか、あそこを中心にして住宅があるところまで拠点にして、そこからもう一度再生していこうかという話が出ています。だから主客転倒しているんですよ。復興拠点が先なのか、除染が先なのか。最近になってどうも政府の考え方は、復興拠点が先だと言っているわけです。それは私は主客転倒だと、除染計画を出してそしてそれから低くなったところを復興拠点にしながらそこからまちづくりの再生をしていくのではないのかなという話をしているのですが、そこが話噛み合わない点もあると思います。ただ議員お質しのとおり、とにかくオール浪江ですから、やはりオール浪江でこの帰還困難区域の中も除染は勿論、拠点づくりもやっていくという考え方で今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○9番（佐々木恵寿君） 終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で9番、佐々木恵寿君の一般質問を終わります。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（吉田数博君） 引き続き一般質問を行います。1番、渡邊泰彦

君の質問を許可いたします。

1 番、渡邊君。

[1 番 渡邊泰彦君登壇]

○1 番（渡邊泰彦君） 1 番、渡邊です。議長より質問の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。質問方式は一問一答方式でよろしく申し上げます。

まず、質問事項なんですけど、私一つだけでありまして、平成29年3月の避難指示解除について様々質問させていただきます。

12月の議会、そして3月議会、6月議会とこれで同じ項目で3回目の質問になっているわけですが、私としましては、ここに避難してから5年過ぎ、今6年目に入っているわけなんですけど、一つの大きな避難解除というのは、浪江にとってポイントになっているんだろうということ色々お尋ねさせていただきますので、よろしく申し上げます。

既に、広野町、川内、田村、楢葉と避難指示が解除されております。今後葛尾村、南相馬市、川俣町、飯舘村ということで避難指示解除を予定しているわけですが、県全体の3.4%が避難区域として残るわけなんです。その中で今29年3月に浪江、そして富岡が今予定されているわけですが、そうなってくるとどんどん避難区域が狭まってくるというのはおかしな話なんですけど、残されてくるところが少なくなってくると。その中で浪江町も29年3月の避難指示がどういう扱いになっていくのか。どういう方向でいくのかということによって、今後相双地区、限定すれば双葉郡の未来がかかっているのかと思っております。最新の浪江町民のアンケートの中で、まずすぐに戻りたいんだという方において、浪江に帰還する場合に今後の生活においての必要な支援、更にいずれ戻りたい。その方がいずれ戻る場合の帰還時期を判断する条件。そしてまだまだ判断が付かない。どういった上で判断が必要だと思う情報があるのか。更には、現時点で戻らないという方が戻らない理由ということのアンケートのデータを重ね合わせますと、浪江町民が今心配していることのベスト3が必然的に数的に出てくるわけなんです。その中の一つが、医療介護設備の充実、即ち医者、要するに診療所があるのか。介護施設があるのか。この充実がしているかどうか心配だと。

二つ目のナンバー2が商業施設の整備、買い物するだとか。あとはサービスですね。そういったものが充実しているのか。そういったものがきちっと整備されているのか。それが心配だということが二つ目です。三つ目は雇用の場の確保。即ち浪江町に帰って働く場所が確保されているかどうか心配だと。この三つが大きくベス

ト3で、ほかの項目をかなり引き離してデータとして出ています。この3要件について、町長はどのような受け止め方をまずしているのかということで、またそれぞれの要件に対してどのような施策また方針で進めていくのか、まずお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。議員お質しの住民意向調査の結果については、町民が帰町を判断する上で、特に必要性が高く、そして町が重点的に取り組まなければならない環境整備であると三つの要件については認識しております。

先ほど来から答弁してますように、避難指示解除に関する有識者検証委員会からも、それぞれの項目について提言を受けておりますので、解除までに優先的に整備するもの、解除後も継続して取り組むものを整理した上で、帰町した町民が安心して町内で生活できるよう、また、解除後も将来にわたって帰還人口が増えるような取り組みを推進してまいりたいと考えております。

特に解除した初期の時点では、お質しのように、高齢者がかなりの割合を占めることが想定されますので、それらを踏まえた施策を展開してまいります。併せて新たな産業の創造、雇用対策にも尽力してまいります。

なお、解除しても震災前と同等の生活環境を取り戻すのは、容易なことではないと考えております。是非町民の皆様のお力もお借りしながら、ふるさと浪江を再生していく考えでありますので、よろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。

以下の質問については、各課長から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。それでは個別に入ってまいりたいと思いますが、まずNo. 1の医療介護の施設の充実ということについて、まず最初に医療についてご質問させていただきます。

浪江町に新しい診療所が開設を予定しておるところでございますが、色々ご報告させていただいた中で、解体が完全に終了していると。今月ですか地鎮祭が行われて、そしてまた設計入札も既に完了しているということですので、これ恐らく29年4月にはまずオープンは間違いのないのかなと私は今判断しているところです。

診療所の内容、規模等は558平米ということで中の設計も全部いただいておりますので、内容はすごく分かり易いなと思っております。その中で先ほど午前中からいろんな質問が出ているかと思いま

すが、マンパワーの問題にこれからなってくるんだと思うんです。

要するに人員をどうして揃えるのかと。その計画が大切だと思います。期間的にもそんなに長くあるわけではないので、ある程度確定したもの、そしてある程度なんていうんですか、もう決まっていること。そういうことでどんどん決め打ちしていかないと、オープンしたのはいいのですが、予定した人員が揃わなかったということになってしまうと、中々町民がこういった安心を確保するために作ってもらったものが中々起動できないと。さらにはこの質問にはないのですが、救急というか、この間交通事故がありまして、高速道路でバスと乗用車がぶつかった時に、最後に運んだのは3時間後なんです、病院に運んだのが。事故から3時間後に病院にやると行くような状況が周りの状況だと思うんです。

何を言いたいかというのと、町民が例えば急病になったとか、突然事故に遭ったとか、という時に、例えば南相馬市に運びましよう。いろんなことが考えられてくるのですが、やはりそういったことで中々うまく救急搬送ができないような状況が今の双葉郡だと思うんです。そんな時に救急ではありますが、ある程度一時的に治療するためには、どうしても人員は多目に確保していくべきなのかなと私は思っております。

そこで、改めて新しい病院の人員計画はどうなっているのか。さらには、今安達の運動公園の中に入っております津島診療、仮設ですね。これも29年の一応3月同時期頃に開設される予定になっております。こちらもさらに大きくて816平米なんですね。これも設計とかも全部いただいておりますが、現状の仮設津島診療所の人員と、さらには新しい石倉地区に下りて来た時の人員を詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それではご質問にお答えいたします。

5番議員にお答えいたしました。まず浪江診療所の人員計画につきましては、医師1名、看護師3名、事務員2名の計6名の計画でございます。

医師につきましては、浪江町の診療所で診療を行っております峯廻先生から内諾を得ております。現在は所属する病院側と職務等の内容確認をしているところでございます。

次に、看護師については、来年度2名の新規採用を予定しておりますところでございます。また、事務員につきましても広く募集を行うということで確保に努めているところでございます。

次に、仮設津島診療所の人員体制ということでございますが、現在、常勤医師、これは峯廻先生も含めてでございますけれども、常勤医師が2名と、応援される先生方が週に一度ですけれども4名、正職員の看護師が5名、臨時が2名、事務員が臨時職員の2名で今民間の派遣会社から1名採用しております、事務が3名ということで現状を申し上げます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 仮設診療所の人員はわかりましたけれども、新しく移動する来年の3月ですね。津島診療所が石倉地区に下りてくるわけですよね。その時の人員体制はスライドすると考えてよろしいんですか。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。ただいま議員お示しのとおり、仮設津島診療所が石倉に行く場合には、今の現体制の診療体制をそのまま移行するという考えでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 分かりました。そうすると安達の人員がそのまま下りてくるということで私理解いたします。

それと、新しい浪江の診療所には、薬局が設置するような設計図を私いただいております。これの間ご説明を私少しだけ受けたのですが、薬局をやる場合には、今度薬剤師が多分常駐するようになるのかなと思っています。

それともう1点、ホールボディーカウンターの放射線技師ですか、そういったものも必要になってくるのかと思いますので、その辺薬局、放射線技師は別として、薬局の内容を詳しく説明していただきたい。それとマンパワーの中で、薬剤師の確保というのはそんなに簡単にできるのかなということをお聞きします。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） ご質問にお答えいたします。

浪江診療所内に薬局を設置するという計画につきましては、設計段階では町内に薬局がないということを想定しまして、院内処方を考えているところでございます。

あと、薬局に薬剤師は置くのかということでございますが、お医者様がお一人で患者を診て薬を出す場合には、特に薬剤師を置かなくてもいいとなっておりますので、現在は薬剤師は置かない考えでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 大変よく分かりました。そういった意味であれ

ば、薬が色々調合される時にも大丈夫なのかなと理解させてもらいます。何はともあれ、住民の一番の心配事になっているんですよ。ですから、オープンした時はある程度完全な形でオープンさせていただけるように努力してください。

次に、介護についてお尋ねします。町長も先ほどおっしゃったとおり、帰町する住民に今かなり高齢者の方が多くなるのかなと私も予測しています。その中で、民間の介護施設等の今動きをさせていただいていますが中々これ決定しない。なおかつ具体的なものが見えてこないという現状だと思えます。

まず一つ目は、介護福祉課ではこういった形で介護施設を呼ぼうという交渉しているのかということが1点。

次に、浪江町社会福祉協議会が浪江町に帰還するのはいつ頃の時期を想定しているのかということなんですね。また今現在は不足しているのですが、ケアマネージャーとかヘルパーとかの確保をどのような手段で応募したり、確保しようとしているのか具体的に教えてください。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） まず、デイサービスは町が運営主体となるサポートセンターとして設置し、事業内容は法人へ委託する方法で調整をいたしております。

その中で介護予防事業や相談業務、サロン、体操教室などの事業を行う方向でございます。

訪問介護事業は、町社会福祉協議会と実施に向けて協議を継続しております。只今休止状態ではありますが、浪江町においては訪問介護を再開するための人員の確保の方策を検討いたしております。

人員の確保の方策でございますが、社会福祉協議会からはハローワークや県社協に依頼する方法等々で今行っております。その中で人材が確保できない場合は、町で国、県と交渉して人材を確保する方法、あとは民間会社と協議する方法等々の方向で調整いたしております。

主となるヘルパーが4、5人くらい確保できれば、それ以外は登録ヘルパーをできるだけ多く確保する等して対応していただくことで検討いたしております。

社会協議会が町へ帰還する時期につきましては、町全体の帰還と密接に関連しておりますので、秋頃にはサンシャインなみえを事務所として職員を配置していきたいと伺っております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 準備宿泊等々から色々流れとして来年の3月、

4月と迎えていくのかなと今思っておりますが、準備宿泊というのは帰還に関する一つのポイントになっておりまして、他町村のパターンを見ますと、準備宿泊がまず始まると、それで何人か帰ってきてそれから準備宿泊にどんどん人が増えてきて、避難指示解除を迎えた時に、最初に戻るのが準備宿泊をしている方々だというデータが実は出ておりまして、やはり準備宿泊をするにあたって、本当に健康な方だけが戻るのであれば全然問題ないのですが、ご年配の方も当然準備宿泊に入ってくるかと思えます。

今秋頃に社協が戻るということに関しては、これは中々良い施策だなと私聞いておりました。やはり早い時期に戻るということが一つ大切なかと思っております。ただ、社協戻ったは良いが、ヘルパーさんも何もいないというのであれば、ただ戻っただけになってしまうんだと思えます。やはりきちっとしたサービスを提供する体制で戻るべきかと思っております。

そこで、今、そのあと商業施設とか今出てくると思うのですが、官民合同チームで12市町村内の人材と、12市町村の事業者をマッチングし、人材不足を解消することを目指すということで、人材マッチングによる人材確保支援事業というのが出ております。

これが、人材派遣会社との国との契約になるんですけど、5月の終わりにそこと契約の締結が終わっているんですよ。そういったことで何を言いたいかということ、他の市町村が既にそこにそういったものをお願いをしているんです。今富岡にしろ、小高にしろみんなそうなんです、どこでも不足している業種なんです。やはり人員を確保するためには、ハローワークに募集しました。じゃ、来ますか。そういうレベルでは人材は集まらないですよ。ということで官民合同チームがせっかく作ってくれたものなので、ここの条件とすれば医師はだめだと、医師はちょっと難しいと。今できることがあるのは今言ったように、ヘルパーとかケアマネージャー、そして看護師、医療事務そういったものに関しては要望が受けることができるのではないかという説明を私受けております。

それでなおかつ、人材はどこから来るんだと聞いたのですが、被災地ではなくて東北6県の山形、秋田に派遣会社が人材を求めて動いていただいて、そこで例えばこっちに来る場合の住宅のきちっとした支援をするだとか。なおかつ、給料と言うんですか、そういったものに関してもやはり特別な感じの契約をするということで、ちょっとお金が高いんだと思うのですが、そんな形のことをしているんですよ。

さらには、専門学校ですね。看護専門学校とか、介護専門学校と

か新卒者を狙って日本全国に募集をかけているんですよ。そのぐらいのことをやらないと中々集まってこないんですよ。ですから、その辺もうちょっと自分達だけで人を確保しようとしても、この業種に関してはかなり厳しいというのは多分課長も分かっていると思うんです。こういった方法もあるので、もうちょっと社協任せではなくて、公設民営と言っても良いと思うんですよ。その辺の考え方を聞かせていただきたいと思うのですが。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご提案のありました福島相双官民合同チームによる人材マッチングの人材確保支援事業については、とても良い事業であるという認識を持っておりまして、事業所にも十分周知に努めながら、積極的にこれを利用することを検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 是非、高齢者の方お年寄りが帰りたい時に、やはりヘルパーとか、そういったことで介護を受ける方もいるだろうし、当然これは老人クラブというのはまた新たに浪江でつくって、そういった健康体操等を町民の健康を守るような運動というか、事業も展開していくかと思って、非常にこれから相当忙しくなると思っていますので、是非課長が頑張ってください、安心できる介護システムをつくってください。

次に、2番目に商業施設の整備、要するに帰った時に買い物をする場所がないと。そしてまた、なおかついろんなサービス等を受けるサービス業がないということであればこれ安心して中々戻れないよね。ということが心配事項のNo. 2に上がっています。

そこで、浪江が頑張っている今年の10月にオープンする予定の浪江庁舎の東側ですね。東側に建設される浪江の仮設店舗の件についてお尋ねします。

現在、11の業者ではなくて10にすみません訂正して下さい。10の業者の参加があり、現在店舗の設計作業に入っていることを私は承知しております。それで10業者が揃ったんではありますが、多分町民からこういったものが必要であるということの業種は課長でかなり絞り込んでいるはずなんですね。その中で不足している業種もあるかと思うんです。その不足している業者を今後どのような方法でお願いするのか。どんな対策をお願いしているのかお聞かせしてください。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。仮設商店に現

在10業者の出店が決定し、10月オープンに向け、整備を進めております。業種内訳は、飲食店4業者、小売業4業者、サービス業2業者となっております。当初計画しておりました業種については、一通り入居となりましたが、小売業で想定しておりましたドラッグストアについては、事業所と出店については協議しておりますが、現時点での出店の意向に関しては確認が取れておりません。

今後、不足しております業種等については、町内での事業再開もあわせ事業所と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 床屋と美容室もないですよ。要は町民が浪江に今10月から仮に準備宿泊をしたとして、10月にオープンすると。やはり人間ですので、1カ月に1回ぐらい床屋に行きたいとか、美容室に行きたいということで、そういった要望が出ているはずなんですよ、町民から。勿論ドラッグストアに関しても、これは常々いろんなものが必要な日用品が売っているわけですので、その辺、先ほどの浪江の仮設診療所ではないですが、例えばドラッグストアそのもので薬を売る場合はこれまた薬剤師が必要なので、ドラッグストアの経営と例えばその薬をお渡しする施設が一緒になって、要するに民間には全部頼むのですが、要するに建物は町で建ててやる。多分ドラッグストアをここに単独でオープンしても採算的にどうなんだということになってくると、そこに薬剤師を置いて、毎日営業して10月からオープンして、採算に関してはかなり厳しいはずなんですよ。そういったことから中々もう二の足を踏んでいるということにもなっているかと思うので、そういったできるだけ来やすい環境、中々事業者に対して負担がないような形のスタイルを考えて、ドラッグストアに関してはそれを考えていただきたいなと思っております。

それでなおかつ、浪江町の復旧・復興のために大切な業者なんですよ。いろんな10業者が入っていただいていると、私も今も言いましたが、商売として成り立つ、要するに生業として成り立つということは相当難しいんですよ。その中で町長から事業者に対しては、インセンティブは勿論与えるんだということで今進んでいるわけですが、電気、ガス、水道等の補助、要するに今町内で事業を再開している業者に対して行っているものをこちらにまず取り入れると。そのほかに初期投資の負担軽減ということで、備品、什器等の助成ということになってくるんですが、この辺の予算というのは課長どうなっているのか。そして前回予算を組んだのでは足りているのかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。今回整備する仮設商店については、建屋については独立行政法人、中小企業基盤整備機構で整備し、店舗の設備及び什器等の整備及び営業に係るランニング費用については、「福島県避難解除等区域商業機能回復支援促進事業」の補助を活用しながら町負担として支援してまいりますというところでございます。

あと、備品関係については、当初よりも10事業者という形で出店が多かったので、当初予算の関係でそこまでの見積もりはしておりませんので、今後補正措置をしてあうような形で整理したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） それとですね、商業施設に関してなんですが、まず浪江町にそういう店舗ができるんだということをまずアピールしないとだめだと思うんです。いつの間にかできて、いつの間にかあったみたいな感じでは町民に対しても全然周知がないし、一つ今浪江町に入っている公共機関というのですか、役場もそうですし、消防署、警察署相当があります。そういった方々にPRと言ったらおかしいのですが、そんなことも町で当初はしていったほうが良いのかなど。それと除染作業、解体作業員も入っております。そういった方々に少しでも利用していただければということで、町できつちりと周知、宣伝をしていただければ何らかの力になってくるのかなと思っておりますので、その辺の町の考え方を一つと、もう一つ仮設店舗の宣伝のためには、相当大きなイベントを開催して、町内外に宣伝する必要もあるかと思っております。

これに関しても今官民合同チームが動いている中で、イベントの助成金が出ているわけです。上限400万円だったのですが、そういったことも町で活用したらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今、作業員が4000人ほど除染作業に入っています。これからやはり考えられるのは、いろんな除染作業から汚染水対策の作業、それから新たに建物を建てるための建設する作業の方々、従来の平時の時の顧客というものは中々探し求められないんでしょうけれども、そういう方々と帰還された方々がマッチングしてそういうお店を利用していく。そういうシステムをつくり上げていきたいなと思っています。

今除染は、町として復興建設組合さんに、地元の業者さんを使っ

ていただきたいという要請もしておりますし、さらにこれから仮設商業店舗ができた場合もそこを利用しながら、ひとつ活性化のために協力していただきたいということも申し上げておりますので、是非今、渡邊議員がお質しのとおり、いろんな形でみんなで協力しながら復興拠点といいますか、そういうものを盛り上げていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。町民が、まず帰って買い物に行こうかなと思った時に、いわきまで行かなくてはいけない、南相馬市まで行かなくてはいけないということでは、中々住民生活も大変だと思うんです。せっかくうまく業者が今なんとか入ってきていただいているので、これがすっと抜けてしまうというか、閉店したようなことがあれば、せっかくの努力も無駄の泡になると思いますので、どうか今町長が言った町民サービスを含めながら、その事業者も何とかやっつけていけるぐらいのそういった売り上げを確保できるような形で是非町で努力していただきたいと思っております。

3番目なんですけど、雇用の場の要するに働く場所を確保しないと心配だよねと、町民の方の心配に応えるために、帰町した町民に働く場所をつくる。これも町の大きな一つの役目だと私は考えております。浪江町で事業再開をするということになると、場所、設備、資金等、様々課題がまず出てくるわけなんです。

先ほどから出ております官民合同チームが現在活発に動いていて、徐々に成果を上げているわけです。現在商工会、そして浪江町商工会、浪江町産業振興課、そして事業者が官民合同チームとの話し合いをしながら、今進めているわけです。その中に帰還支援のための福島県原子力被災事業再開等支援補助金というものが発表されて、当初これ中々金額が上限1000万円ということで、非常に小さくて中々利用できないということだったんですが、色々町も官民合同チームに助言していただいて、上限が3000万円に変わってきたんですよ。今まで1000万円ではどうなのかなというところが、今3000万円になったと。その4分の3の補助なので2250万円の補助になるということなんですけど、一次募集が5月いっぱい補助金が終わりました、浪江は4業者が申し込みしております。今審査というか、審査をすることになっているのですが、次の7月からはじまる募集に9社が今準備しています書類を、ちょっと5月まで間に合わなかったんで、9社が次申し込むということで総体的にあと3回あるので、最終的には商工会と今お話したら30ぐらいの業者が多分

申し込みになるだろうということなので、来年の3月までどのぐらいの業者が事業再開できるかというところはまだまだ疑問符がありますが、取りあえずその意思を示して助成金を申し込む業者が約30社出てくれば、相当利用できるものがうまれてくるのではないかと、現在も25社ですか入っておりますので、併せると約50社ぐらいになるのかなと。やはり産業振興課が非常に今努力していただいているので、その結果が多分出てきていると思うので、是非その辺官民合同チームと商工会でどういう話し合いになっているのか、課長からお聞かせ願います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。現在官民合同チームにより、震災前浪江町で事業をされていた事業所の訪問等を実施しており、5月16日現在約800社の事業所訪問実績となっております。

本年度から官民合同チーム内に事業再開を目指す事業者のため、浪江町スペシャルチームが結成され、町商工会との連携が強化されたと感じております。

引き続き事業再開や雇用の確保のため、官民合同チーム、商工会、町と連携を強化し、事業者への支援等をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 答弁が棒読みで中々意思が伝わらないですけど、要はその三位一体なんですけど、例えばいろんなこういった会議、ほかの会議もそうなのですが、先日、区の総会があって浪江町で開いているんですよ、集まりを。非常に良いことだと思って私この間、私も住民なので参加してきましたが、こういった会議も課長今浪江で開催されているんですよ。それで、浪江町の商工会が二本松にいるままなんです。そうなってくるとみんなで一緒にやろうと言った時に、浪江町商工会は多分一人ぐらいなんです、ちょこっと来るのが。町が何人かやって官民合同チームが来て、事業者が集まってという会議になっているのですが、商工会もここまでいうとあれなんだかもわかりませんが、浪江で助成しているところだと思うのです。ある程度浪江にも全体を戻るというわけではないのですが、やはり雇用の場を確保するそういったいろんな事業を進めるためには、商工会の力は借りないといけないと思うんです。

やっぱり、今の現状を見るといろんなことが浪江の中で行われている、官民合同チームの打合せも浪江でやっている。個別の訪問もその場所に行ってやっている。そういったところで、その時に相談

に行くところの商工会が、浪江にあったほうが良いのかなと思うので、その辺役場と商工会が相談して、前向きに浪江で例えば週に1回だとか、週に2回だとか、そういったことの話ができるのかどうか課長にお伺いします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 商工会の再開の見通しというお質しでございしますが、先ほど事業再開の事業者の関係で、そこについては具体的に答弁しなかったのですが、その関係で商工会から聞き取りした中では、今年度は帰還できるように準備を行っていると、来年の3月には整理が終わっている状態になっている予定でございまして、町の方向性に併せてという回答でございました。

商工会に、うちの方でどうですかとお聞きした時には、そのような回答がございました。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 商工会が二本松に今いるのですが、その意味も考えれば、浪江の今後を考えればそういった二つの事務所があっても良いのかなと思っておりますので、どうかなるべく早い時期に相談窓口を浪江に設けるようにやっていただきたいと思えます。

更にはこれ、避難指示解除に関する有識者検証委員会の報告書にも、事業再開の支援ということで適切な支援策の構築を積極的に国、県と関係機関に求めていくべきだと報告書が出ているんですよ。やはりこういった決定はかなり重いものでありますので、どうか勿論事業者が一番判断するのが事業者だと思いますが、それを支援するのが町だけではなくて、やはりそういった公共機関、商工会を含めてそういったものが一体とならないとどうしても中々うまくいかないと、ましてやいろんな作業員が入っている。そこに帰還していくということで、やはり中々システムをつくるにも難しい時代になってくるのかなと思っておりますので、どうかその辺、町と事業者だけではなくて、町と事業者と商工会ということで三位一体となってやっていただきたいと思えます。

最後の質問ですが、町民の安全な生活を守るためということなんですけど、実は私も今月になっても行っているし、先月も相当浪江に行っているのですが、そこで幾世橋の大聖寺ですか、大聖寺でアライグマが出たというか、現れたというか、それで大聖寺さんもお墓参りとか来るので困ったということで、自分で罾を買ってひっかけたら、それ以降かかったんですよ。そしたら、よく聞いたら一匹じゃないよと、まだまだいるよということなんです。

それから、もう一つは114号線を通りながらこれは私ではないんで

すが、キジがすっと出てきたんですよ、114号線に。轢いてしまえば良いのではないかって私言ったんですけど、人間の本能でびっとブレーキを踏んでしまったんですね。そしたら横の側溝、側道というのですか、あそこにガチンと車をぶつけてしまったんですよ。危ないものというところ、イノシシとか、そういうイメージを持ったのですが、キジなんかやはり町民の安心した生活を送るためには、これは駆除していかなければいけないのかなとつくづく思ったのですが、サル、キジ、アライグマ、イノシシとなってくるのですが、捕獲隊は色々去年からやっていただいて、それも増やしていただいたと、それでその成果も出ているということなんですけど、多分それ以上に増えてきているんだと思うんです。今までだと、時々帰るだけとか、見に行くだけとかということだったので、それほど大きな被害にはならなかったのかと思いますけど、今度は住むわけですから、ましてや権現堂辺りに住んでいる分には中々あれなんですけど、居住制限区域が離れてくるので、その辺の方が準備宿泊するだとか、本格的に帰るだと言った時に、これね笑い事ではなくて相当厳しい事態になることも想定されるんですよ。ちょっと私も素人案なんですけど、今警察が見回っています。消防も回っているし消防団、そして防犯見回り隊ということで色々な方が町内を警備していただいています。

今までは、町民からたまたま帰った町民からあそこイノシシいるから、あそこに罠をかけてくれというような方式だったのですが、そうではなくて、やはりいろんな入っている人からの情報をどこかキャッチする場所をつくっていただいて役場の中に。そういった情報毎に例えば罠を相当増やすだとか、そんなような方法しないと、どんどん増える一方になってくるのかなと思うんですけど、課長その辺どんなふうに思っていますかね。

○議長（吉田教博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。今年度は捕獲隊の隊員を5名から9名へ増員して対応しています。檻についても、昨年度後半に3台の追加をいたしました。今年度は更に3台の追加を計画しており、昨年度同時期から比べると6台増の23台での活動を予定しております。

また、平成25年度から継続中の環境省による捕獲事業においても、今年度は1台増の6台で活動予定しています。更に今年から、環境省ではアライグマ、ハクビシンについても捕獲檻5台で捕獲活動を行っていく予定であります。

また、被害の情報提供については、警察や消防からの目撃情報の

提供、さらには見守り隊から家屋侵入の痕跡等の情報を供用するなど、被害防止に向けた連携を進めており、より効果的な活動になるよう努めております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 相変わらず棒読みなのですが、中々内容が伴っているなと思います。私も素人考えで申したんですが、既に役場ではやっているのかなど。ただ、今檻が3台増えたとか、そういう感じなのですが、例えば300台にするとか。そのぐらいの何というのですか、大幅な増加、罾の増加というのはおかしいけれど、罾も色々危ないとかあるのかなと思います。多分課長その対策では、中々住民の安全を確保するのが、来年の3月末まで厳しいのかと思います。ただ今町民にお話を聞く時があって、今人間が、除染ですか、解体の人とかが色々入っているので、どうも人間の臭いが少ししてきたので、町からは徐々にそういった鳥獣は、山に入ったということではないんでしょうけれども、中心地から離れて行っているということも聞きました。そうなってくると余計ですね。町場から離れたところに集まってきたりすると、相当また危ないようなことになってくるので、是非更なる強化を求めて課長には頑張ってくださいと思います。その辺心構えをお願いします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。この有害鳥獣の駆除につきましては、町の重要な課題と捉えております。今後とも有害鳥獣の駆除におきましては、捕獲隊と協議しながら実情に見合った駆除の方法をまいりまして、町民の安全・安心を確保したいと思っていますところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 本当に完璧な答えありがとうございます。最後は安心になってしまったのですが、29年3月の避難指示解除に向けて町民の心配事がこれだけスカッとできているんですよ。今、町長の方針もお聞きしましたので、是非政策を進めて一日も早い浪江町の安全を確保してください。

○議長（吉田数博君） 以上で1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで3時25分まで休憩をいたします。

（午後 3時11分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 3時25分)

◇松 田 孝 司 君

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君の質問を許可いたします。
6番、松田君。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 6番、松田孝司と言います。議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答方式で質問事項は通告書に記載の通り、避難生活環境について。町外コミュニティについて。避難指示解除に向けての3事項について何点か質問したいと思います。

まず、避難生活環境についてですが、私は現在、桑折駅前仮設住宅に住んでいますが、7月で5年目を過ぎようとしています。

当初は大部分の方が馴染のない方ばかりで不安に駆られていましたが、時が経つにつれ知り合いも増え自治会の設立にも関わり、当初はまとまりのある仮設住宅でした。

その自治会も今回解散しましたが、解散する際一部の役員の方が解散してしまうのだから、備品等を競売して処分しようという話になりました。幸いに話はまとまらず、仮設住宅に住んでいる方が居る限りは処分はしないことになりました。それが当たり前だと思います。

ただ、仮設住宅生活も残り少なくなっているのは確かだと思います。備品などの活用を考える時期になっているのではないかと思います。

住民がすべて退去する際の集会所等にあるマッサージ機やテレビ、除雪機など備品の有効活用を考えるべきと思いますが、現在どう考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ご質問にお答えいたします。

町で配備した除雪機等の備品につきましては、今後の皆様の避難状況や仮設住宅の状況を確認しながら再配置等を図り、有効活用してまいりたいと考えております。

また、仮設住宅の集会所にある自治会で直接支援を受け管理している機器等につきましては、各自治会の状況によりまして、町にご相談があった場合、町で対応して考えたいと思っております、自治会様の判断に現段階では委ねたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 除雪機械もマッサージ機もみんなそうなんです

けど、仮設に住んでいる人達はお金を出していないんですね。全国の支援ですべてあるわけです。だから、仮設に住んでいる人達で処分はできないはずなんですよ。あくまでも根底は町だと思っんですね。町の仮設住宅ですから。やはり仮設住宅に処分しようとしても町として統一見解をもって有効利用を図るべきだと思います。一応仮設に相談もしなきゃならないと思いますけど、前に桑折出張所の方に聞いたら自治会で処分するなら仕方ないという話でした。

町としてそれは、やってはならないと思っんですね。競売などお金を収入すべきではないと思います。

あと、これから復興に向けて体育館とか役場にもマッサージ機なんかもあっても良いと思います。こういう有効活用を図るべきだと思いますけど、それについてどう考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 先ほども申し上げましたとおり、自治会で寄付を受けたものに関して、今率先して町で管理するという事は差し控えたいと思いますが、やはり状況を見ながら町でそういったものの処分、活用を計画的に進めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 例えば、今回うちの仮設住宅自治会なくなりました。福島市でも自治会あるのは2カ所しかありません。あとは自治会がないんです。代表者制になっています。代表者というのはどんな権限あるのですかというのと、一応代表者は選ばれましたけれども、権限も何も分からないんです。ただ、代表者は集会所があるもの処分できるかというのとそれも厳しいと思っんですね。あくまでも町の管理下で代表者を設けて下さいと町から言っていますか。それについてはどう考えていますか。自治会の権限もお願いします。代表者の。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 自治会が解消される傾向がありますが、やはり仮設住宅には皆様住んでいらっしゃいますので、代表者である方がいらっしゃらないと連絡等ができません。ただ、自治会と同じ権限が代表者にあるか否かにつきましては、検討して後日回答申し上げます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 分かったような、分からないような話になりますけれども、結構自治会がなくなって、一応代表者に聞くと、やはり役場と相談してやっていくんだと。代表した人には権限がないと言っているんです。これから結局段々人が少なくなって、仮設の中

も前回も言いましたけれど、見守り体制、孤立化防止、今年の秋辺りから原町とかいわきとか結構復興住宅に移る方が多くなります。遅れていると言っても仮設から段々人が少なくなって、空き室もかなり多くなります。

そして、社会福祉協議会で幾ら来ても月に何回かしか来れません。その中で生活している人達で何とかやりくりしていかななくてはいけないんですけど、そこに代表者とは置かれたと思うんですよ。町としても誰もいないと困るから。ただ、町民から結局仮設に住んでいる人に代表者って何をやるかという、何にもまだ説明をされていません。しっかりした対応をして、孤立化防止を含めて対応していただきたいと思うんですけど、それについてお答えできますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 代表者の権限につきましては、この場でははっきりと私回答できませんが、後日整理いたしまして回答いたします。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 分かりました。本当に今仮設住宅で動ける人は少なくなっています。高齢者、弱者、あとは結構動きたくても動けない人もいますね、仕事関係で。とにかく孤立化、亡くなる方のないようにいかに仮設で生活をしていけるか。町としてもせっかく代表者を選んだんですから、選んだなら来て、選ぶ前にそれなりものをつくって周知して下さって、それは当たり前のことだと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移りますけれども、今まで県内に借上げた避難先や色々な諸事情により、家を求めた方を含めた自治会は立ち上がっています。そして活動形態も当時の一時しのぎ帰還を待っている活動からその土地に根付いた活動に移っているような気がします。

先行きは不透明ながらも、どこにいても浪江町民で支援を考えていることと思ひますが、その中にも高齢者などの弱者や自ら入会されない方がかなりおられると思ひます。

現実的にいわき辺りでも自治会半数以上入会していないと思ひますね。自治会に入会している方と、入会していない方との支援にかなりの差が生じてくると思ひます。その対応をどう考えているのか、どう対応しているのかお伺ひします。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ご質問にお答えいたします。入居者が減少している状況下で、自治会が解散した仮設住宅については、先ほど申し上げました選任いただいた代表者との連携強化をまず図る

ということ。それから関係各課、及び社会福祉協議会他、関係機関と協力しながら、仮設住宅及び…。

[何事かと呼ぶ者あり]

○生活支援課長（清水 中君） ご質問にお答えいたします。今後も引き続き、発足している借上げ住宅の自治会の情報につきましては、町のHP、タブレット、広報紙折り込みに随時掲載し、ご確認をいただきながら加入促進を図ると共に、自治会活動・運営について支援を継続してまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 自治会に入っている方と入っていない方の差が生じるでしょうと。タブレットここでやっていますって分かるんですよ。ただ、入っていない人も結構おられるのではないですかと言っている。その人とやはり入っている人の差があるでしょう。これ入っていない人にどう対応するんですかって質問なんですけど。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） まず自治会加入者である方に関しては、交通手段を持たない方もいらっしゃいます。県内の交流館をまず中心に自治会に入っていない方に対しても支援をしてまいりたいということで、バス停をご利用いただきながら自治会の輪を広げるように努めていきたいと思えます。

生活支援全般において、自治会に加入している方もしていない方も同様に対応してまいるという方針でまずは取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） そういう方針でお願いします。次の質問に入ります。

現在、東日本大震災に比べ避難してから世帯数がかなり多くなっているのではないかと思います。

浪江町では2世代、3世代が当たり前のように同じ敷地に暮らしていました。その中で情報の共有も自然に行われていましたが、現在のように世帯が多くなると、色々な情報を得るにも大変です。本当に情報が多すぎて広報等にしても関心のあることを中心に目を通して、興味がないことをどうしても目のほうで通り過ぎてしまいます。一応は目を通すのですが、記憶の中から抜けてしまう方結構多くおられます。

先日も、近くに住んでいる方から熊本大地震の義援金、町で募金をやらないのかと言われました。確かタブレットや広報等にも載ったような気がして、一応桑折出張所にあるよとか、一応言ったん

ですけど、コンビニやスーパーで確かに義援金の箱は置いてあります。あと、今日初めて分かったんですけど、役場にもあると言われてあまりにも小さいんです。せめて町役場ぐらい大きく義援金とかあれば良かったのかと思います。仮設住宅や復興公営住宅に住んでいる方どうしても浪江町にいたみたいに関覧で回ってくると思っている方も結構多いです。確かに、全国に避難していますから周知方法は本当に大変だと思います。仮設住宅や復興公営住宅みたいにまとまっているところは覧で回すなど検討してはどうでしょうか。

そして、私達は全国から多くの支援を受けています。町でも東日本大震災から5年経った今でも当初より少なくなりましたが、全国の自治体から職員派遣の支援を受けています。先ほども行政報告で町長は言っていましたけど、4月21、22、5月30日ですか、支援本当にありがとうございます。町民の方これ知っていれば喜んでくれると思います。ただ、何分私タブレットに載ったのか分からないですけど、見落としたのかもしれない。中々そういった情報って伝わらないと思います。あと広報にも載っていました。だからできる限り支援をさせていただきたいと町長は言っていますけれども、その他の支援の考えはあるのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） まず周知の方法でございますが、中々届かないというのがご指摘のとおりでございます。例えば仮設等々におきましても、覧であるとか、ポスティング、郵便受けに入れるとか、そういう方法様々な仮設によって方法が違うことがございます。

今、お話のありましたタブレット等々につきましても、見ている方、見ていない方、当然機械を申し込んでいない方もございます。こういう覧方法につきましても、中々現状統一したやり方ができない状況でございます。この件に関しては更に情報の周知方法、そういうものについては検討をしていきたいと思っております。

今回の熊本大震災の件でございますが、先ほど行政報告で町長からもありましたとおりで、若干具体的に申し上げますと、発災当初、まず震源地周辺、いわゆる熊本、大分の安否確認をいたしまして、そちらは即刻繋がりました、何とか確認をすることができました。

更にその後、熊本宇城市、被害が大変大きかったところがございますが、その他3市に対しまして、マスクや紙おむつとか、大箱でかなりの量を、こちらは現在いただいていたもの、ストックしていたものをお送りした形になってございます。

また、かなりの仮設からも熊本から直接仮設住宅にご支援をいた

だいておりましたので、その仮設住宅単位で義援金、さらには物資を送ったと聞いております。大変町民の方にも行政としては御礼を申し上げたいと思っております。

今、お質しの何かそのほかにできることということで、考えているのですが、中々考えに至らないというのが現状でございます。今後につきましても、当町と現状に踏まえながら可能な範囲で支援をしていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げたとおり情報関係の周知につきましても引き続き検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） ありがとうございます。そしてうちの自治会でも開催して一応義援金として送らせていただきました。私事ですけども、先月5月23日から28日まで仮設住宅を出発して1470km、車で熊本県益城町に行って28日までボランティア活動を行ってきました。24日は民家のブロック塀の取り壊し集積、25日は福祉センター、約300名避難しています。26日は1300名の避難者で溢れていた総合体育館のトイレ掃除や通路の掃除、物資の移動等を行ってきました。27日は午前中、地元の新聞記者の案内で一番ひどい所を2時間ぐらい歩いて見せていただきました。本当にすごいです。浪江町の権現堂で言えば、本当に残っている建物というのは金融機関、あとドラッグストアとか、一部であとは大部分倒壊してました。益城町というのは、人口3万4000人、町役場職員が250名ぐらいです。役場庁舎から県庁まで車で30分ぐらいの位置で、熊本空港もあるところです。そして熊本市のベッドタウンの町です。本当に被災地に立って見るとどこから手をつけていいかわからないくらい、被害は本当に甚大です。避難者の方も避難所に留まらず、自分の壊れた家の前にテントを張ったり、あとパイプハウスでそこで寝泊まりしている方もおられます。私達も全町避難で状況は違いますが、できる支援をすべきだと思います。

例えば、今では遅いかもしれませんが、私の行った避難所では40日経ってもまだ班編制も何にもしていません。上げ膳据え膳で全然統制がとれていません。確かにどこの自治体でも想定していないことが起こると5年前の皆さんと同じだと思います。本当に身動きが、一生懸命やっているんだけど先行きは不透明で、動いているんだけど何というか、宙ぶらりん状態だと思います。本当に5年前の恩返しをするべきではないかと思ひます。

町では東日本大震災の時のその時の災害行動記録とか、まとめて同じ災害が起きた時の備えをしているのではないかと思ひます。浪

江町でも仮設住宅は30数カ所、世帯数として2763戸と先ほど書いてありました。最盛期には5600人ぐらいの仮設住宅に入っていたと思います。これから益城町でも今月末あたりから仮設住宅に入る予定です。今のところ予定は1000戸ぐらいですけど、まだまだ増えると思います。おそらく浪江町の避難者数ぐらいなるのではないかと思います。町でも仮設住宅に関して等の経験したこと、運営管理そういう手引き書を作って、まとめ、災害活動記録としてそういう支援をするのも一考かと私は思っています。そういう考えはありますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ただいまご提案をいただいた中身につきましては重々認識をしているところでございますが、今現実を申し上げますと、行動記録等々につきましては、これから精査をしまして今年度中に何とかつくりあげたいと考えております。

今、議員お質しのとおり、若干、時期はずれたところもございませうが、ただ、まだ混乱時期が続いておりますので、物資の支援等も含めまして、今後とも支援ができるような体制は継続してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 岩手県のどこかわかりませんが、経験したことを支援したいという自治体もあります。町でそういうのがあれば良いのかと思います。確かにもしまた何かあれば、今度役場の管理職の方ははっきり言って定年とかいなくなって、動いていた職員の方が上にあがる。立場は変わると言うんです。そういう記録は早めに作っておいて、記録は倉庫にしまって置くのではなくてどう生かすかだと思います。その点町としてよろしくお願ひしたいと思います。こういう時こそ本当に全国の支援、助けてもらった恩返しになるのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、町外コミュニティに移らさせていただきませうけれども、復興計画（第一次）に計画された中通り、浜通り南部、浜通り北部の3カ所に町外コミュニティを整備するとなっていたと思います。

復興公営住宅を中心に役場機能や店舗・事務所等で構成、公民館的な交流施設を確保し絆の維持、町内事業者が町外コミュニティにおいて事業再開ができる環境を整備するなど主な考えで計画を立てていたと思いますが考えに変わりはないのか、そして現在どのような進捗状況なのかよろしくお伺ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、復興計画（第一次）では、町民アンケートの結果から、中

通り、浜通り南部、浜通り北部の3カ所に整備していくこととしております。

町外コミュニティは、仮設住宅の住環境改善、借上住宅の孤立防止などを図るため、安心して暮らす環境を確保するものであり、復興公営住宅を中心とした整備を進めてまいりました。

当初は、住民意向調査の結果から二本松市、いわき市、南相馬市の3カ所の整備を進めてまいりましたが、浪江町民は県内各所に分散避難し、既にかかりつけ病院への通院や子供の通学、避難先での就労など需要の変化があったことから、一定程度の集住が困難であると判断し、福島市や郡山市、桑折町、本宮市など避難先に配慮した形で広く復興公営住宅の整備を求めることといたしました。

今後も、コミュニティの目的である復興公営住宅を中心としての交流の促進等を図ると共に、仮設住宅や借上住宅の皆様の環境改善の為に関係機関との協議を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 一応、復興計画というのはそれに沿ってやはり計画を立てていくと思うのです。変われば直していくべきだと思うんです。

それで次の質問に入りますけれども、復興計画（第二次）を策定すると聞いていますけれども、東日本大震災原発事故から6年目で第一次の際は確かに私も復興策定委員としてかかわっていました。当初は何も見えず手さぐりで現実的でない内容もあったと思います。

ただ、今度の復興計画（第二次）に当たっては、だいぶ先も見えてきて現実に沿った計画が求められるのではないかと考えています。

町民協働で町民から策定委員を募って策定するのも良いんですけど、今回の場合は現実的に行政に精通している方を中心に町民の有識者を含めて計画すべきだと私の考えですけれども、手順や方法そしていつまで作成するのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

復興計画第一次は、避難初期の混乱の中、約100名の住民の皆様にご参加いただき作り上げたものでございます。

本年度、策定予定の計画は、この復興計画第一次の基本理念や方向性は踏襲しつつ、取り組み等を現状に沿って具体化するものであり、復興計画第一次の改定版という位置づけでございます。

策定までの手順は、復興計画第一次の取り組みを現状に沿った内容

に修正しつつ、復興に関して住民懇談会などで出される意見も参考にしながらたたき台を作成し、有識者や住民により構成する復興計画策定委員会において計画を作り上げていきたいと考えております。

その後の予定といたしましては、秋頃にパブリックコメントを実施して、再度、住民の意見を反映した上で、平成29年3月までに策定したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 本当に現実的に進んでいかないと、何か復興計画をないがしろにしている感じがするんです。次の質問に入るんですけども、放射線に関してもこれは除染目標年間1mSv以下という目標で入っているんです。いつの間にか20mSv以下とかなっているんですけど、これはタブレットにも載っています。みんな町民の方見ているんですよ。これ見ているのと実際町長が20mSv以下っていつの間にか変わったとそういう不安もみんな覚えています。

載せているのを削除するかやはり同じ考えで動いてくれないと困ります。よろしくその点お願いしたいと思います。

次は、避難指示解除に向けて何点か、環境省の説明では、除染後半年から1年でモニタリング調査をしてから、高線量の所をフォローアップ除染や再除染を行うと言っていたと思います。

先ほど、フォローアップ酒田地区終わったとか、チラッ、チラッと聞きました。フォローアップ除染や再除染をするにしても先ほど基準は明確ではないと、何かはっきりしていないですね。

前回の定例会で、他の議員に放射線に関しては知見がないと言っていたような気がしますけれども、知見がなくても法令を理解していれば基準は自ずから明確だと思えます。

町民が安全・安心に暮らして行ける基準値を示してフォローアップ除染や再除染をすべきだと思うんですけども、そして除染後の調査報告書はどの地区まで町に届いているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えします。除染後の報告書は、浪江町除染等工事その1、その2工事の酒田、立野下、高瀬地区について届いております。事後モニタリングの報告書は酒田地区のみであります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 皆さんもご承知だと思います。檜葉町、去年9月に避難指示解除して、4月1日現在で500人ぐらいしか帰っていないんですね。5.8%。あそこは0.07から0.34μSv、それでも帰って

こないんです。浪江町は悪いけどはるかに高く出ると思います。

次の質問に入りますけれども、放射線管理区域とは、放射線による障害を防止するために設けられる区域で、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律という法令によって決められています。

私達は原則により、法律により守られて生活をしていきますけれども、それも国民全体の法律が基本だと思います。

本来であれば特例というのは特別な非常時に設けられる法律です。

避難指示を解除するという事は、当たり前前に平穏に暮らせることで、国民が共有する法律で守られなければならないと思います。

今回避難指示解除に向け国が示した年間空間線量20mSv以下という基準と整合性が取れていると思うのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。これまでの答弁と重なりますが、年間20mSv以下という基準は、あくまで国の示した避難指示解除要件の一つであります。しかしこの基準については放射線防護措置を講じる際の I C R P の基本的な考え方により設定していると聞いております。

町といたしましては、国が示している避難指示解除要件である年間空間線量20mSvとは別に、年間1 mSv以下の線量を目指して、可能な限りの線量低減の取組みを行うようこれまでも要望を行っております。

また今後も継続して要望していくこととしたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） I C R P の基準多分見ていないと思います。避難時の20mSvから100mSvなんです。平常時は1 mSvって I C R P でうたっているんです。そして、一般人が平均時年間1 mSv、特別な事情がある場合には5年間の平均が1 mSvと I C R P には載っています。20mSv以下ってほうたっていないんですよ、平常時は。避難指示するという事は平常時だと思うんですよ。避難指示解除して平常時なんです。緊急時なんです。 I C R P と言っていますけれども、 I C R P では20mSv以下ってほうたっていません。これはあくまでも緊急時20mSvから100mSvですよって。平常時は1 mSvってうたっているんですよ。そして特別な事情がある場合には、5年間で5 mSv、5年間の平均が1 mSv、これは書類見るとわかります。だから今回質問出したから町でも勉強しているのかと思ったけど、ちょっとがっかりしました。

あと、ICRPというのは内部被ばくは考慮していません。放射線管理区域というのは、内部被ばくを考慮しています。一般的に内部被ばくというのは外部被ばくの半分と言われています。だから年間5mSv、3カ月で1.3mSv、0.6μSv毎時、それで3カ月。それを1年で5.2mSv、それ以上のところに町で住ませるんですか。

あと、チェルノブイリでは、1mSvから5mSvは自分で選べます。帰って良いか、帰って悪いか。5mSv以上のところは困難区域なんですよ。帰還困難区域。そこに私達が帰って住めるかという町民の方も結構知っている人多いんです。もう少し検討をお願いします。ふるさとに結局帰りたいからと国は言っていますけども、安全・安心が基準だと思います。安心して暮らせる状況にすべきだと私は思っています。安心・不安を抱えて暮らすということは病気の一因です。現在居住制限など除染を進めて避難指示解除区域と居住制限区域を同時に避難指示解除を進めようとしていますけれども、特に居住制限は空間線量が高い所が多いです。除染後に安心・安全して暮らせる放射線に下がりきれないのではないかと思っています。

先ほども質問しましたが、除染してからきちんとモニタリング調査を行い安全と確認してから避難指示解除をすべきだと思います。

国が言う、早く帰りたい方が居るから、と言いますが、どこまで安全なのか専門家でも意見が分かれています。出来るだけ放射線量を下げるだけ下げてないと精神的なストレスを抱えると思います。それが町民の安全・安心を守るべき立場の町としてそれは責務だと思います。

まず、避難指示解除区域から解除すべきだと思いますけれども、町の考えは前と同じですか、やっぱり居住制限も一緒に解除すべきと考えですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 解除にあたりましては、町への帰郷を待ち望んでいる住民の方々を考慮してまいりたいと思います。憲法に保障されている居住の自由というのがありますので、今すぐにでも戻りたいという方17.8%いらっしゃいます。そういう方々は自分の家で自分の庭を見て生活をしたいということで、望郷の念にかられている方が非常にいらっしゃいます。

しかしながら、残念ながら帰れないという方もいらっしゃいます、線量が高くて。そういう方はそういう方で避難先で大変苦しい思いをしながら生活をしていただくような状況になりますけれども、やはり居住の自由から申しまして、やはり帰りたいという方々がいらっしゃるということになれば、私どもの町としては生活空間の環境

整備をきっちりつくっておくということが必要だと思っています。

したがって、この両区域については同時に解消をしてまいりたいという考え方をもっております。しかしながら、追加的な除染等とにかく線量を下げる努力を継続して実施してまいります。そういう状況で国と協議を進めながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 確かに帰りたい人はいます。現実に同じ景色を見ても元の環境ではないんです。安全・安心を守ってまずは放射線の少ない所、これなら大丈夫だってそういう所からやっついていかないと、居住制限で結構高い所多くあるんです。そういうところで果たして責任誰がとるんだって。原発事故に対しても国は責任はとりません。東京電力も誰もとりません。かといって今回帰還して病気になっても誰も責任とれないと思うんです。やはり安全・安心を守るのが町の責任かと私は思っています。確かに帰りたいと思っていますよ。やっぱり徹底的に安全に除染してもらうのが基本だと思います。低い所をつくってそこに帰ってもらう。除染しても高い所に残って、我々農家って、田舎者の場合は行動範囲が広いです。都会ははっきり言って自分の通勤道路から幾らしか離れていません。我々は農家ですから裏山から田んぼから色々何処でもかしこでも歩いています。自分の土地は管理する義務がありますから、山だって枝払いとかして、今までも奥の山まで行っています。そういうこと考えて生活圏だって、国と、やはり都会と田舎でははっきり違うと思います。これ以上言っても無理だと思います。

最後の質問になりますけれども、4月24日谷津田地区の行政区の総会がありました。その時は町長に来ていただき本当に感謝しています。その際環境省から来て除染に関して説明を頂きました。

その際、環境省は除染をしたからと言って、帰還をしてくださいとは言いませんって言っているんですね。

だったら、除染をして放射線量を下げて、安全・安心にするべきだと思うんですよ。それもやらないで除染したから帰れって言っているのではないと。だったら、私は賠償も継続すべきだと思います。

先ほど、町長も5年間高速道路とか医療無料化を要請していると言いました。農家の場合は耕作権とかいつまでか不安がっています。ただ、東京電力に聞いても答えは帰ってきません。やはり悪いけど元の線量になるまでは賠償とか補償してもらわないと避難先でそこで落ち着く人もいます。農地管理を誰やるかって、本当に今厳しい

状態です。それを真剣に考えていただきたいと思っています。そして私の部落は、皆さんご承知のように三方困難区域で河川は除染をやらないと言っていました。

先ほど、県では双葉町と大熊町に中間処理場、学校の除染のものを片付けたいから人道的な立場で教育を願いたいと言っていたような気がします。私達もお願いします。私達の行政区を人道的に当たり前に暮らせる状況にしてほしいと思います。どう考えていますか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 除染も含めまして、中間指針におきまして、農業を含めた営業損害これにつきましては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日までという記載になってございます。町は当然この趣旨に沿って賠償の継続を求めてまいりたいと考えております。

それと同時にまた精神的損害等につきましては、こちらにつきましても避難指示解除後相当期間まで賠償とされております。議員お質しのおおりに、例えば放射線量等々も含めまして、それが引き続き実際の状況等々、除染の状況も含めまして、柔軟に判断するようにこれからも継続して求めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） すみません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、今月末からいろんな懇談会があると思ひます。20日の週ですか。そこで町民の要望を聞いてそれで判断していただきたいと思ひます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

なお、議会運営委員会を4時15分から開催いたします。ご参集をお願いいたします。

(午後 4時09分)

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年浪江町議会6月定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月8日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 3 | 議案第54号 | 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第55号 | 物品購入契約の締結について(小型・軽量積算線量計購入) |
| 日程第 5 | 議案第56号 | 物品購入契約の締結について(浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入) |
| 日程第 6 | 議案第57号 | 物品購入契約の締結について(浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入) |
| 日程第 7 | 議案第58号 | 土地の取得について |
| 日程第 8 | 議案第59号 | 調停の申立てについて |
| 日程第 9 | 議案第60号 | 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第 1号 | 津島財産区管理委員の選任について |
| 日程第12 | 同意第 2号 | 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第13 | 同意第 3号 | 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第14 | 報告第 1号 | 平成27年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第15 | 報告第 2号 | 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第16 | 報告第 3号 | 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君
復興推進課長	山本邦一君	町民税務課長	武隈吉美君
産業振興課長	岩野善一君	ふるさと再生課長	三瓶徳久君
帰町準備室長	鈴木政己君	健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君
介護福祉課長	佐藤祐一君	生活支援課長	清水中君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江図書館長	大原教知君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	次長	横山秀樹
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、生活支援課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 議長より、発言の許可をいただきましたので、昨日の松田議員の質問、仮設住宅代表者につきましてお答え申し上げます。

仮設住宅の代表者の役割といたしましては、次のとおりとなります。町との連絡調整、各種調査報告、広報紙その他町政に関する文書の配布、回覧等に関する事、ボランティアに関する事、その他特に必要と認める事項についてもお願いする場合がございます。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇馬 場 績 君

○議長（吉田数博君） 15番、馬場績君の質問を許可いたします。

15番、馬場君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番（馬場 績君） おはようございます。早速一般質問をさせていただきます。日本共産党の馬場績です。

第1の質問は、有識者検証委員会の報告と避難解除に関する基本問題についてであります。昨日も議論になりましたがそれを俯瞰してお尋ねをしたいと思います。

昨年6月12日の閣議決定「福島復興の加速に向けて」（改訂）がだされてから平成29年3月避難解除が既成事実化され、政府主導で半ば強制的にシフトされて多くの住民は「納得できない」というのが実態ではないでしょうか。他町村の問題ではあるけれども生活圏の除染の遅れはもちろん「医療体制が不足している」、「買い物

できない」、「森林除染がなされていない」、「追加除染をしてほしい」など避難解除決定の報道とは裏腹に解除決定に対する不安が山積しているというのが南相馬市小高区、葛尾村、川内村3市町村の現実問題ではないでしょうか。原発避難から6カ月後の平成23年9月に解除された広野町は今どうなっているのでしょうか。宅地と農地、居住周辺20mの森林除染はほぼ完了しています。広野町が解除2年後の秋に行ったアンケートでは町に戻ると答えた人が62.8%、最近の調査では約50%の町民が帰還しているということです。私は現地の聞き取り調査をしましたが、若い人が少ない、それは将来の不安があるからということです。予想外に高齢者が戻っていないのは「車の運転ができない」、「病院までの足がない」、「今循環器に通院しているが診てもらえる医者がない」、「透析ができない」など医療体制の不備、また公設民営のイオン店が開設されたけれども魚類がおかれていないなど「解除はされたけれども日常生活に大きな障害がある」ということでした。実態はまだ戻れる街の環境になっていないということでしょう。

そこで3点質問いたします。

一つは、解除時期の判断と問題解決の見通し、有識者検証委員会が示した避難指示解除に関する16の課題、つまり2017年3月に帰町開始が妥当かどうか総合的に判断する課題について町はどういう評価をされ、町民説明会に臨むのか、まず基本方針をお示しください。

二つは、居住エリアの空間線量を20mSv以下（課題1）、すなわち放射線管理区域の4倍の実効線量を安全であるとの立場で、避難指示を解除するのかということです。

政府は避難解除3要件の一つに年20mSvを基準としていることはご存知のとおりです。これがそもそも問題であることは昨日も議論になりました。帰りたい人がいることは事実です。それは認めるべきでしょう。しかしそれを人質にして20mSv安全論を受け入れてもよいということになるのでしょうか。年20mSvということは毎時3.8 μ Svとなり、放射線管理区域は毎時換算0.6 μ Svですから、その6倍以上になり、そこで生活をしろということになるわけです。

医療現場レントゲン技師は放射線管理区域ではアルミのチョッキで防護措置をとるのが義務づけられ、放射線管理区域で働く現場労働者は3カ月で1.3mSv、年間5.2mSv以下とされており、3カ月ごとに血液検査をして、白血球数が基準値を超えないかどうか検査を義務づけられていることもお分かりだと思います。これは外部被ばくの問題でありそこには内部被ばくもあります。当然内部被ばくも考えなければなりません。20mSv安全論は人道的にも異論が出て当然

だと私は思います。まして科学の論証に耐えるものではないと思いますがいかがでしょうか。総合的に考えても妥当性を欠くものではないでしょうか。町民の健康に対する安心確保のために浪江町が平成24年6月7日、時の小宮山厚生労働大臣に強く要望した「原爆被爆者手帳と同等の法整備」について、手帳の交付も恒久的法的整備もなされておられません。同年8月30日、復興大臣の回答であります。我々議会もこれらの件に関して要望を重ねてきましたが、医療・介護無料については単年度きざみの綱渡り措置であります。全町避難の町であればこそ、改めて基本に立ち返りその見直しを求めるべきではないでしょうか。

三つは、課題11の教育環境整備についてであります。「子供達の生活エリア除染の徹底と放射能への不安のない環境整備」とあります。子供達が安全に学び、安全に学ぶ環境整備は当然であります。前提として安全に産み、育てることができる生存の安全と安心、生活空間の確保であることだと考えます。

そのためには、年間被ばく線量1 mSv以下になることであり、避難解除するなら、その環境回復の保障とその責任は国が負うべきと思います。そのことは譲ることができない避難解除の基本方針であることを町民にはっきりと示すべきであると思いますが、お答えをください。

町長を先頭に復旧・復興に全力を傾注されていることは分かります。一方、ここに震災5年目にあたる3月11日の福島民友新聞があります。県民の7割が「復興はまだ半分」と答えております。回答者412名の32%、約35名は3割以下と答えております。浪江町の8割を超える帰還困難区域では除染計画の道筋すらついていないのが現状であり、そこでは復興のスタートラインにもついていないというのが実態でしょう。それは原発事故という災害の特異性にあると私は思います。原発事故から6年目、短期でやらなければならないこともあります。改めて考えさせられることは大震災と原発避難による町の復旧と復興・再生は長期の課題であるということです。避難解除の問題を含め原発避難問題の前進に向けた基本的命題を3点指摘し答弁を求めたいと思います。

第1点は、避難指示解除は「住民との合意」を基本とし、協議は当然であります。問題は、住民との合意を基本とし、町民に向き合い、それを国に求めること。

第2点は、すべての避難者・被災者の生活と生業が再建するまで国と東電に具体的支援の継続を求めること。そのためにも町民に寄り添い、町民の声に耳を傾け続けることでもあります。

第3点は、原発の危険を誘発し、福島切り捨ても同然の原発再稼働の中止を国に求めること。さらに、国も東電もまだ決断していない福島第二原発廃炉と再生エネルギーの浪江町における事業の具体化であります。少し付け加えます。福島第一原発1・2・3号機の溶け落ちた核燃料の姿、形もまだ分かっておりません。汚染水対策の切り札である凍土壁も不完全であり不透明であり、汚染水は今なお増え続けているなど事故収束は程遠く、事故の原因も究明されず、原発の危険も排除されておられません。これらの問題が、背景にあることは、基本的命題について指摘した問題の背景にあることは、言うまでもありません。

この3点に共通するものはなんでしょうか。原発事故による生活基盤の破壊は生涯にわたる幸福追求の権利を阻害され続けていることを意味します。その回復を求めることは贅沢なことでしょうか。憲法に保障された権利であると私は思います。憲法13条の「個人として尊重され、幸福追求の権利は、国政の上で最大の尊重を必要とする」とあります。その立場に立ちきった町政の執行が求められていると思います。お答えください。

大きな2番目で、復興・災害公営住宅の問題についてであります。

浪江町応急仮設住宅の現状は1697戸に3049名が入居し、特例借上げ住宅には2173戸、4200人が避難生活を続けております。これは、この前行われた全員協議会での関係課からの配布資料です。5月19日の議員全員協議会に示された町の資料によれば復興公営住宅の応募2545件に対し、入居決定、昨日の行政報告では1364件。避難6年目にしてようやく1364件、50%を超えたばかりであります。入居できた件数は292件、抽選合格者の約2割でしかありません。県全体ではどうでしょうか。4890戸の整備計画に対し、完成したのは1200戸程度、いまだに計画の4分の1の完成に留まっているのが現状です。

現状と今後の問題について4点質問いたします。

一つは、希望者全員の入居は可能なのか。可能だとすれば、いつ頃に決定通知が届くのか。受付はいつまで終わるのか。

問題は、住まいは人権ということです。「復興を加速する」というのなら、遅れている復興住宅整備を解決するために、災害救助法でも問題ないとしている今の民間借上げ住宅を復興公営住宅として活用するなど、遅れている住宅問題の解決が求められていると思います。昨日の質問に対する答弁で、家賃設定の問題があるとか、仮設住宅入居者との不公平の問題があるとか、県の見解をお述べになりましたけども、全く論外であります。問題解決に抜本的な対策

を求めておきたいと思います。しいて、この件については町長から答弁をいただきたいと思います。

二つは、「避難解除の前に住宅整備を優先させるべきではないか」というのが町民の声であります。避難解除と住環境整備の整合性はあるのか、お答えをください。

3、これまでの町内公営住宅の整備計画として旧雇用促進住宅80戸、整備目標平成28年度末。御殿南の町営住宅10戸、整備目標平成28年度末という計画で進めているという議会の説明が行われました。予算措置もなされておりますけれども、入札不調の問題という説明はありましたけれども、なぜこれらの事業が前に進まないのか、現状と完成の予定について町の立場からお答えをいただきたいと思ひます。

復興公営住宅入居予定者の辞退が出ていると聞いておりますが、実態と再募集についてお答えをください。これが4点目です。

次、大きな3番目、賠償問題についてお尋ねをいたします。

第四次指針がだされたのは平成25年12月26日であります。そこには賠償の基本的考え方が示されており「避難指示が長期化した場合の賠償の対象となる範囲について」、「相当因果関係のある損害と認められるものは指針で示されていないものも賠償の対象となる」とあります。

そこで2点質問いたします。

1点は、居住制限区域と避難解除準備区域における財物賠償で、土地、建物、事業用不動産や償却資産、田畑、森林などは帰還困難区域と異なり全部賠償ではありません。避難解除が視野に入っているとはいえ、避難は6年目に入っており、全部賠償が当然と考えます。この件に関する賠償の現状と今後の対応についてお答えください。

二つは、農林業の営業損害は2016年12月までの一括払いで中断されておりますが、避難先での再開は特別に困難であることはご承知のとおりです。賠償継続の対応についてお答えをいただきたいと思ひます。関連して、漁業についても答弁を求めたいと思ひます。

次は、浪江町ADR和解案に対する質問であります。

浪江町のADR集団申立てに対し、二度にわたる仲介委員の和解案受諾勧告が出されました。これまで原陪審も現地調査に入り、根こそぎ破壊された地域コミュニティなど、特別な権利侵害の実態を確認されたわけであります。仲介委員は善良なる市民にはなんの過失もないこと、長期避難の精神的慰謝料としてある意味最低の、最低限の和解案を出したものと私は認識しております。さらに100名

余の町民が政府・東電に和解案受諾要請するなど異例ともいえる取り組みが展開されてきました。しかしながら東電はその責任を果たそうとしておりません。また、それを黙認している政府の責任も同罪といわなければなりません。

このことについて2点質問いたします。

一つは、その後の進行協議において仲介委員が和解案受諾に向けて新たな仲介案を提起されたのかどうか。

二つは、これまでの経過を踏まえ町及び弁護士などのような協議をなされ、今後どのような方針で臨むのか、お答えをください。

避難解除と賠償見直しの関連についてであります。

先ほども若干触れましたけれども、避難解除に向け賠償の見直しなど様々な圧力が今後予想されます。見直しの対象とされている賠償項目と見直しによる町民への影響、生活再建のための町の対応についてお答えをいただきたいと思っております。

特に先ほども申し上げましたけれども、今なお仮設住宅や借り上げ住宅で生活を余儀なくされているという実態が現にあるわけがあります。しかしながら、家賃賠償の継続に大きなクエスチョンマークが灯ってきております。家賃賠償の継続は、文字どおり命綱であることは明らかであります。冒頭でも申し上げましたがどうしても戻りたい人のためには戻って生活できる環境整備が必要です。様々な事情で避難先に長期滞在、帰還待機される人、そして避難先と避難元との二重生活をする人、戻らない人がでるでしょう。そのことによる分断や対立があってはいけないと思っております。それはどの立場をとるにせよ、生存権であり、個人の意思を拘束できるものではないということです。どの道を選ぼうと生活支援や賠償継続を柱に、生業が再建できる実効ある仕組みづくりを国・東電に求めることであります。

例えば、営業損害について東電は相当因果関係を判断するとして自らの都合の良いデータを使い、賠償の打ち切りや値切りを行っていることは現実に起きております。加害者のモノサシでなく損害の実態に見合った賠償を求め、実行させることであります。

また、事業再開支援について昨日も議論になりましたが、避難元の市町村に限定せず、どこで再開しても4分の3の補助が受けられるようにすること。

さらには、子供達の問題であります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員と正職員化も当然であります。

そして、地域医療体制について市町村まかせにするのではなく、国や県が最後まで責任を持ち、安全・安心の地域再生を担保させ、

実現を図ることです。

当然のことながら、2018年3月で打ち切ろうとしている精神的損害賠償について、事故前の生活を取り戻すまで継続することなど数々の問題で賠償の継続が、あるいは避難者生活の支援が求められているということでもあります。

それが行政としてどう実現をするのか、当然我々議会にもその責任はありますけれども、それが行政としての責務であることを自覚した対応が重要であることを再度指摘して、決意新たにこの件についての答弁を求めたいと思います。

道路・河川の災害査定についてであります。

昨年12月の議会でも、国道114号など復旧工事の緊急対応を求めました。一部復旧工事に着手されたところもあります。しかしながら、依然として災害復旧を求める要望が届けられています。津島地区の区長会でも町に要望しているが応急工事さえ進んでいないという苦情もありました。対策を急ぐべきであり2点質問いたします。

一つは、浪江町管内の国道、県道、町道、農道の災害件数と査定、復旧工事の現状についてそれぞれ件数でお答えください。

二つは、河川の災害件数と災害査定、復旧工事の現状についてもお答えをください。

最後に、町長の政治姿勢についてお質しをしたいと思います。

一つは、破たんしたアベノミクスの認識についてであります。

安倍首相は「企業の収益は過去最高になりました」と豪語しました。確かに、大企業は世界で一番活躍しやすい国になったともいわれています。一方、昨年の企業倒産件数は8812件、東京商工リサーチ調べです。そのうち従業員5人未満の倒産が全体の71.2%で、この20年間を見ても最も悪いデータだというのが実態です。私が時々おじゃまする二本松のある商店主は言いました。「強いものを助け、弱いものを弾き飛ばす、それがアベノミクスでしょう。」と痛烈に批判をしておりました。そもそもアベノミクスとは造語であり、その本質は貧困と格差拡大が避けられない構造改革路線であることは誰もが認めざるを得ないことです。少しさかのぼれば自民党小泉政権で作りだされたデフレ不況の原因と責任を棚上げして目先を取り繕った「アベノミクス」の三本の矢であります。それは使い古された異常な金融緩和と財政出動、これまでにない大企業擁護の「経済成長戦略」であったことは記憶に新しいことでもあります。デフレ脱却に成功したのか。ノーであります。その証拠に、その後に打ちだしたのが新『三本の矢』であります。確かに大企業の内部留保、いわゆるため込みが300兆円を超すなど大企業の利益は史上空前で

すが、非正規の労働者の増加、加えて労働者の実質賃金は5年連続マイナスであります。身近なところで浪江町の臨時職員の増加を見れば世の中が透けて見えるでしょう。そうした社会構造がなにを生み出すのか。個人消費の落ち込みであります。東日本大震災の復興予算が数十兆円規模での財政出動が行われました。しかしGDP(国民総生産高)の6割を占める個人消費はここ2年連続マイナス、これは戦後初めての異常事態であります。リーマン・ショックの時以上に深く、大きく、深刻になっているということです。まさにアベノミクスの破たんそのものであります。追い詰められた安倍政権は来年4月からの消費税10%への引き上げについて先送りする方針を示しました。消費税増税延期を利用しようとしてしました。「アベノミクスはうまくいっているが世界経済が大きなりスクに直面している」「だから増税は延期すべきである」とお粗末な理屈をつけたわけであります。パナマ文書は氷山の一角でしょう。利益の再配分、すなわち税金の集め方、使い方を改めること、経済政策・財政と税制の転換が求められるゆえんであります。破たんしたアベノミクスの認識と見解を問うものであります。

二つは、自民党の改憲草案と緊急事態条項制定の認識についてであります。

このことについて去る5月29日の福島民友新聞に、共同通信が行った被災3県の知事と市長村長42名(3首長が未回答)のアンケート結果について報道されました。東日本大震災と福島原発事故を経験した首長に対するもので、アンケートに答えた42名のうち41名が緊急事態条項がなくても大規模災害時における対応に「支障がなかった」と答えております。

ご存知のどおり自民党改憲案には第九章を設け「緊急事態」という新しい章建てが行われております。なんと書かれているのか。「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」において、内閣総理大臣は緊急事態の宣言を発することができる」とされております。ここで明らかなように第一に外国からの武力攻撃を挙げているように戦争する国づくりの一環であり大規模な自然災害はその口実にすぎません。もし緊急事態条項が制定されたらどうなるのかということです。自民党の改憲案99条には「法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」とあります。要するに、緊急事態条項ができれば瞬時にどんな政令でも出すことができる、法律の縛りなど関係なく国民の権利を一本の政令で制限できるということになるわけであります。つ

まり、民主主義の対極、戦前のような独裁政治に道を開くものというほかありません、道を開くというものであります。昔のことわざに「火事場泥棒」ということがあります、緊急事態条項を利用した人権制限と憲法9条の破壊、服従の人権制限とその服従の義務を課す憲法改正を是とするわけにはいきません。

「国政選挙である参議院選挙を通して国民の信を問いたい」、安倍首相は先ほども触れた消費税増税再延期の記者会見でこう話されたことに、私は異常な違和感を憶えました。「信を問う」という真意は奈辺にあるのでしょうか。多数を握れば「信を得た」として改憲に走る。まさに狡猾な演出とさえ伺えるものであります。歴史の偽造ともいえる安倍内閣による集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲、それに基づく安全保障法制、いわゆる戦争法の強行は憲法の土台を覆すも同然であります。

今、安法制の廃止と立憲主義を守るために市民も学生も学者もママの会も広範な市民、世論が立ち上がり、主権者として様々な発信をしていることは皆さんご存知のとおりであります。まさに社会の新しい変化であります。これまでも平和と民主主義、基本的人権と地方自治を定めた今の憲法を時代を超えて守り、豊かなものにしていくことの意味について、地方議会の立場から、ことあるたびに町長と議論してきました。

改めてお質しをいたします。「自民党が憲法改正案に新設を明記」した憲法破壊と一体のものである緊急事態条項制定に対する認識をお質して第1回目の質問を終わるものであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 避難指示解除の判断についてのご質問にお答えをいたします。

昨日5番議員にお答えしたとおりとなりますが、避難指示解除に関する有識者検証委員会から報告書が提出されまして、平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題について提言を受けておりますので、町として取り組むべき方向性・見通しを整理した上で、まずは、6月下旬から開催する予定となっております住民懇談会に説明をいたしまして、住民の皆様の多様な意見をお伺いしたいと考えております。

課題で出されている除染、インフラ復旧、生活環境整備等の一つ一つの事項の進捗や住民懇談会で出される町民の皆様のご意見、さらには議会の皆様のご意見、これらを総合的に整理した上で判断してまいりますので、解除時期の判断については、一定程度の期間が必要と考えております。

また、課題解決の見通しとしては、16の課題については、概ね平成29年3月までには整理できるものと考えております。

次に、20mSv以下被ばく安全論を解除のモノサシにするのかというご質問にお答えいたします。

6番議員にも答弁したとおりであります。年間20mSv以下という基準は、国の示した避難指示解除要件の一つであります。空間線量につきましては、あくまでも長期的に年間1mSv以下の積算線量を達成することを目指してございまして、20mSv以下という避難指示解除の要件を達成いたしましても、年間1mSv以下となるよう除染等の取組みを継続して安全・安心の町を取り戻すという目標には変わりはありません。

次に、原発再稼働の中止を求めるかのご質問にお答えをいたします。

常々、再稼働につきましては、議員の皆様方をはじめといたしまして、マスコミなどから問われることがございます。原発事故の被害を受けまして、避難を強いられている状況を鑑みれば、私は原子力発電所の再稼働には反対の立場でございまして、このことは福島県民すべての願いでございまして、色々な機会を捉えてしっかりと再稼働反対という発信していきたいと考えております。

続きまして、民間賃貸住宅の活用についてのご質問にお答えをいたします。

現在、復興公営住宅の計画戸数は、意向調査等を重ねて、それを基に県が入居希望者全員が入居可能となるよう決定しているものと認識をしております。

ただし、入居開始については、かなり遅れが出ておりますので、福島県に希望者全員ができるだけ早く入居可能となるよう要望してまいります。

また、民間賃貸住宅の活用については、復興公営住宅の整備が優先と考えております。ただ、今申し上げておりますようにだいぶ計画より遅れていますので、その災害復興住宅が完成するまでは、やはり災害救助法を利用した賃貸、いわゆる借上げ、みなし借上げの賃貸についてはやはり助成をしていただくということで、県と連携をしながら進めてまいりたいとこのように考えております。

次に、政治姿勢についてのアベノミクスの認識を問うというご質問にお答えをいたします。

アベノミクスについて政府の見解は、昨年度の実質国内総生産(実質GDPです)成長率は1.2%程度、名目国内総生産(名目のGDP)その成長率は交易条件の改善もあって2.7%程度と見込まれて

おります。この2013年から議員お質しのとおり3本の矢を放ったわけでありますけれども、この中でやはり経済のファンダメンタルと申しますか、経済を動かすのは「人・物・金」これが社会的に効率的に融合してうまくいかないと経済成長というのは成り立たないと私は認識しております。残念ながら2015年に入りまして、円安株高が、前に戻ったように円高株安に入ってきました。そういう状況の中でやはり経済が停滞しているという状況がみられております。これは、やっぱり先ほど議員お質しのとおり3本の矢がうまく循環したのかということが問われていると思うんでありますけれども、やはりこの3本の矢が循環しなかった。特に最後の3本の矢、民間投資による経済成長戦略ですね。これは完全に先ほどご指摘された300兆円の内部留保しまして、いわゆる民間投資が中々できない経済環境条件だということで企業等が投資をしないという状況が生まれています。従って、そういう状況を見ますと、やはりアベノミクスの3本の矢はちょっと失速したのかなという感じで私は認識をしております。

いずれにしても、景気の回復についてはやはり大企業を中心とする都市部ではなくて地方経済に波及していかないと経済成長、本当の景気回復にはならないというように考えております。従って、地方の隅々までいきわたるような細やかな施策を実施する必要があると考えております。特に、私ども被災を受けている地域の経済にとっては財政援助が特に必要でありますので、そういうものを考えながら私どもに復興するために水を差さないような経済政策をとっていただきたいということを配慮していただきたいことを願っております。

次に、自民党の改憲草案と緊急事態条項制定の認識を問うというご質問にお答えいたします。

自民党の改憲草案では、緊急事態条項が今議員お質しのとおり盛り込まれております。議員からご紹介あった共同通信社のアンケート調査では、「憲法改正して緊急事態条項を盛り込むことが必要か」という問いに対しまして私は「必要ない」と回答をさせていただきました。

その理由といたしましては、現行の災害救助法の適切な権限の行使、あるいは有効な運用などによって対応できると認識しております。しからば、現行の災害救助法どういうものがあるのかというと、災害救助法の基本になる災害対策基本法があります。それから、別な法律として大規模地震対策特別措置法、あるいは我々が受けた原子力災害対策特別措置法、そしてさらには自衛隊法、それから警察

法そういうものがあります。そういう法律を柔軟に、そして十分に活用していけば緊急事態の条項の制定は私はいらぬということだと思います。

従って、この改憲草案における緊急事態条項は、有事の際に今申し上げたいろんな法律が内閣総理大臣に権限を集中させるという形になってしまいますので、国民の生命・財産を守る基本的人権が大きく制約される可能性があることを認識しております。

また、憲法問題につきましても、かねてから申し上げておりますように、日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重など世界に誇れるすばらしい憲法だと認識をしております。地方自治体の長としての立場からも、これを擁護していくべきものと考えております。

以下、別な質問については担当課長がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは、1、有識者検証委員会の最終報告と避難指示解除の基本方針について（1）そのうちの③子供が安全に学び、安全に育ち、安全に生むことができる環境回復の保障と責任についてのお尋ねにお答えいたします。

避難指示解除後に、浪江町に戻ったり、浪江町で生まれた子供達が安全に学び、そして安全に育つことは極めて重要だと考えております。有識者検証委員会の最終報告では、「居住エリアの除染の実施」に関連しまして「学校や通学路など、子供の生活エリアについても徹底した除染を行うこと」と指摘しております。

子供達が安全に学び、安全に育つことができる環境回復の責任は議員ご指摘のとおり国にあります。そして、除染による線量低減の状況は避難指示解除後の浪江町で学校等を再開するための要件の一つであると考えております。このことから、環境回復の責任を有する国に対し、特に学校や通学路の除染の徹底を町を通じて強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは（2）原発避難問題の基本的命題についての①避難指示解除は「住民との合意」を基本とし、国に求めるかのご質問にお答えします。

先ほど解除時期の判断に対する質問で、町長がお答えしたところではございますが、6月下旬から開催予定としております住民懇談会において、まずは避難指示解除に関する有識者検証委員会から提出された平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題の取り組み状況について説明をし、住民の皆様からご意見を伺うこととして

おります。

今後避難指示解除に向けて、国と協議するにあたり当然ながら住民懇談会を複数回開催するなどして、住民また議会とも十分な協議をつくす必要があると考えており、国が一方的に解除することがないよう対応してまいります。

②全ての被災者の生活と生業が再建するまで国と東電に責任ある具体的な支援の継続を求めるかの点についてお答えいたします。

議員お質しのとおり、すべての被災者の生活と生業の再建が達成されるまで、国と東電はそれぞれの責任を果たさなければならないと考えております。

具体的には、昨日町長が9番議員に答弁しておりますが、5月13日付で自由民主党東日本大震災復興加速化本部長宛に15項目からなる要望書を提出したところをごさいますして、特に重点要望事項として解除された場合においても医療費免除、高速道路通行無料化、原発避難者特例法に基づく特例事務等、被災者に対する現状の支援措置を継続することを強く要望しております。

また、夏までに示すとされている帰還困難区域の復興方針において、復興拠点を中心とするまちづくり、地域づくりに際し、復興のインフラ整備、生活環境整備といった公共的観点から行う除染を早期に実施することを要望いたしました。

東京電力に対しましては、迅速かつ完全な賠償を継続して求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 2番の復興・災害公営住宅の②避難解除予定との整合性についてお答えいたします。

現在の住宅供給に関して全力で取り組んでいるはずでございますけれども、県の計画によると、当町の避難指示解除予定後も建設が完了しない住宅もありますので、今後も少しでも早い建設を常に働きかけてまいります。しかしながら、その救済策としては、仮設・借上げ住宅の供与期間が平成30年3月まで延長されることが検討されております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 続きまして、御殿南及び雇用促進住宅の状況についてご説明申し上げます。

雇用促進住宅の改修につきましては、先月改修工事の入札を行いました。入札価格が折り合わず、不調となりました。

現在、再入札に付すため、設計内容を精査するなど対応を急いでいるところでございます。

また、町営御殿南住宅につきましては、震災による被害もないことが確認されておりますので、今現在供用開始に向け検討進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ④入居辞退者の実態と再募集の対応はというご質問にお答え申し上げます。

入居辞退された方については、健康の状態、通院、通学の都合、新たに住宅を購入したなどの原因が多く見受けられます。それは、各自の生活条件にあったよりよい住宅への入居等を検討されたためだと考えております。

辞退によって空いた枠は、抽選の次点者が当選者となります。それでも埋まらない枠は、定期募集となって募集されます。全体の流れをもう一度申し上げますと、最初の時点では募集、再募集については、市町村の専用枠がありますけども、次の再々募集、その後の定期募集となりますと、市町村の専用枠を撤廃し、募集されることとなります。そういった流れは、その都度、広報その他の手段で状況を常にお伝えし、申し込みに供してまいりたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 大きな3番、賠償問題についての（1）居住制限区域、解除準備区域における6分の6賠償の現状と対応はについてお答え申し上げます。

東京電力は、財物に係る賠償の残分6分の1について、「避難指示解除の見込時期を1年経過するごとにお支払いさせていただく」と一方的に公表しております。しかしながら、当町においては、除染等の進捗等から避難指示解除が発災から6年を経過し全損扱いとなることが明らかであるため、町民の皆様の生活再建に資するよう早急な賠償を求めてまいります。

次に、（2）農業賠償の継続の対応はについてお答え申し上げます。

長期にわたる管理不能による農地の荒廃等から、農業再開に対して強い懸念があることを踏まえ、平成29年1月以降の賠償について、早急に示すことを求めております。

また、漁業につきましても避難先での再開は困難なことから、同様に平成29年1月以降の賠償について、早急に示すことを求めてまいります。

次に、（3）浪江町ADRの和解に対する仲介委員の対応について。さらには、町及び弁護団の対応と今後の方針についてお答え申し上げます。

仲介委員は、高齢者13名の個別事情により和解案の内容を検証することを考えておりまして、町ではできる限り求めに応じております。

また、先の東京電力に対する要求活動を踏まえ、「和解案による精神的損害の増額は、他町村には見られない浪江町の置かれた状況の特殊性に基づくものであり、他町村にそのまま該当するものではない」ことを示す書面を提出いたしました。

今後につきましても、仲介委員に対し「浪江町の特殊性を踏まえ、和解案を受諾するよう東京電力に説得すること」を働きかけ、弁護士と協議の上、一日も早い解決に向け取り組んでまいります。

次に、(4) 避難指示解除と賠償関連についてでございます。見直し対象とされる賠償項目と避難者町民への影響と町の対応はについてお答え申し上げます。

営業損害は、「基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的」とされておりまして。四次追補においても、「相当因果関係があると損害が認められるものは、ご指摘のとおり指針で示されていないものも賠償となる」とされており、今後も町民の皆様の生活再建に向け、継続して適正な賠償を求めてまいります。

また、精神的賠償については、「避難指示解除後相当期間」まで賠償とされており、その「相当期間」が、放射線量等も含めた避難指示解除後の実際の状況を勘案し、柔軟に判断されることを今後も引き続き強く求めてまいります。

さらに、ご指摘の事業再開支援、スクールカウンセラー等の配置、さらには地域医療体制の充実など、生活支援や生業の再建においても、実効ある仕組みづくりを国、東電に強く求めてまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 次の質問であります道路、河川の災害復旧状況についてお答えいたします。

まず、国道6号線につきましては、すでに災害復旧工事が完了してございます。

次に、県管理であります国道114号、399号、459号及び県道につきましても、これまでに44カ所の災害査定を受けてございます。うち、17カ所で工事完了、今年度26カ所、来年度以降残り1カ所の災害復旧工事を予定でございまして。

次に町道につきましても、これまでに17カ所の災害査定を受けており、さらに今年度、帰還困難区域内の17カ所の災害査定を予定し

てございます。復旧工事につきましては10カ所が完了し、工事施工中が2カ所、今年度5カ所の発注を予定してございます。

なお、今年度新たに約36カ所の測量設計を行い、町道の維持管理に努めてまいるところでございます。

次に、河川につきましてはでございますが、河川の災害復旧工事につきましては、県施工分が災害査定済4カ所、うち今年度施工が3カ所、来年度以降1カ所の災害復旧工事を予定してございます。

また、町施工分につきましては、今年度1カ所の災害査定を予定してございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） たくさんありますので、できるだけ手短かに再質問いたしますけれども、議長にお願いしておきますが、残りの分については答弁との関係もありますけれども、再々質問ということでもよろしくお願いたします。

まず、町長に対して質問した政治姿勢の件ですけれども、今ここであまり突っ込んで議論するつもりはありませんけれども、個人消費が2年連続マイナスだと。労働者の賃金も5年連続マイナスだと。一方では、先ほども言われたけれども内部留保、内部留保だけで足りなくて、タックス・ヘイヴンまで合法的だと称して堂々とやっている。社会的には様々な弊害と障害が起きた。それが経済の面だけではなくて様々な面でそういう障害が起きたというのが、相対的なアベノミクスの評価。私は破たんしたというふうに断定しても間違いないと思っておりますけれども、町長の認識では失速してしまったのではないかと。改めてエンジンをふかして民間投資に結び付くような成長戦略、経済政策を期待するとそういう答弁でありますけれども、エンジンそのものが壊れているわけですから、だからさらにふかすという問題ではないと。端的にお尋ねいたしますけれども、アベノミクスは失速ではなくて破たんしたという認識をお持ちにならないのかどうかお尋ねをいたします。

それでは、1問目というか、1番先の問題に触れますけれども、私は有識者検証委員会は、避難指示解除時期について妥当かどうか総合的な判断をする、そのための検証を行うということから始まりました。結果、16項目の検証課題を示されたわけだけでも、平成29年3月までにはそれぞれの課題はクリアできるという答弁もありました。様々な問題がありますけれども、大きな問題でいうと、やはり20mSvの問題が最大の問題だと。長期的には1mSvと3番目に書かれておりますけれども、避難解除の基本的な立場として年間20mSvでも安全だと、こういう立場に立っているということが最大の問

題だと私は指摘したわけです。町はそういう立場で、解除に踏み切るのかどうかということで医療労働者や原発労働者の危険管理区域での被ばく限界値なども示してお尋ねをしたわけですが、それに対しての正面からの回答はありませんでした。私は、一番分かりやすいのは、やっぱり危険管理区域での被ばく基準の問題だと。ある専門家と私話しましたが、例えば医療現場でいえば年間5.2mSvを越してなおかつレントゲン撮影にあたると、仮に本人がそういう希望されたにしても私はその現場から外すと。なぜかという、放射線については、しきい値の問題では様々な議論はあるけれども、遺伝子を傷つけることは間違いないんだと。まして若い人であれば、なおのこと危険要因が大きいんだと話されておりました。私は、年間20mSvについては1 mSvを目指すというのであれば、いつまで1 mSvを目指すのかということであれば、入口の20mSvの問題は限りなく20mSv安全論に走っていきますよ。これは、やっぱりもう分かりやすく言うと、20mSvについては有識者検証委員会とも大いに議論をすべきではないかと、その上で町民に16の課題について説明をするということが求められていると思います。お答えをください。

それから、今の問題とも関係するんですけど、子供が安全に学び、安全に育つ、その環境について誰が責任持つんだと。当然のことながら国が責任を持つと、国に責任を求めると。これは、言葉としては、生活エリアの徹底した除染、子供生活環境の安全確保をするということは分かりますけれども、具体的に子供達の学ぶ安全、遊ぶ安全、もっと言えば子供達を生み育てる安全の基準はいったいどこにおくべきなんだと、このことをやっぱり町として明確に方針を持つと。教育委員としても大いに議論をして、そこで明確な方針を持つということが求められていると思うんですけど、言葉として国に責任を求めるということではなくて、どういふものさしで町は国に責任を求めるとかということだと思います。お答えください。

それから、復興公営住宅の問題についてですけど、町長は災害救助法との関係でみなし借上げ住宅として活用することも可能だとそういう趣旨の答弁をされました。そうすると昨日の9番議員に対する担当課長の答弁とは食い違ってくるんです。ここのところを答弁調整をしてください。

それから、ちょっとさかのぼりますけれども、避難解除との関係で今日の民報新聞に浪江町の特例宿泊について報道されておりますけれども、このことについて町長は改めてどのようなコメントをされたのか。もし新聞見ていないとすれば、新聞をご覧いただい

答えをいただきたいと思います。一方では、町民と相談すると言いな
ながら、新聞報道もあるわけですから、そのところを整理して
いただきたいと思います。

それから、復興公営住宅の遅れについては急いでやらせるという
ことをもう何十回も繰り返しているわけですがけれども、それが進ん
でいないという実態があるわけです。従って、私は。

○議長（吉田数博君） 時間です。

○15番（馬場 績君） あとで。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず、再質問の第1点目の失速したのではなく
て、エンジンが壊れて破たんしたんだというご指摘でありますけれ
ども、一概に破壊したと言わない私の認識の要因は、一つは円高株
安にはなっています。しかし、その円高と政権前のものになっている
かということそうじゃなくて、今110円あたり、107円、110円あた
りで動いています。株価についても一時2万円まで上昇しましたけ
ども、現在1万7000円程度です。その前の政権前の株価をみますと
1万円割っていました。それでも7000円ほど高いということで、経
済の話ですから、いろんな外的な要因等もありましていろんなこと
が起きると思いますけども、株価というのは将来の先を見ていると
いう指標になりますので、そんなに失速したというふうな表現にな
るのかどうか私はちょっとあまりにも早いのかなという感じがして
います。そういう意味で、一つ失速しているという表現を使ったこ
とについてのご理解をお願いしたいと思います。

それから、20mSvの論議について、議員お質しのとおりに有識者検
討会の方々と色々議論を交わしてはいきたいと存じます。ただ、国
から示されている、昨日も答弁いたしましたけども、放射線防護を
講じる際のICRPいわゆる国際放射線防護委員会を参考にしている
わけです。その考え方については、人が受ける被ばくを3つに分
けているんです。一つは、計画被ばくの状況です。その計画被ばく
状況、それから二つ目は、緊急時の被ばく状況、これは今度の事故
この時の状況に分けているわけです。それから、もう一つは、事故
後の長期にわたる回復、復旧の時期の被ばく状況、これを既存被ば
く状況という表現でICRPは述べているわけです。問題は、この
既存被ばく状況の中で、公衆被ばくを通常と考えられるレベルに近
いか、あるいは同等のレベルまで引き下げるため年間1から20mSv
の範囲の下方部分、下の部分から状況に応じて適切な参考レベルを
選択をして、長期目標として参考レベルを年間1mSvとしているわ
けです。従って、この考え方を国が今踏襲しておりますので、その

状況に基づいて20mSv以下が解除の一つの要件であると理解しています。従って、これが人体に悪影響を及ぼす安全論になってきますと、議員お質しのとおり放射線量のしきい値は、ないと思います。いかなる放射線があっても危険だとは思いますが、やはり私どもが日常生活をしているような状況での線量、そのところまで下げる状況までもってくる、そういうことが必要ではないのかなということ。従って人命に影響を与える問題でありますので、これは慎重に考えていきたいと思えます。私は先ほど申し上げた長期目標としての1 mSvを目標に除染なり、面的除染を徹底していただきたいということを強く要請はしてまいりたいと思っております。

それから、先ほどの食い違いの件ですが、これは借上げ住宅についての継続についての答弁でありますので、齟齬はないという認識しております。

それから、ちょっと議長通告にないんですが、答弁してよろしいですか。新聞に載っている、通告にはなかったんですけど。

○議長（吉田数博君） 町長、答弁者が了解であればそれで。

○町長（馬場 有君） 福島民報のこと、6月8日のですね。今週にも初の特例宿泊、これは現在避難指示解除の問題があって、いろんな状況があります。特例宿泊あるいは準備宿泊、これは政府のほうとしての考え方が今まで順番どおりありますので、特例宿泊等も考えているんですかという話で、特例宿泊もちろんやっていかないと課題が見出せませんので、従って特例宿泊のスケジュールも入っているということ、7月上旬には住民懇談会が終わります。その懇談会終わった後、議会の皆さんとも協議し、また町民の代表者の方との懇談会も開催しながら、意見を集約しながら判断していきたいと思っておりますので、その間に特例宿泊も考えられるという表現はいたしました。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは、子供達のために安全、安心できる具体的な放射線量の基準を教育委員会としてはどのように考えているんだ、というふうに受け止めさせていただいて、お答えをいたします。放射線の影響を受けやすいといわれております子供達については、できるだけ低線量であることが望ましいということは一般的にいわれておまして、教育委員会としてもこういった考えで議論を重ねております。その結果ですが、年間1 mSv以下が望ましいという共通認識に至っておりますので、それを目指した線量の低減化を除染で行っていただくようにまずはお願いをします。それに併せて教育委員会としてできることとして、校舎、園舎などの空調設備

であるとか、あるいは通園、通学の際にはできるだけスクールバスを使うとか、こういった具体的な対策を講じながらそれを確保していくとそんなことを考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 最後になりました。ほかのこともありますので、アベノミクスに絡まるつもりはありませんけれども、株価が将来も含めた経済見通しの一つの、一つというか将来の経済の指標なんだとおっしゃいました。それは、株そのものは私は膝かぶしかないけれども、株そのものはまさにはっきりいうと庶民の生活には関係ないです。架空経済ですよ。それをもってきて、3年前より上がったから経済がよくなったという見方は、これはやっぱり実態経済をあまりにも無視していると。何だというと、やっぱり庶民の懐です。消費購買力です。労働者の賃金です。そこがどうなっているかということが大きな判断の指標だと思います。従って、戦後初めて2年連続で個人消費が落ち込んでいるということを見れば、アベノミクスはやっぱり大きな破たんをきたしていると私は思っております。このことでは答弁を求めません。

それで、避難解除の問題についてなんですけれども、ICRPのことについてもその三つのことについて話されました。これも、私も色々勉強させてもらっています。勉強したとは言いません。現在進行形です。そこでは、ICRPはそもそもなんだといえ、原爆の開発計画に関わったマンハッタン計画そのものの中でつくられてきたアメリカの原爆研究の民間の会社です。しかし、そこでさえも1 mSvだから安全だということはいっていないんです、そこでさえも。だから、存在の歴史や立場はこちらにおいても色々都合の良い時ICRPを持ち出すけれども、ICRPでさえも1 mSvだから安全だということはいっていない。空の上の話してもこれは空回りするから現実の問題で議論しましょう。昨日も行政報告で、甲状腺ガンについての報告がありました。被ばくの問題と関係するから再質問するんだけど、このうちA判定が161名、A2判定が241名、B判定が3名となっていますと。これも6月7日の民報新聞なんですけれども、2巡目の子供の甲状腺検査に関する結果発表がありました。二次検査の市町村ごとの一覧表があります。ここには、上から2番目、浪江町に悪性及び悪性の疑いが2名と書かれているんです。だから、ガンはC判定ということになるわけだけれども、行政報告ではB判定3名となっているから、2巡目でも甲状腺ガンは浪江町の子供ではでていないと理解して良いのかどうか。これね、被ばくとの関係が大いにあるわけだから。

それと、二次検査結果発表の2名とB判定3名のこの食い違いは
どういうことなんだとお尋ねしておきます。

総じて、二次検査で子供の甲状腺ガン検査がどうなったかという
と、1巡目ではガンと確定したのが131名、2巡目では30名増えて
いるんですね、30名、だから261名ですよ。ガンの疑い1巡目で15
人、2巡目では27人ガンの疑いが合わせて42名、いずれにしても私
は驚くべき数字だと。県の健康管理検討委員会では、福島原発事故
との被ばくの因果関係については明らかではないと、引き続き検査
すると。私もそういう立場で良いと思います。しかし、現実問題と
して20mSvが良いか、1mSvが良いかなんていうそういう議論はさて
おいて、それはそれで大事だよ。現実には、浪江町の子供も含めて18
歳未満の子供達が甲状腺ガンの障害に、甲状腺ガンに罹患している
とこういう現実をやっぱり我々は正しくみて、平成29年3月がある
からそれは解除というわけにはいかないのではないのかとそれは。
もちろん繰り返しますけれども、それはもう帰りたいという人がい
るわけだから、縛るわけいかないですよ。そうしたら戻ってやっぱ
り安全で安心な生活できるための環境整備が必要だと思います。行
政の責任ですそれは。だけれども、一方ではこういう問題があるん
だから、説明を聞いて解除時期を懇談会を開いて住民の声を聞いて
解除時期を判断すると。16項目の有識者検証委員会の説明について
も町としてのきちんとした方針を持たないまま、懇談会で町民から
意見を聞いて町民を代表する議会とも協議して、そこで決めるとい
っていますけれども、有識者検証委員会に対する評価はどうなんだ
と私冒頭に聞いているわけだけれども、そのことについても答弁が
なかったわけです。これは、やっぱり平成29年3月ありきというこ
とで流されたんでは、とんでもないことになる。

併せて、賠償の問題と絡んでくるわけです。時間がないから一つ
ひとつ言いませんけれども、本当に東電に営業損害賠償について請
求しにいったらば、あなたは努力が足りないからあなたの営業損害、
逸失利益の賠償はこれだけですよ、こういうふうに言われた。加害
者がバナナのたたき売りであるまいし、机1回、2回たたいて賠償
値切るなんていうやり方は許されるもんじゃないでしょう。今度は、
総務課に賠償係移ったわけだけれども、現実の問題、現場で起きて
いる問題をちきんとつかんで東電にあたっていくと。

従ってADRの問題。時間ないからADRの問題だけにします。
ADRの問題についても、たぶん12月議会で私は東電は、もうはっ
きり言うとしてこでも動かないと、しかし仲介員の和解案がでてい
るとそうだとするならば、いろんな方法はあると思うけれども、個人

なり、個人じゃなくてグループだね、グループ単位で裁判を起こすということであれば、町の弁護団が支援すると。一つの方法としてそういう人達のために町で基金をつくって裁判闘争を支援する、そういう取組みもいかがですかという質問しました。大変有意義な提案をいただきましたので検討いたしますという答弁を町長からいただきました。そのことも含めてADRの問題、正直先ほども言ったように進行協議も行われていると思うんだけど、もう硬直状態です。我々議会としても、弁護団との協議はしますけれども、新たな打開策、町民が本当に役に立つ賠償支援を町が取組んでいく必要があると思います。

以上、お答えください。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時26分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時28分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ADRの件について議員のほうから12月の定例議会で提案をしていただきまして、今、進行協議をこれからまだ6月の段階で、進行協議が残っております。そういう状況の中でやっぱり弁護団とよく協議しておりまして、これは極端に申しますと二手に分かれているような見解です。1つは今のADRの調停が和解案が出ていますけども、それは和解案として調停委員が和解案を認めただから東京電力に対してそれを強く要請すべきだという側と、それからもう今議員お質しのとおり、だいぶ時間も経過しているので、新たな方法がないのかということが今協議されているところです。その中で、今私どもで手を挙げた旗を、例えば私どもは仲介案を飲んでいるわけです。ところが相手方が飲まないわけです。これで、私どもが手を下げて和解案については、もういいというような判断ができるかどうかというその問題があるんです。ですから、その辺も今協議をしてなんらかの打開策を見出していきたいなということで、今とにかく終局に向かってきているということは間違いないと思います。そういう状況で、これからも先が見えることについて提案ができる状況になりましたら議会の皆さんにもご相談申し上げていきたいなということでご理解をいただきたいなと思っています。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） ご質問にお答えいたします。7日の新聞だと思えますけれども、その中では浪江町では疑いのある方2名という数字が載ってございました。あのデータにつきましては、平成26年度以前のデータでございます。今回、行政報告に提出、挙げさせていただいた数字には平成27年度の受診者を挙げさせていただきました。県民健康調査、県のほうでは356名の方が平成27年度に受けられています。町独自といたしましては、93名の方が受けられましたと、合計で449名ですと、その判定の区分ということで挙げさせていただいたのが、A1が161名、A2が241名、Bが3名、Cと判定された方はおりませんでしたという内容でございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 有識者検証委員会から出されている提言に対する町の考え方につきましては、本日、予定しております全員協議会の中で説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をします。

（午前10時32分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時33分）

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） まず、有識者検証委員会につきましては、昨年度9月に設立しまして、約半年間様々、いろんな課題に対して多角的に専門的知見から検証していただきました。そういう意味では私どもは、この検証委員会の皆様に非常にしっかりと議論させていただいて、そういうところについては感謝をしております。そういう中で、最後の検証結果で概ね順調に解除に向けて推移はしているが、大半の課題は現在進行中であると。ですから、特に避難指示解除に向かって16の課題を挙げるので、これについてしっかりとまずは進めていくべきだという概要の提言をいただきました。町では、16の課題について、課題もらただけではあれなので、しっかりこの課題について現状で見通しはどうかということを整理して、住民懇談会に臨むということにしたいと思っております。例えば、居住エリアの除染であったら、8月までに宅地周りは終了するので、そのあと農地についても3月で終わる見込みで進んでいるのでしっ

かり確認していく。追加的除染についても、除染検証委員会でも重ねながらそういうところがあったら随時要請していく。1 mSvに向けた取組みを当然長期的にはそこを目指して国に要請していくんだと。帰還困難区域の除染計画についても、国が出すのは当然であるが、町としてもそういう意見を言っていく。廃棄物の減容化についても中間貯蔵施設への輸送をしっかりしながら減容化施設の活用もしていくと。上下水道も8月の開栓、下水道についても応急復旧で平成30年3月であります但樋渡についても使えるようにもしていくと。JRについては当然3月、避難指示解除となる時まで浪江町まで通していただく、浪江小高。あとは、医療施設についても昨日の答弁あったように診療所を3月までに開いて、医師もしっかり確保するという事も検討していく。買い物できる環境も仮設住宅の仮設店舗の設置の運営を10月を目途に進めていく。事業再開も官民合同チームと支援しながら町の単独補助も使って随時働きかけていく。郵便再開も国等と協議しながら働きかけていく。安全確保体制も地域防災計画を3月までにつくる。モニタリング体制整備も上水道の24時間体制など、そういうのを構築していく。放射線窓口も設置して、リスクコミュをしていくというような概要の整理をして住民懇談会に臨んで幅広く意見を聞いていきたいと思っております。また、後ほどこれについては全員協議会でも詳しくご説明できればと思っております。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時36分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時39分）

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 有識者検証委員会の検証については、町としてはしっかり評価をしていただき、課題を見据えてしっかり妥当に評価していただいたと思っております。

あと、長期1 mSvの問題については、長期的に目指していくということでもあります。

○議長（吉田数博君） 以上で、15番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時50分まで休憩をいたします。
(午前10時40分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時50分)

◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あて報告をお願いします。

◎議案第54号から報告第3号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りします。
日程第3、議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定についてから、日程第16、報告第3号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、日程第3、議案第54号から日程第16、報告第3号までを一括議題とします。
日程第3、議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定についてを議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（馬場 有君） 議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定についてご説明いたします。
本案は、町民等が町内に滞在するための宿泊所を設置・運用するため、条例を制定するものであります。
詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、帰町準備室長。
○帰町準備室長（鈴木政己君） 議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定について、ご説明申し上げます。
第1条は趣旨でありまして、只今、町長の説明のとおり、町民の皆様が町内に滞在するための宿泊所を設置するものでございます。

第2条は、対象施設であります。権現堂地内、ホテルなみえとなります。

第3条から第6条は、業務内容と運用形態についての規定で、指定管理者制度にて施設利用者へのサービス提供と施設管理をするものでございます。

第7条は、利用対象者の規定でありまして、原則としまして、町民の皆様を対象とするものでございます。

第8条は、施設利用期間の規定でありまして、1回当たり5日以内とするものでございます。

第9条から第10条は、利用の承認と取消の規定でございます。

第11条は、利用料金の規定で、利用者の実費相当分の想定で1人、1泊につき2000円を超えない範囲で指定管理者で定めたものを町長が承認するものでございます。

第12条は、施設利用承認を受けたのち、権利譲渡や転貸を禁止する規定でございます。

第13条から第15条は、施設利用者の禁止事項や施設等に損害に与えた際の賠償規定でございます。

また、第16条に任意規定を設けております。

最後に、附則でございますが、この規定は公布日から起算して6ヶ月を超えない範囲内におきまして規定で定める日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〔「規定ではない」と呼ぶ者あり〕

○**婦町準備室長（鈴木政己君）** すいません、失礼しました。最後ですが、「範囲内におきまして規則で定める日」からでございます。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○**議長（吉田数博君）** 日程第4、議案第55号 物品購入契約の締結について（小型・軽量積算線量計購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第55号 物品購入契約の締結について（小型・軽量積算線量計購入）をご説明いたします。

本案は、小型・軽量積算線量計の購入について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により落札者となった株式会社千代田テクノル福島復興支援本部本部長、吉田浩一と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、契約の内容についてご説明申し上げます。議案によりましてご説明申し上げます。

まず契約の目的は、小型・軽量積算線量計購入であります。納入場所は、福島県二本松市北トロミ地内であります。契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約であります。契約金額は5259万6000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額389万6000円であります。契約の相手方は、福島県双葉郡楡葉町大字上繁岡字小六郎86番地4、株式会社千代田テクノル福島復興支援本部本部長、吉田浩一であります。納期は、議会の議決を得た日から平成28年10月31日であります。

次に、議案第55号資料をご覧ください。購入内容につきましては、まず積算線量計2000台でございます。記録機能は、1時間ごとの線量を記録することが出来ます。次に2ページをご覧ください。表示機1000台でございます。表示内容は、総積算線量と積算日数1日（前日）の積算線量を読み取ることが出来ます。3ページをごらんください。管理機1台でございます。機能は記録データを読み取り積算線量や時間等を棒グラフに表示することが出来ます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第56号 物品購入契約の締結について（浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第56号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社双葉事務器代表取締役、志賀祐広と契約するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それではご説明させていただきます。

まず、契約の目的ですが、浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入でございます。納入場所は、福島県双葉郡浪江町大字権

現堂字下馬洗田地内で、浪江町地域スポーツセンターになります。金額ですが2905万2000円です。うち取引金額に係る消費税及び地方消費税の額につきましては215万2000円であります。契約の相手方でございますが、福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野379番地、株式会社双葉事務器代表取締役、志賀祐広であります。納期につきましては、議会の議決を受けた日から平成28年9月30日までとしております。

次に、議案第56号資料をお開きください。浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入一覧について、大まかな購入品をご説明いたします。縦軸には室名が入っており、横軸に商品名、数量、単位が入っております。玄関ロビーは傘立て2台から専用スリッパ入れ1台までとなります。事務室は、デスクスタンダードテーブル7台から、デスク用屑入れ7個までとなります。多目的トイレは蓋付屑入れ2個、テラスは、屋外用背付ベンチ2台から屋外用スモークキングスタンド1台までとなります。会議室は、演台1台からチェアポーター4台までとなります。メインアリーナは、コアラモップハンガー2台から、2ページのレスキューボードベンチ1台までとなります。サブアリーナは、演台1台からレスキューボードベンチ1台までとなります。2階放送室はデスクスタンダードテーブル1台、コインロッカーコーナーは、ロッカー6台、男子更衣室は、更衣コインロッカー5台からミセルフラパネル1台までとなります。女子更衣室は、コインロッカー12台からミセルフラパネル1台までとなります。男子トイレ、テラレインライト1台、女子トイレ、テラレインライト1台とホームコーナー12個です。サブ玄関、ハイペアロンマット1台とミセルフラパネル1台です。その他は、屑入れ16個からダストカート1台までとなります。続いて、音響機器につきましては、メインアリーナ、サブアリーナ、会議室にワイヤレスマイクやマイクスタンド、プロジェクター等の機材。トレーニングルーム事務室には、液晶テレビなどの備品であります。ステージ幕については、サブアリーナステージに舞台幕で一文字幕や緞帳等となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第57号 物品購入契約の締結について（浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第57号 物品購入契約の締結について、ご

説明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった有限会社文化堂スポーツ代表取締役、大河内威と契約するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、ご説明させていただきます。

まず契約の目的ですが、浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入でございます。納入場所は、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下馬洗田地内で、浪江町地域スポーツセンターになります。金額ですが2700万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては200万円であります。契約の相手方でございますが、先ほど町長が説明しましたが、福島県二本松市亀谷1丁目54番地、有限会社文化堂スポーツ代表取締役、大河内威であります。納期につきましては、議会での議決を受けた日から平成28年9月30日までとしております。

次に、議案第57号資料をお開きください。浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入一覧についてご説明いたします。縦軸には部屋名が入っており、横軸に品目、数量、単位、備考が入っております。トレーニングルームは、全自動血圧計1台、精密体重計1台、心肺機能向上のトレーニングするラポート6台、同じく心肺機能向上のトレーニングするコードレスバイク4台、筋力・筋持久力向上トレーニングをする器具10台となっております。メインアリーナの器具庫2には、フロアシート625mと巻取り器1台、器具庫1は、バスケット台一対とセッティングゲージ一対の備品購入となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第58号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第58号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、土地の取得についてご説明いたします。議案書をご覧いただきたいと思います。取得する土地の所在地は別紙明細書のとおりでありまして、浪江町大字請戸字持平14番他6筆、面積合計5151.96㎡。取得予定価格につきましては1156万2355円。取得の相手方は、浪江町大字西台字台87番地6、飯村長治でございます。

なお、別紙資料といたしまして、土地取得予定箇所を表示した位置図と裏面に現在の買取り状況一覧を付けてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第59号 調停の申立てについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第59号 調停の申立てについてご説明いたします。

本案は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して町が負担した行政経費について、東京電力ホールディングス株式会社に損害賠償を求めたものの、一部支払いに応じないことから、原子力損害賠償紛争解決センターへ調停の申立てを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、議案により説明させていただきます。調停の申立先、東京都港区西新橋1丁目5番13号、原子力損害賠償紛争解決センター。調停の申立ての相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役社長 広瀬直己。申立ての要旨、町は相手方に対して平成27年5月26日及び平成28年1月8日に請求した10億3036万3722円のうち、一部支払いに合意した額など控除すべき額を除いた額及び申立てに掛かる代理人に要する費用を支払うよう調停を求める。申立ての方針、(1) 弁護士法人 湊法律事務所、法人受任、所属弁護士、湊一将、武田雄介、及び天野智之及び弁護士

井上航を代理人と定める。(2) 町は本調停において適当と認める条件で相手方と和解することが出来る。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(吉田数博君) 日程第9、議案第60号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(馬場 有君) 議案第60号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47億4946万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を259億9766万3000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長(吉田数博君) 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長(山本邦一君) それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。歳入でございますが、款9 地方交付税、目1 地方交付税2億7177万8000円の増額であります。これは特別地方交付税でありまして、今回計上しております事業等の補助裏分でございます。補正後の特別地方交付税の額は27億2944万8000円となります。

次に、款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 総務費国庫負担金200万円の増は、節1 総務管理費国庫負担金で、光ケーブルの移設工事に伴う国庫負担金でございます。次に、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金8億1874万8000円の増は、福島再生加速化交付金の増で、主なものは産業団地整備事業、中心市街地マスタープラン策定事業等の国庫補助金を計上しております。次に、目5 土木費国庫補助金390万円の増は、橋梁等の点検財源として社会資本整備総合交付金を計上しております。次に、項3 委託金の目3 教育費委託金1428万円の増は、NPOが実施する学習支援事業に対する国の委託金を計上しております。

9ページに入りまして、款14 県支出金、項2 県補助金、目5 農林水産業費県補助金685万円の増は農業費県補助金の増で、主なものは、福島園芸産地復興新生事業補助金602万8000円を計上しております。

次に、款17 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金6849万3000円の増は、今回補正に係る不足財源を本基金から繰入するものでございます。次に、目2 浪江町復旧復興基金繰入金4426万

1000円の増は、仮設商業施設整備及び学校管理費の耐震診断業務委託料に充てるものでございます。次に、目9浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金31億675万7000円の増は、災害公営住宅幾世橋地区の整備事業について、4月に基金事業として交付可能額通知があり、整備財源である福島再生加速化交付金を歳出で本基金に積み立てると同時に、当該整備事業に充てるため同額を繰り入れするものでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目1雑入4億1239万6000円の増の主なものでございますが、節2の弁償金で東京電力からの賠償金4億1236万5000円を計上しております。

次に、10ページをお開きください。ここからは歳出の説明でございます。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費35億1932万3000円の増の主なものは、節25積立金35億1912万3000円の増、内訳として東京電力からの賠償金を浪江町復旧復興基金に4億1236万6000円積み立て、あと歳入で説明したとおりですが、災害公営住宅整備事業の整備財源である福島再生加速化交付金を帰還環境整備交付金基金に31億675万7000円積み立てるものでございます。次に、目9情報管理費、節15工事請負費200万円の増は、光ケーブル移設工事であり、田尻地区仮置場のNTT柱が移設となるため工事を行うものでございます。

11ページをお開きください。款4衛生費、項1保険衛生費、目9放射線健康管理対策費343万4000円の増の主なものは、節18の備品購入費302万4000円で個人線量の管理用パソコンの購入費用となっております。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目6農業振興費602万8000円の増は、節19負担金補助及び交付金で、園芸農家に対する補助金として、福島園芸産地復興新生事業補助金を計上しております。

12ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費5000万円の増は、節14使用料及び賃借料が3000万円、節15工事請負費が2000万円で、町内に整備予定の仮設商業施設に係る什器設備借上料及び仮設店舗外装内装工事費となっております。次に、目7企業誘致促進費10億7229万1000円の増は、地元企業の再開事業拡大の場として既存の工場の土地及び建物を取得し、町内産業の復興拠点とするもので、発注者支援業務などの委託料9229万1000円、また公有財産購入費として9億8000万円計上しているところでございます。

13ページに入りまして、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費650万円の増は、橋梁等定期点検委託料であり、JR常磐線

にかかる酒田の橋梁、黒橋の点検を計画しております。次に、目3道路新設改良費460万1000円の増は、JR常磐線の酒田アンダーボックスや土場の踏切改良工事に合わせて必要となる町道改良工事関連の委託料でございます。次に、款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり整備事業費1482万円の増の主なものは、中心市街地マスタープラン作成委託料として1402万円計上しております。次に、項5住宅費、目2復興公営住宅費44万7000円の増であります。今回、災害公営住宅の早期整備の観点から発注方式を買取り方式へ変更するため建築設計委託料、建築工事費等を減額して、公有財産購入費を増額するものでございます。

14ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費536万9000円の増は、主なものとして、事務事業の増加に伴い、臨時事務補助員賃金470万9000円を計上しております。次に、目8学習支援事業費1449万5000円の増は、国の委託金を活用してNPOが実施する子供の学習支援事業に要する費用を計上しております。主なものは学習支援コーディネーター謝金や学習サポーター謝金などの報償費が1059万2000円、学習支援委託料が130万2000円、あと自動車借上料112万9000円などが主なものでございます。15ページになりますが、項3中学校費、目1学校管理費361万4000円の増は、主なものとして東中学校技術室の耐震診断業務委託料357万円を計上しております。

次に、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費4300万円の増は、鳥喰後畑線他29路線の町道災害復旧に係る調査測量委託料でございます。

5ページに戻ります。5ページをおめくりください。第二表、繰越明許費補正の説明ですが、款8土木費、項5住宅費、福島再生賃貸住宅整備事業17億810万5000円については、5月に実施した入札において不調となりまして標準工期を考慮した結果、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議案資料をご覧ください。議案第60号資料として補正予算による基金運用状況でございますが、まず1の財政調整基金については、6849万3000円を取り崩して補正後の残高は9億8270万4000円でございます。2の浪江町復旧復興基金は、歳入で4426万1000円を取り崩し、歳出で4億1236万6000円の積み立てで、補正後の残高は63億218万5000円でございます。3の浪江町帰還環境整備交付金については、歳出で31億675万7000円を積み立て同額を歳入で取り崩すことによりまして、補正後の残高は0円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

本案は、人権擁護委員である荒洋子氏の任期満了に伴い、後任として新たに田村栄子氏を人権擁護委員に推薦するものです。

推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とされており、今回推薦申し上げる田村氏の略歴については、諮問資料に記載のとおり人格見識ともに優れており、適任者と考えerるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、同意第1号 津島財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第1号 津島財産区管理会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、紺野満委員の逝去に伴う後任について、津島財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員の任期は平成29年6月28日までとなります。

今回同意を求める、五十嵐一晃氏は、行政区より推薦のあった方で財産区管理委員として適任であると考えerるものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、平成28年7月31日をもって任期満了となります3名の浪江町固定資産評価審査委員会委員を地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得て選任するものであります。

今回同意をお願いいたします畠山勝氏は土地家屋調査士であり、

土地家屋事務に精通された方であります。

松崎俊憲氏につきましては、浪江町商工会顧問であり、地域に密着し、その実情に深い見識を有する方です。

愛澤格氏は、地方行政に精通し、税務職員としての経験もあります。

この3名の方々は、固定資産評価及び審査委員会の公平性の確保に適任と考えておりますので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第13、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第3号 教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

本案は、教育委員会教育長の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により任命するため、議会の同意を得るものであります。

畠山氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。現在まで浪江町教育長として教育行政の復興にご尽力いただいているところであり、特に震災以降は浪江小学校、浪江中学校の再開など、就学機会の確保や学習環境の改善に奔走いただいているところであります。

畠山氏には、今後も復興の力となる教育、地域の力を生み出す教育を目指し、引き続きご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、報告第1号 平成27年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第1号 平成27年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします

本件は、平成27年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○**復興推進課長（山本邦一君）** それでは、平成27年度の繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。繰越計算書については、年度内にその経費の支出を終わらない見込みである経費について、議会の議決を得て限度額として設定した繰越明許費のうち、実際に翌年度に繰越した金額を報告するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、震災アーカイブス事業、繰越設定金額が8000万円、翌年度繰越額が同額8000万円でございます。款3民生費、項1社会福祉費、低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、繰越設定金額が1億7913万6000円、翌年度繰越額が同額1億7913万6000円でございます。款3民生費、項2児童福祉費、認定子ども園建築事業、繰越設定金額が1810万9000円、翌年度繰越額が1262万9000円でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、町道上柳町線道路改良事業、繰越設定金額が1478万9000円、翌年度繰越額が同額1478万9000円でございます。款8土木費、項4都市計画費、道路事業、繰越設定金額が5216万8000円、翌年度繰越額が4836万8000円でございます。款8土木費、項4都市計画費、防災集団移転促進事業、繰越設定金額が7980万8000円、翌年度繰越額が同額7980万8000円でございます。款8土木費、項5住宅費、災害公営住宅整備事業幾世橋地区、繰越設定金額が2億1551万円、翌年度繰越額が2億158万2000円でございます。款10教育費、項3中学校費、浪江東中学校整備事業、繰越設定金額が4411万4000円、翌年度繰越額が1011万8000円でございます。款10教育費、項6保健体育費、浪江共同調理場建築事業、繰越設定金額が523万3000円、翌年度繰越額が260万円でございます。

以上、一般会計における繰越設定金額の合計は6億8886万7000円、うち実際に翌年度に繰越した額が6億2903万円でございます。よろしくお願いいたします。

○**議長（吉田数博君）** 日程第15、報告第2号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 報告第2号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成27年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 繰越計算書により説明させていただきます。

款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、事業名が下水道災害復旧事業費であります。内容は、権現堂地区の公共下水道災害復旧事業費です。金額が5800万円、平成28年度への繰越額が5800万円。財源内訳は、国庫支出金が4628万4000円、一般財源が1171万6000円であります。なお、国庫支出金につきましては、事業完了後、額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第16、報告第3号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第3号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成27年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 繰越計算書により説明させていただきます。1段目が、款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、事業名が農業集落排水災害復旧事業費であります。金額が1億1000万円、平成28年度繰越額が1億163万9000円であります。次に、内容は高瀬地区の農業集落排水環境災害復旧事業費であります。

2段目が、款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、事業名が、農業集落排水災害復旧事業（物件移転補償費）であります。金額が1250万円で、平成28年度繰越額が1250万円であります。二つの合計金額が1億2250万円、繰越額が1億1413万9000円、国庫支出金が8993万7000円、一般財源が2420万2000円。

なお、国庫支出金につきましては、事業完了後、額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。質疑については、15日に行います。
-

◎次回日程の報告

- 議長（吉田数博君） 休会中の活動日程を申し上げます。
各常任委員会の招集日は、9日及び10日で、各委員長が指定する場所で開催します。時間はいずれも9時30分からです。
なお、関係課長等につきましても、委員会への出席要求があったときは、出席願います。
-

◎散会の宣告

- 議長（吉田数博君） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
本日は、これで散会します。
15日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。
(午前11時33分)

平成 2 8 年 6 月 9 日 (木曜日) 委員会

平成 2 8 年 6 月 1 0 日 (金曜日) 委員会

平成 2 8 年 6 月 1 1 日 (土曜日) 休 日

平成 2 8 年 6 月 1 2 日 (日曜日) 休 日

平成 2 8 年 6 月 1 3 日 (月曜日) 全員協議会

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 (火曜日) 休 会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年浪江町議会6月定例会

議事日程(第3号)

平成28年6月15日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定について
議案第55号 物品購入契約の締結について(小型・軽量積算線量計購入)
議案第56号 物品購入契約の締結について(浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入)
議案第57号 物品購入契約の締結について(浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入)
議案第58号 土地の取得について
議案第59号 調停の申立てについて
議案第60号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第2号)
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
同意第1号 津島財産区管理会委員の選任について
同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第3号 教育委員会教育長の任命について
報告第1号 平成27年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第1 議案第61号 工事請負契約の締結について(仮設津島診療所建築工事)
追加日程第2 議案第62号 工事請負契約の締結について(仮設津島診療所電気工事)
追加日程第3 議案第63号 工事請負契約の変更について(農業集落排水管渠災害復旧工事)
- 日程第2 請願・陳情審査報告

- 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 陳情第 2号 「国家主導による避難計画策定が原発再稼働の条件」を浪江町が国に要請することを求める陳情
- 陳情第 3号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情
- 日程第3 発議第 2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）
- 日程第4 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君
復興推進課長	山本邦一君	町民税務課長	武隈吉美君
産業振興課長	岩野善一君	ふるさと再生課長	三瓶徳久君
帰町準備室長	鈴木政己君	健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君
介護福祉課長	佐藤祐一君	生活支援課長	清水中君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江図書館長	大原教知君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	次長	横山秀樹
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。会議に先立ち、テレビ局からテレビ撮影の申し出がございます。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） おはようございます。議案第54号、一時宿泊条例の提案がなされました。ある意味ではようやくここまで来たのかという思いもいたしますが、一方では除染も含めてまだまだ道険しいというのが現状ではないかと思えます。その上で、議案第54号について何点か質問したいと思います。

第1点は、全員協議会の説明資料に別紙様式1ということで、市町村長が原子力災害対策現地本部長宛に特例宿泊の運用について申し出をするという手続きになっていることはご承知だと思います。その上で、宿泊を認めようとする期間、何年何月何日から何年何月何日までという宿泊を認めようとする期間について申し出をするということの手続きが必要だということがわかりました。その上でなんですけど、前提として条例制定がなされて条例の議案が承認されて、その後、特例宿泊の運用ということになっていくとは思いますが、宿泊を認めようとする期間について町はどのように考えているのかと。この申請はいつなされるおつもりかということについて、まず第1点お尋ねします。

それから、第2点ですけれども、条例の第1条については設置、第2条については位置というか施設の名称、場所、ここにはホテルなみえと書かれておりますから、ホテルなみえを宿泊所にするということについては協議の上そこまで話が進んでいると思えます。その上でなんですけれども、条例には幾つかの要件を満たす区域にお

いてとなっておりますが、上下水道が概ね完了していることということ。それは平成25年7月26日、現地災害本部通知が出されておりますけれども、この2のところ以下(1)及び(2)のいずれの要件も満たす区域と書かれておまして、(1)については①、②、③とあります。これに関してですけれども、上水道開栓についてですが、(1)の①には、上下水道が概ね復旧していることと書かれておりますが、上下水道の開栓予定について、5月19日の全員協議会において配付された資料においては、ホテルなみえのある権現堂については開栓予定については未定と、白になっているわけ。そうすると25年7月26日の通知分との関係で要件を満たしているのかどうかという具体的な判断の問題が出てくると。同じく上下水道復旧予定についても、5月19日の全員協議会に配付説明された中身によれば28年12月予定となっております。したがって、現災本部が準備宿泊に向けた条件整備において、これを満たしているのかどうかという問題が出てくると思うんですね。それは我々全員協議会に説明された資料との関係でどのように判断されたのかということ。です。

それから、同じく25年7月26日の現災対策本部通知には、先ほど言った(1)の③に子供生活環境を中心とする除染作業が十分進捗していること。今回の特例宿泊は、分かり易く質問すると、子供宿泊は認めるのかどうかということ、それから現災本部の通知の③にある子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗しているのかどうか。このことについても我々条例判断においては吟味すべき重要な課題だと思っております。お答えをいただきたいと思っております。

それから、第7条、利用者について書かれてあります。ここで23年3月11日時点で浪江町に住所を有していたものとなっております。全員協議会の説明においても議員の質疑の中で町民以外においても利用したいという場合には認められるのかという質問に対して、それは審査という言葉は使わなかったけれども、基本的には条件に合致すれば認められるというお答えがありました。

そこで、この7条の第1項の終わりに、第1項しかないんだけれども、3.11時点で本町に住所を有していたもの及び町長が特に利用の必要があると認めるものと条例では明記されております。細かい答弁は求めませんが、ここでいう3.11時点で浪江町に住所を有していないもので、町長が特に利用の必要を認めるものという範囲についてどのように規定されているのか。規定されているとすれば、どういう形で規定するのか。要綱で規定するのかどうなの

かということになりますので、認める範囲についてお答えをいただきたい。

それから、条例ではさかのぼりますけれども、第5条で指定管理者が行う業務ということで、1項の3号に一時宿泊所の利用の承認に関する事ということで、宿泊承認の権限は指定管理者が持つということになるわけです。あまり難しく考える必要はないんですけども、これは先ほど言った利用者の範囲については第7条で特例として町長が認めるものと書かれているのですが、第5条で指定管理者が利用者を承認するという事になっております。だから町長の利用を認める範囲と、それから指定管理者の承認との関係でどういう流れになっていくのかということです。単純に読むと宿泊施設だから、ホテルなみえでは申し込みがあったものについては利用を認めますよと、お泊まりいただいて結構ですよという承認ということになると思うのだけれども、第7条における利用者の範囲との関係で第5条、第7条の関係はどういう流れになるのかということです。

それから、第5条について、宿泊の業務について書かれてありますけれども、一日の利用者は最大何人になるのかと。特例宿泊で認められる最大人数は何人なのかということです。

それから第8条で、1回につき5日以内とするということです。いろんな業務との関係で継続宿泊を希望される人も出てくるのではないかと考えます。そこでなんですが、条例上は1回につき5日以内ということで、5日とにかくきることになっているわけです。しかし、利用者の都合で継続宿泊を認めるというか、日にち言うと6日目からまた継続宿泊したいという人が出てくる可能性もあると。そうすると条例との関係で5日以内ということで絞った場合、手続き上、新たに6日目からというか6日目を1日として、さらに5日更新の宿泊更新をするということもあり得ると思うんです。そうすると、幾つかの問題が考えられるわけだけど、単純な考え方として利用者が出てくるという場合、分かり易く言うと継続宿泊の希望者が出た場合、実質初めて特例宿泊を希望する人が宿泊人数との関係でそこに入れないと、宿泊できないという場合も想定されますよね。言っている意味わかるよね、副町長。ということも考えた上でこの条例の運用をどうなされるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（本間茂行君） 何点かございましたご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、期間でございますが、特例宿泊全般ということの期間ということだったと思います。これは特例宿泊全般につきましては6月23日から始まる町政懇談会での意見、あとは国との協議、そして議会の皆様の意見をお聞きして開始時期を決めていく。その時に、原則は通常2週間くらいを特例の期間としたいと思いますが、その期間についてもその時に何日くらいの期間が適当なのかということで判断させていただきたいと思っております。

次に、上水道関係でございますが、5月19日の段階ではそういう未定とかあったと思いますが、現在のところ8月までの開栓、上水道を目指しております、ここは特例がいつの時期から始まるということは当然未定ではございますが、その時までには上水道については可能な状態にしておきたいと思っております。なのでこの要件は満たした上での実施ということを考えたいと思っております。

次に、子供についてですが、いろんなご意見ございますので、原則として今のところ私どもの考えとしてはお子さんについては、特例について、もう少しご遠慮いただいたほうがいいのかと考えております、もし、今後しおりとかをつくる段階になったらそこはどうか表現していくかということは検討させていただきたいと思っております。

当然、特例宿泊自体は除染の完了というのは要件ではございませんが、ある程度特例のあとに準備とかとなってくると除染の推進というのは不可欠でありますので、8月末までの宅地まわりの除染の終了これをしっかりと働きかけてまいりたいと思っております。

次は、町民以外の方のご利用、これは想定としては例えば町民の方が事業を再開したいですよ、お店開きたいと言ったときに、そこで働く従業員の方を家族以外に連れてくると。ただ、その方は町民ではないんです。ただ、うちの店で働くので何とかそこで泊まらせてもらいたいという要望があった場合に対応できればなと思っております。そういうことです。

承認については、議員お質しのとおり一時宿泊の承認というのはやっぱり基本的に申し込みがあって予約をして町民の方に泊まって良いですよという方の承認と考えております。ただ、条文の関係で町民ではないんですがと相談があった時、これについてはそこで判断するのではなくて、町に1回相談して、そういう事情ですね。単なるその他大勢の作業員ではないんだと。ちゃんと町民の方の事業再開に進むんだということを判断させた上で、では、私どもで町長が認めますので宿泊させていただきますとしていきたい。そのような一連の手続きについては、条項の下の要綱あたりをつくって対応した

いと思っております。

あと、次に人数とか5日以内については室長からよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 6番目の一日に最大何人泊まれるかということでございますが、最大で37名となっております。内容としては、シングル27部屋で、ツインが5部屋ということでございます。

次に、最後の5日以内とするが、町長が認めたものということで、例えば5日以内なので例外が出てくると思います。それに対応するというのでその時にご相談があれば、町長の承認ということで決定していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） まず、特例宿泊の運用の申請、届け出の時期についてですけれども、現段階では条例を承認されておりませんが、基本的には条例が承認、議決されたあとということだと思います。その上で懇談会、23日からの懇談会において、皆さんから意見を聞いた上で宿泊開始の時期をいつにするか、判断をするということですが、書いたものではそうだけれども、しかし、一歩掘り下げて考えれば条例を提案すると。条例提案するにあたっては、内部の手続きについても色々あるわけだから、当然検討されていると思うんですよ。懇談会において分かり易い話として十分除染が完了していないと。まだ早いんじゃないかという意見が出る。一方では、今すぐにでも実施してもらいたいという意見が出る。それも懇談会における意見だと思うんです。そういう意見を聞いた上で町が判断するというのだと思いますけれども、そういう曖昧なことではなくて条例提案しているわけだから、手続き上も単なるやりとりではないです。浪江町長が原災本部長に届け出をするということになっているわけでしょう。このことについて返答しないで条例を提案しているというのは、いささか行政の対応としては曖昧すぎると。議会に対して町民に対して、もっと町の方針、考えを明確に示すべきだと思います。お答えください。

それから、上下水道の開栓予定については色々全員協議会でも説明はあったわけですが、書いたものでないという場では物を申せませんのでそうしたわけですが、権現堂の上水道の開栓予定未定と書いてあるものについては、8月開栓、一言付け加えて特例宿泊開始までには間に合うということでした。そうすると8月開栓可能ということになれば、論理的に考えると、そうすると

特例宿泊も8月頃から可能なのかと。一つの条件を具備するということになるわけですが、こういう問題。

それから、下水道についても上水道が8月開栓可能だということであれば下水道についても使われると思いますけれども、これは全員協議会でも実は議論になったんです。一時宿泊してそして色々な自宅の片付けなんかをすると。自宅の下水を使うという場合どうなるんだということですか。そうすると、上水道が8月開栓予定ということであれば、下水道についても、使用可能だと判断して良いのかどうか。使った水については側溝とか、庭先に散布してもらうという答えについても、副町長の答弁との関係で、一歩考えればそれは基本的にはあり得ないと。そういうことではないよとなると思うんですけれども、これは非常に大事な問題なので、はっきりお答えをください。

それから、子供の生活環境については、除染作業の十分な進捗と原災本部通知にはあるわけけれども、子供の宿泊については原則遠慮すると。これも条例の審査ですからこだわるわけけれども、そうすると例外で宿泊を認めるということもあるということになるんです。避難解除していないところで、子供の宿泊認めて良いのかと、単純率直な疑問ですから、そこは原則遠慮してもらうという曖昧な対応で私はまずいと。ここは明確にお答えください。

それから、第7条との関係ではわかりました。要綱を設置すると。町長が利用の必要があると認めるものについて、要綱で定めたいという答弁でした。要綱はできておりますか。できていないとすれば、いつまでできますか。町民懇談会に間に合うのですか。町民懇談会においてきちんと説明できますかということですか。

それから、宿泊利用者の最大人数については37名ということになりました。

それから、第8条の宿泊の期間、基本的には5日以内とあると定められております。6日目からの継続延長はあるのかと、私の質問に対して課長は、町長の承認があれば例外として認めるというお答えでした。

そうすると、5日以内とするという条文上の名分規定と例外規定について、条例の制定をどうするのか。これについてもはっきりしておかないとまずいと。一方では分かり易い質問をしたけれども、37名しか利用できないということで、利用者がいっぱい出てくるとい場合、継続宿泊を認めるということになれば、第二、第三の宿泊希望者が宿泊できなくなる可能性があるのではないかと考えられるわけですが、条文との関係で具体的な対応をどうされるの

かお答えください。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） ご質問にお答えいたします。

特例宿泊の開始時期というのは、やはりいろんなご意見を、ご説明して伺った上で、決めていくというのが前提です。

ただし、私どもは現在平成29年3月の避難指示解除を目標としているわけございまして、当然特例宿泊はその一歩でありますし、そのあとに続く準備宿泊というのも大切になってくると思いますので、そういうのを見据えた特例宿泊の開始というのを考えていかなければいけないと思っております。そういうことを、そういう目標を見せて進むにあたって、もし特例が開始となったときに一時宿泊施設、自宅には泊まれないけど一時宿泊では泊まりたいという方がいた場合に、その時期はいつになるかわかりませんが、そこで可能な状態にしておくということが大切なのかと思っております。

次に、下水についてですが、下水道については本会議の中でそういう答弁もありましたが、特例希望で宿泊希望者がいた場合、その方がしっかりときちんと下水道を使えるように応急復旧しながら供用してもらうという対応を検討したいと。そういうことで側溝にしか流せないということがないような対応をしたいと思っております。

子供については、原則としてご遠慮いただいたほうが良いのではと私申しました。やはり安全・安心というのが大事ですので、町ではそうしたいと思っておりますが、今後ご意見を頂戴する中で、もし子供という強い意見があった場合ということも想定されなくもないので、そういう意見を踏まえながら、ただ町としては基本的にはご遠慮いただく方向性が良いのかなということでの今の考えであります。

要綱についてはまだ作成しておりません。手続き的には可決になった時点で指定管理者の公募というのをしなければいけません。指定管理者公募する場合は、どういう仕様書をつくっていくのか。指定管理者が選ばれた場合、それも議決をいただいて、そしてその業者と詰めていくという中での作業で要綱というのができていくのかと思っております。

住民懇談会で一時宿泊について具体的な手続きどうなんだと言われたら、要綱はできていませんが内々で事務的に揉んでいるものがありますので、そういう住民の質問にはしっかりと答えられるようにしたいと思っております。

宿泊日数につきましては、5日から6日という場合、当然ありま

すので、5日とした場合37室がすべて埋まって、次も泊まりたいと、泊まりたいと言って、その人ばかり泊まっているという声もあるので取りあえず5日間としました。

ただし、基本的に余裕がある場合、もう少し泊まらせてくれないかとあった場合に、事前に例えば4日目か5日目にいただければ、新たな申請がなくてもそのままできるような対応をしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 開始時期についてですが、副町長の答弁は懇談会において意見を聞いた上でということです。だから意見聞くの大事ですよ、それは。それは大事です。基本的なスタンスとしてはもっともです。その上でなんだけれども、分かり易い例として話したんだけれど、まだ早いという意見と、それから近いうちに6月からでも7月からでもという希望が出た場合、上下水道の開始予定が8月だというから、最大開始時期の判断、早い時期の判断というのは、早くても8月ということになるわけだけれども、それは理屈上の話だから。そうではなくて、町としては当然のことながら特例宿泊の届け出についても検討されているでしょうと。その上で条例も制定されているんでしょうと。これ町長ね。

したがって、町長の考えとしては、いつ頃から特例宿泊を開始できればいいかと考えているのか。町長の…。

○議長（吉田数博君） 質問簡潔にお願いします。

○15番（馬場 績君） 分かり易く質問していますから。可能な時期について町長からお答えをいただきたい。

それから、下水道については側溝に流すことのないように、今、自宅宿泊を希望した場合でも、そういうことがないようにということですが、これは様々な問題も考えられますけれど、ここでは省略をします。したがって、下水道の問題ではとにかく特例宿泊実施時期までには、上下水道とも問題ないということでないとはまずいと考えます。これはお答えいりません。

子供については相変わらず曖昧なんだな。町は遠慮してもらいたいと考えていると。だけど、どうしてもという場合には認めるということになるんでしょう。そうすると、25年7月26日のふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊について、原災本部が通知を出しております。ここの（1）の3に、「子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること」と。はっきり聞きますけれども、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗している具体的な判断の基準はなんですか、これ。もし、やむを得ない、認め

るということであれば、この除染作業が十分に進捗していること。いわゆる子供の生活環境、放射線汚染レベルの問題ですよ。副町長がそういう答弁をすればするほど追い込まれますよ。基本的には泊まりたいという人を認めることだから、それで良いんですか。認める場合、具体的にはどういう物差しで判断するんですかということになります。お答えください。

それから、宿泊日数についてはケースバイケースで認めるということの対応にならざるを得ないと思います。それはわかりました。

以上、開始時期の問題、それから子供の宿泊の問題、あと要綱の問題で条例制定後、早急に準備したいということですが、要綱制定については町の判断でできるわけだけど、これは議会にもお示されるのかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 時期的にいつ頃かというご質問でありますけれども、今、副町長が答弁してきましたように、私からは町民の方にだぶ除染も進んで来た。したがって農地除染が終わって、これから農地保全をしていかななくてはならない。除草ですね。そのために県内外の避難先から避難元に帰って行くのに相当時間がかかる。したがって、一日ではできないので一泊ぐらいできるような特例宿泊認められないかというような声が非常に私のところに今現在来ております。それから自宅の後片付けについてもそうです。やはり一日やそこらではできない。特に県外の方、できないという申し込みがありまして、そろそろ特別な宿泊を認める特例宿泊の考え方を導入していかななくてはならないということで、これまで担当と大分詰めてまいりました。したがって、これから住民の懇談会もございます。あるいはいろんな意見交換会の場所も設定してありますので、各地区の交流会そういうところの意見を聞きながら、できれば9月ぐらいのところまで判断していきたいと思っています。

それから、子供の宿泊の件、これは私はいつも子供の健康については非常に気をつけております。したがって、やはり最初に決めた15歳未満については遠慮していただきたいと思っています。ただ、何らかのやむを得ない状況、それがあった場合にはどうなるのかということではありますが、原則としては15歳未満の児童、生徒さんについては宿泊を遠慮していただきたいという方向でこれから要綱等について吟味していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（本間茂行君） 要綱については町長の決裁ということで定めさせていただきますので、お諮りするということではありませんが、

できましたらお示ししたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

7番、山崎君。

○7番（山崎博文君） 今、馬場議員から色々と質疑がありまして、私が質問しようとしたことはほとんど重複してます。ただ1点、特例宿泊の時期について馬場議員は大分質問されていましたが、私はこの条例の第4条にある指定管理者による管理ということで、この指定管理者は、浪江町の公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例によって、公募があって、選定があって、承認があって議会という流れでいくと思うのです。特例なり準備宿泊に対応するためにも手続きは私は進めておかななくてはならないと。この施行条例によりますと、第9条には指定管理者の指定の通知という条項がありまして、指定した団体に決定なり、通知しなくてはならないということで、当然議会の承認があってからの話なのですが、ということで、今町長は質疑の中でできれば9月頃判断したいということでしたから、9月という9月定例議会があるわけですが、指定管理者の指定について、いつぐらいを手続き上は予定しているのかと。このぐらいは当然計画的に考えておかなければならない点だと思えますから質問いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（本間茂行君） ご質問にお答えいたします。

特例宿泊が始まるといった場合、当然指定管理者は準備しておかなければいけないのでとなると、その指定はもっと前にしなければいけない。議会のあと公募しているんな検討をこちらでして、これで良いですかという指定という行為は9月定例議会では間に合いませんので、なんとか7月下旬とか8月上旬とかで、これは議会ですが、そういう臨時的なものをお願いしながら、そこで指定して準備を進めてもらって、万全の状態が始まった時に受け入れられるようにしたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第55号 物品購入契約の締結について（小型・軽量積算線量計購入）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 議案第55号について、何点か質問いたします。

第1点は、55号の資料にもありますけれども、購入台数は2000台だとなっています。基本的には町有物品貸与ということになると思いますが、個人貸与ということで良いのかどうか。

それから、2000台ということになると台数に限りがあると。不足分については今後どのように充足するのかと。それは貸与となった場合ですが、当然台数2000台ということですから、そうなるのではないかと思います。その上で貸与期間についてはどういう取り扱いになるのか。

それから、これは線量測定については0.1 μ Svから99.999mSv、だからこれは単位は1時間当たりということになると思うのですが、これも、この情報管理、線量記録ができるということですから情報管理の中には情報公開も含めてどういう管理されるのかということです。

それから、説明資料の2枚目に、名称は書いておりませんが、小型線量計の附属設備と考えていいのかどうか。購入台数が1000台となっています。この利用管理はどうなるのかと。それから説明資料、議案第55号の説明資料、最後の資料に管理機1台となっていますが、これはデータの集約だと考えます。利用者の個人情報の一括管理が可能なのかどうかと。それから線量測定値の情報公開について、どういう形で公開を考えているのか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） ご質問にお答えいたします。

線量計2000台の個人貸与かというご質問ですけれども、これは個人に貸与いたします。

次に、2000台ということで、不足した場合の充足はどうするかということでございます。これは国と協議をいたしまして予算的には5000台分を確保しております。当初、特例なり準備宿泊ということ

を見据えまして最初は2000台から始めたいと。その後、必要があれば、その都度5000台まで買うことを考えております。

次に、貸与期間ということでございますが、この電池寿命というのが1年間ございます。当然1年間何もしないでもそのまま携帯されていれば測定することは可能でございますので、今のところ考えていますのはガラスバッジから小型線量計に変えた場合は1年間お持ちいただくと。1年後に電池交換も含めまして、また更正も含めまして回収をするということでございます。ですから貸与期間は1年と考えています。

次に、測定範囲ということで0.1 μ Svから99.999mSv、これは我々町が目指しています年間積算線量が1mSvとなっております。今、実際、今のガラスバッジでも高い方は3mSvとかいらっしゃるんですけども、当然この線量計では99mSvまで測れますという中身でございます。情報管理ということでございますけれども、先ほど言いました1年間貸与いたしますけれども、貸与からまずは1年後に返していただいて、中の情報を管理機でもって分析をいたします。その時点で、その利用者に一年間の線量の分布を説明いたします。ただ、前も委員会でご指摘があったのですが、一年間では長すぎるのではないかとのご指摘がございましたので、今のガラスバッジと同様にガラスバッジは今3カ月ごとに回収をしまして、その結果を皆さんにお伝えしているんですけども、D-シャトルに関しましても、3カ月ごとに利用者にご自分の線量の範囲と言いますか、分布をお知らせできるように今準備をしております。

次に、管理機でございますけれども、この管理機は資料を見ていただくと分かるんですけども、ここにセット致しますと、ここにありますように、総積算量と24時間、あとは1週間とか1カ月とか、一日、特定の日の積算線量も表示することができますので、先ほど申し上げましたように3カ月ごとに回収をいたしまして、その時に座談会のような形をとらせていただければと思うのですが、そこで皆さんの線量を説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 委員会審査も含めて具体的に利活用について有効活用の方向を検討されているということについては了解をいたしました。

その上で、今回は2000台だけでも5000台分の予算は確保してあるということです。当然のことながら、準備宿泊される方は是非持つように、あるいは持っていただきたいという行政側の配慮もあると思うのですが、私は帰還困難区域ですけれども、帰還困難区域に

についても滞在期間、あるいは立ち入り回数等も、現在は一年間で30回立ち入り可能になっています。ということで絶対量が5000台で足りないのではないかと。その理由の一つとして一世帯一人というよりも準備宿泊等ということであれば、複数で利用したいという人もいると思うんですよ。それから帰還困難区域の人に対する対応等を考えると、早い時期に台数の上積み確保について対策をとるべきではないかと思えます。そのことについてお尋ねします。

あと、以下については非常に町民にとっても有り難い管理の方法、有効な管理の方法について検討されているなということが分かりました。いずれにしても、情報管理をすると、情報公開もすると、本人にも伝えるということですから、そこは是非徹底をしていただきたい。要望も含めて一点だけ再質問をいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 先ほど答弁漏れがございました。資料の2ページの表示器1000台となっておりますけれども、この1000台は1000世帯ということで考えていただきたい。ですから、1000世帯に対して1世帯2台の線量計という今計算をしております。ですので、1世帯にはこの表示器が1個貸与すると、ですから複数の場合は皆さん交互に入れていただくとここに表示が出ているように、その日の今までの積算線量、前日の積算線量が確認することができますという中身でございます。

次に、帰還困難区域も含めると足りないのではないかというご指摘でございます。おっしゃいますように、帰還困難区域を入れれば、当然1000台、2000台では追いつきません。ただ、今線量計的には今皆さんにご配布していますガラスバッジが正確と言いますか、正確と言うとなんですが、ガラスバッジと今回考えています線量計は大差ございませんので、何が良いかという先ほど言いましたように、その日の1時間ごとの線量が分かるというのが一番最大の魅力なんでありまして、帰還困難区域でありますので中で宿泊とかはまだ許可できないわけありますので、一応当初は線量計の利用者の目的といたしましては、特例宿泊、準備宿泊及び町内で事業を再開されている方ということで今考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 準備宿泊を見据えて5000台を確保して線量管理をしてもらうという町の考えわかりますよ。わかりますけれども、帰還困難区域については、この物品の貸与は考えていないということです。その理由としては、現在、私も一時立ち入りする時につけますけれども、あのガラスバッジは正確だし、それで我慢をしても

らうという考えのようです。これは性能から言っても、被ばくした、3カ月毎に送ってやるとデータは帰ってくるわけだけれども、小型軽量積算線量計は、帰還困難区域は除くということでは、最も線量の高い地域の人達が立ち入るわけだから、あるいは滞在時間、滞在期間、回数についても延長されてきているわけだから、私は町民の健康管理という観点からも帰還困難区域も含めて貸与できる可能台数を確保することが大事だと思います。町長そういうことで対応されるかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しをする趣旨は、よく理解しております。ただ、購入する場合、いろんな交付金なり助成金等があります。その中で、政府と言いますか、復興本部としてどのような考えを持っているかということをおっしゃることをちょっと今担当と打合せしなかったものですから、その辺をよく調査をして、もちろん帰還困難区域の方々についても配布するのが普通だと考えていますので、その辺検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第55号 物品購入契約の締結について（小型・軽量積算線量計購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第56号 物品購入契約の締結について（浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第56号 物品購入契約の締結について（浪江町地域スポーツセンター事務用品等備品購入）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第57号 物品購入契約の締結について（浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 実は56号とも共通する問題なのですが、かなりの備品、今高度なものから一般的なものまで色々ありますけれども、備品の保全管理について非常に大事ではないかと思えます。教育委員会としては、物品の保全管理をどのような形でなされていくのかお尋ねしたいと思えます。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。
- 教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。
保全管理をどうするのかということですが、高齢者でも優しく使用できるということで購入してございますので、メンテナンスについては購入業者と相談しながら、いつでも安全に使用できるように保全管理をしてみたいと思えます。
- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 納入業者に保全管理をお願いするという考えのようですが、例えば57号納入業者は二本松の文化堂スポーツ、勿論専門店だから物品の保全管理等について必要な技術をもっているものと私は考えます。56号についても同じですけれども。しかし、物品購入契約と物品の保全契約は一体になっているのかどうか。もし、そうだとすればそういう答弁でも差し支えないと思うんだけど、町民の財産を、しかもいつ戻って利用できるようになるかわからないけれども、一定期間あるとすれば9月末納品だから、それ以降の保全管理は非常に大事だと思います。財産管理も含めて。だから納入業者に保全管理をお願いすることは、契約上どうなっ

ているのかということをお点検しましょう。その上でそれで可能な
のですかということをお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（大原教知君） スポーツ機器でございますので、我々もあ
まり知識がございません。そういった関係から業者と相談しながら
製作業者とかそういったところにご協力を得ながら保全管理をして
まいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 常識的と言えれば常識的な管理方法ですよ。だけ
れども、1回目の答弁で納入業者に保全管理をお願いすると、お願
いしたいということだから、物品購入契約の案件だから、そこまで
契約に含まれているのかどうか。含まれているからそういう答弁を
されたのか。契約条項との関係でお答えください。保全管理とメン
テナンスだね。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前10時06分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時07分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（大原教知君） 物品購入でございますので、ある程度保証
期間はあると思います。その期間につきましては、業者とお願いし
ながら、簡易なものは我々職員が日々の点検をしますが、保証期間
以降については委託する等対応してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（島山熙一郎君） 重ねてのお答えで恐縮ですが、少し補足を
いたします。資料ご覧いただきますと、今回購入するものは、どち
らかと言うとご高齢の方達が健康維持のために使う健康器具のよう
なものでございます。これにつきましては、今次長が答えた形で機
種のメンテナンスについてはそうしていただきます。いわゆる施設
の管理といいましょうか。それが災害に遭わないようにという意味
では、私どもから頻度はそんなに高くはないのですが今のところ2
週間に一度は行ってございます。もうちょっと状況をみまして頻度
を上げるなりしながら、そういった盗難であるとか、その他のいろ
んなものから防ぐための管理には努めてまいると考えてございま
す。

- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第57号 物品購入契約の締結について（浪江町地域スポーツセンタートレーニング器具等備品購入）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第58号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第58号 土地の取得についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第58号 土地の取得についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第59号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第59号 調停の申立てについてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第59号 調停の申立てについてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第60号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第60号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

- 15番（馬場 績君） 議案60号の11ページ以降何点か質問いたします。

11ページに、款6で補正が計上されております。農業振興補助金602万8000円の補正ですけれども、事業の内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから、同じく11ページで地域農業再生支援事業、その中で委託料として87万3000円の補正が計上されております。当初予算では153万6000円ですから、重ねての実証事業の取り組みということですので。そのことについて、今回の補正の必要性、当然関連するわけけれども事業内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから、実証栽培について、別な機会にもお話しをしましたけれども、実証栽培事業に取り組んだ人の声として、今年一年で終わりだと、続けてやりたかったという声もお聞きをしました。そういう意味で単年度事業で農業の再生支援という立場から十分な効果を出せるのかどうかということで、継続について具体的に検討すべきではないかと、今回の補正との関係で実証栽培事業の継続について町はどのように対応されるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、14ページ、学習支援事業で1449万5000円の補正が組まれております。そこの中でそれぞれ避難していると、仮設でも生活していると。教育環境が十分でないということから、学習支援コーディネーターとか学習サポーターとかいろんな事業に取り組んで、それに対する報償が1060万円ほど組まれているわけですが、コーディネーターについては837万1000円ですけれども、説明欄では謝金となっていますが、コーディネーター一人に対してどれほどの謝金をお支払いするのかと。コーディネートの実態というか、コーディ

ネットの中身についてご説明ください。

それから、学習サポーターの謝金、仮設等でも福大の学生等が来て子供達に学習サポートするという事業の一環だと私は考えておりますが、今回の学習サポーター謝金200万円の補正について、サポーターは何人ぐらい、それから学習サポートの会場についてどれぐらいの会場で計画されているのか。それから、これで終わりますので、その結果いろんな意味で成果が上がっていると思うのですが、このサポート事業あるいはコーディネーター事業で成果が上がっているとすれば、子供達においてどういう成果を見ることができるのかと。

以上、お尋ねしますのでお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではお答えいたします。

補正予算の11ページ、款6農林水産業費の目6農業振興費の19負担金補助及び交付金、福島園芸産地復興申請事業補助金という形で602万8000円の補正でございます。これは園芸産地復興申請事業という補助事業でありまして、2分の1の補助事業でございます。事業内容については、NPO法人J I Nにタマネギを栽培するという形で5反歩ほど栽培する上で、タマネギの乾燥機、それから収穫機を導入する上での収穫機そのほかもあるのですが、消毒機とか、あと自動播種機、それに対しての2分の1の補助金でございます。

それから、目7地域農業活力再生支援事業の実証栽培事業という形で委託料で、これはえごま試験栽培委託料という形で計上したところでございます。

〔「今一度」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（岩野善一君） えごまです。これを委託料として計上したところでございます。

それから、もう一つ風評払拭PR6次化産品加工委託料という形で、これはえごまのドレッシング加工業務委託料という形で委託料の計上をしたところでございます。これにつきましては、従来の企業組合つしまという震災前から企業組合がございました。その組合が事業を再開したいという形で、えごまの栽培とえごまを加工する6次化という形で事業化の頭出しという形で予算計上したところでございます。

なぜ当初予算に計上しなかったかということですが、当初予算の編成時期、12月、1月でございました。その後、津島の企業組合の皆様が是非やりたいという形でありましたので、今回の補正措置になったところでございます。

それから、実証栽培一年で終わりだというお質しで、本当は単年度では実証の成果が出ないので、今後継続してもらいたいというお質しであります。これも一般質問でも答弁しました。あくまでも実証栽培は制限品目解除のための実証ということですが、一般質問の中でも答弁しましたが、それぞれの安全性等も考えて今後継続していけるかどうか、これも県費と国費も絡んでいますので、国県とよく相談しながら内容について検討していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 学習支援事業について私から全体的なご説明を申し上げて、細かい数字は次長から答えさせます。

実は、この事業はNPO法人の「ビーンズふくしま」という大変幅広く県北地方等を中心に事業を行っているところが主体です。このいろんな事業というのは、私ども避難をしてきて翌年あたりから、平成24年度あたりからいろんな形で始まっております。具体的には仮設の集会場を中心にした居場所づくりから始めまして、それから勿論学習支援、あるいはよそに簡単な交流のために出掛けていくとか、お正月の餅つき大会であるとか、いろんな事業をやって子供達をカバーしてくれていたものでございます。これが福島市内の、あるいは二本松仮設住宅で安達運動公園の仮設、笹谷の東部、それから旧佐原小学校、それからしのぶ台、こういった仮設を中心にやっております、この事業の内容も継続する形になってございます。

実は、事業費を独自に確保してやっていたのですが、いろんな助成金を受けるに際して要件がございまして、一度公共団体が窓口となって、それと連携協力しながらそれを進めるということが新たにはっきりとしたものですから、それをお互いに関係者が詰め合って今回こういう形で発足をするということになってございます。

実は、今申し上げた場所ですが、勿論仮設の子供さん、それからその他のところに避難している子供さん、それから近くであれば双葉郡の子供さんならば自由に参加して良いですよ。双葉に限ってはいないですが、主にそういうところで幅広く活動しているところでございます。子供達はこういう場を得まして学校外での勉強、それから友達の付き合い、そんなことでこういう大変厳しい中で、健気に頑張れる力の一つになっているとそのように理解してございます。数字については次長からお答えさせます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは私から学習支援コーディネーターの謝金でございますが、3名ということで予定してございます。単

価的には1480円で、回数的には221回から265回ということでございます。

学習サポーターの謝金につきましては、現在4名ということで予定してございます。単価的には900×4時間ないし8時間内で、総合計ですが529回という回数を予定してございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 農業振興補助についてNPO法人JINの事業に対する補助だと分かりました。色々除染のあったところで復興組合を中心に耕耘だとか除草だとかやっているわけですけど、この事業では今の答えのように、受け皿があれば乾燥機だとか収穫機だとかそういう機材購入の補助も該当するということですから、いろんな集落、復興組合等で営農再開に向けた新たな一歩という計画がある場合には、農業振興補助金を使って生産機器を購入するということは可能なかどうなのか。私は是非そういうことに道を開くべきだと思います。

それから、農業振興補助に関連して、NPO法人JINというのは時々出てくるわけだけれども、基本的にはやっぱり浪江町の場合は、基幹産業である農業に一定の光が、一定の光というと抽象的だからほ場管理なり、栽培なり、今、風評被害を乗り越えて商品化するなりそういう取り組みが大事だと思うんです。

ということで、農業振興補助についてNPO法人JINの取り組みを大いに生かして、今後の地域農業再生に繋げていくという立場からこの事業の幅を広げていくという取り組みをなされるのか、どうなのかお答えください。

津島の営農再開について分かりました。そこでただ、平場にどうか、平坦部に2反歩だったかな、畑を借りて栽培を始めたという話を聞いております。ドレッシング加工したいということで、搾油なのか、それとも新たな機器なのかドレッシング加工機ということですから、はっきりはしませんけれども、仮にこういうドレッシング加工機を購入する場合、設置場所も含めて具体的に決まっているのかどうなのかということについてお尋ねをいたします。

それから、実証栽培の継続については、町としては3年として継続してもらいたいと。私は是非やはり3年ぐらい継続できるように、この事業の幅を広げるというか充実させることが、とにかく重要だと思います。町長ここは十分受け止めていただいて、県や国に対しても強くその実現に働きかけてもらいたいと思います。町長としての今後の考え方を示して貰えば良いと思います。

ただ、課長が言われたように3年継続ということになると、栽培

管理者の安全性ということだから健康のことでしょう。ほ場の安全性という観点も必要なのでということで一步引いておりますけれども、片方では後の除染終わったところで、少なくとも3年は除草管理しているわけでしょう。だからそれは1年と3年、町の考えにおいても整合性を持たせた上で、さらにそれを充実発展させるということだと思います。町長、私の質疑を聞いた上で今後どういう方向で取り組むのかお答えいただければありがたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

やはり浪江町の第一次産業、農林水産業これは今まで基幹産業でありました。したがって、この基幹産業を町の復興のため、再生するためには絶対不可欠な要件でありますので、町としては十分顔汗をしながら色々な手法を使って農地振興、農地保全、それから今言った第一次産業の振興に努めていきたい。

例えば、生産機具の今補助金の話もありました。もし難しい状況であれば、町の単独の予算を投入してまでもやはりやらなくてはならないんです。例えば、津波で流された地域の方はもう農機具がないわけですから、そういう方々については、町の予算を投入して買ってリースをするとか、そういう方法もあるんです。ですからそういう方向性でいきたいと思います。

したがって、今議員お質しのとおり、やはりこれからJ I Nさんから今までノウハウをいただきました。そのノウハウを生かしながら、これから実現化に向かって力強く踏み出していかなくてはいけないということだと思いますので、是非議会の皆様もご指導、ご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第60号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで10時40分まで休憩をいたします。
（午前10時31分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
（午前10時40分）

◎諮問第1号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する意見は適任と認めるとしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号に対する意見は適任と認めるとすることに決定しました。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、同意第1号 津島財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第1号 津島財産区管理会委員の選任についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、同意第2号 浪江町固定資産評価審

査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

採決は、個別に、起立により行います。

まず、畠山勝氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、畠山勝氏については同意することに決定いたしました。

次に、松崎俊憲氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、松崎俊憲氏については同意することに決定しました。

次に、愛澤格氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、愛澤格氏については、同意することに決定しました。

以上で、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、同意第3号については原案のとおり同意することに決定

いたしました。

◎報告第1号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第1号 平成27年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第2号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第3号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで議会運営委員会開催のため11時まで休憩といたします。

（午前10時45分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（吉田数博君） お諮りします。

お手元に配付のとおり議案第61号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所建築工事）、議案第62号 工事請負契約の締結に

ついて（仮設津島診療所電気工事）及び議案第63号 工事請負契約の変更について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所建築工事）、議案第62号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所電気工事）及び議案第63号 工事請負契約の変更について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第61号から議案第63号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りします。

追加日程第1、議案第61号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所建築工事）から追加日程第3、議案第63号 工事請負契約の変更について（農業集落排水管渠災害復旧工事）までを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第61号から追加日程第3、議案第63号までを一括議題といたします。

追加日程第1、議案第61号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所建築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第61号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、仮設津島診療所建築工事について、地方自治法234条第1項の規定による随意契約により落札者となった石橋建設工業株式会社代表取締役石橋英雄と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、仮設津島診療所事務長。

○**仮設津島診療所事務長（居村 勲君）** それでは契約の内容についてご説明申し上げます。議案によりましてご説明申し上げます。

まず契約の目的は、仮設津島診療所建築工事であります。

施工場所は、二本松市油井字石倉地内であります。

契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約であります。契約金額は9450万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額700万円であります。

契約の相手方は、福島県本宮市高木字舟場22番地、石橋建設工業株式会社代表取締役石橋英雄であります。

工期は議会の議決を得た日から平成29年1月31日であります。

次に、議案第61号資料をご覧ください。

本工事は、二本松市油井字石倉地区の復興公営住宅敷地内に診療所を整備するものであります。敷地面積は約3785㎡、鉄骨造平屋建て、建物床面積約816㎡であります。

次に2枚目をお開きください。右側中程に記載の福島県工事業務範囲が外壁、基礎土台などの主要構造部に対しまして、浪江町工事業務範囲は、内装サイン工事、外部に設置している自立型サイン2カ所、外部に面しているアルミ建具及び自動ドア等であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**議長（吉田数博君）** 追加日程第2、議案第62号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所電気工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第62号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、仮設津島診療所電気工事について、地方自治法234条第1項の規定による随意契約により落札者となった株式会社須南電設代表取締役斎藤幸一と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○**議長（吉田数博君）** 詳細説明、仮設津島診療所事務長。

○**仮設津島診療所事務長（居村 勲君）** それでは契約の内容についてご説明申し上げます。議案によりましてご説明申し上げます。

契約の目的は仮設津島診療所電気工事であります。

施工場所は、二本松市油井字石倉地内であります。

契約の方法は、地方自治法234条第1項の規定による随意契約であります。

契約金額は、4570万200円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額338万5200円であります。

契約の相手方は、福島県福島市方木田字辻9番地の1、株式会社須南電設、代表取締役斎藤幸一であります。

工期は議会の議決を得た日から平成29年1月31日であります。

次に、議案第62号資料をご覧ください。

それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、二本松市油井字石倉地区の復興公営住宅敷地内に診療所を整備するものであります。

2枚目をお開きください。電気工事概要につきましては、屋内電灯設備工事、空調パネルヒーター用電源設備工事、幹線設備工事、電力電話引き込み設備工事、受変電設備工事、屋外配線設備工事、街灯設備工事、通信情報設備工事、防災設備工事などであります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 追加日程第3、議案第63号 工事請負契約の変更について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第63号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、農業集落排水管渠災害復旧工事について工事請負契約の変更契約を締結するために、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。

1. 契約の目的、農業集落排水管渠災害復旧工事。

2. 施工箇所、浪江町大字高瀬地内。

3. 契約の方法、指名競争入札。

4. 契約金額、変更前、1億6599万8160円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1229万6160円。

変更後、1億6070万7240円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1190万4240円。

5. 契約の相手方、浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社代表取締役鈴木仁根氏であります。

6. 工期、平成27年6月17日から平成28年6月30日までであります。

続きまして資料1をご覧ください。理由書であります。変更額の主な理由は、1番目に施工延長の変更であります。資料2に位置図

がありますけれども、この中央上部に⑩番というところがありますが、この箇所がNo.50-1からNo.52-1区間、L=22.83mについて開削工によるリブ付き塩ビ管設置を計画しておりましたが、管渠は当初想定していなかった推進管に管渠が設置されていることが判明、鋼管内はモルタルで充填されており、下水管の復旧が必要でないため取りやめます。

それに伴い施工延長が1850.3mから1827.5mに変更減となります。

2番目に、舗装の仮復旧工の変更であります。当初は全延長1.83kmについて仮復旧工を計上しておりましたが、車両の通行が少なく碎石での道路開放で支障がない箇所については、仮復旧工を取りやめました。仮復旧工の施工延長は0.54kmであります。

3番目に、マンホール復旧工の変更であります。当初設計では6カ所のマンホールについて、撤去、再設置により飛び出しを修復することになっておりましたけれども、現地調査によりマンホール間での管渠勾配が確保できました。対象となるマンホールについて調整リンクの取り替えにより、マンホール高を調整する方法に変更するものであります。以上よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（吉田数博君） ここで常任委員会開催のため休議といたします。

なお、昼食休憩を含めて午後1時まで休憩といたします。

産業建設常任委員会は小会議室A、B、文教厚生常任委員会は中会議室3にお集まりください。担当課はそれぞれの委員会に出席をお願いします。

（午前11時14分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第1、議案第61号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所建築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第61号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所建築工事）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数です。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第62号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 追加日程第2、議案第62号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所電気工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 契約の方法については61号と同じ随意契約であります。建設業者の事情という説明をなされるのではないかと思いますけれども、地方自治法上、本案件について随意契約せざるを得ない。町の理由についてご説明を求めたいと思います。そのことをまず聞いておきたい。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。
- 仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。
本仮設津島診療所の工事につきましては、今回の県整備の生活サポート施設、集会所と合築ということで今工事も進めているところでございます。電気工事につきましても、同一敷地内工事ということで資材発注とか、人員配置を考慮いたしまして、県が契約した施工者に履行させることによって、安全円滑な施工が確保できると認められるということで地方自治法の施行令167条の2第1項第6号の競争入札に付することが不利なものということで、県の契約業者と随意契約をいたしました。
- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） ちょっと答弁を整理できなかつたんですけど、随意契約を選んだ一つの理由は、県が発注した工事が安定的に施工されるものと考えたということが一つということになりますかね。
それから、地方自治法の167条の立場から随意契約が適正であると判断したということですがけれども、今少しわかるように答弁してください。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。
- 仮設津島診療所事務長（居村 勲君） 先ほども申し上げましたけれ

ども、この診療所と生活サポート施設集会所というのは一体の建物ということで、県で全体の設計を組んでいるところでございます。その事業も同一敷地内ということでございますので、サポート施設、集会所の電気設備を契約した業者と、その敷地内にある診療所の電気設備も担わせることが安全、円滑という、先程申し上げましたけれども確保できると認められるということで167条の2第1項第6号でございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 正直今の答弁では、61号は議決されているわけですがけれども、先程言いましたように61号も約1億円の工事が随契、サポート施設の工事をするものと、一体的に61号と62号、一体的に安全な施工が期待できるということがどうも主な理由のようですがけれども、正直言って随契を選択したという行政側の理由としては、旧雇用促進住宅の工事請負についても不調に終わっているわけです。これは、現下の建設業界の事情等もあって中々容易でないということが実際的な事情ではないかと思えます。61号、62号一体的に向上してもらうためには、随意契約が安全で安心できるという理由では、私はかなり無理な理由ではないかと思うんですよ。

したがって、完成の時期も来年3月、工期は来年1月31日だ。新年度から開所すると、そういう工期日程もあって随意契約を選定したのではないかと思えますけれども、いずれにしても片方は約1億、片方は4570万、約5000万円の大型公共工事です。随意契約をするにしても私は前段で相見積もりをとってみるとか。少なくとも競争性を確保すべきだと。公共工事の透明性、公平性という点からいっても、安易に現下の建設業界の事情とか、あるいは一体的な安定工事ということで随意契約にもっていくというのは、私はやっぱり行政の立場としてはいかななものかと思えます。

本件について、公平性、透明性が確保されていると言えるのかどうか。これは公共工事入札審査会の委員長は副町長でしたか。それはないんだな。審査会にはかかっていないということですがけれども。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質問続けてください。

○15番（馬場 績君） 公共工事の審査という点からも私はやはり公平性、透明性という立場での入札行為であるべきだと思うのですがけれども、随意契約にもっていった絶対的な理由としては先程の答弁ではいささか不十分ではないかと思うのですが、再度担当課長なり総務課長でも結構ですので、答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご答弁申し上げます。

先程ちょっと誤解があるかもしれないのですが、もう一度申し上げますと、合築と申しあげましたのは、隣に県のサポートセンターと集会所を兼ねたサポートセンターが県工事で施工されます。その隣に今回診療所をつくるものでございます。その部分の本体の部分が県で施工しまして、内装または電気工事、いわゆる電灯等を含めましてその部分は当然町の所有になりますので、町の工事となるということで、まずはご理解いただきたいと思っております。

あと、もう一つ透明性の部分でございますが、先程担当課長が説明したとおりでございます。また議員がお質しのとおり、工期の短縮も当然同一敷地内でサポートセンター、県が全て最後まで管理をさせますサポートセンターと診療所が同じ敷地で同じく接して建築されるということで、そういうものも含めまして、もう一度申し上げますが、工期の短縮であるとか、いわゆる安全に管理できる部分も含めまして随契が妥当だという判断をしたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第62号 工事請負契約の締結について（仮設津島診療所電気工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第3、議案第63号 工事請負契約の変更について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第63号 工事請負契約の変更について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
-

◎請願・陳情審査報告

- 議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。
-

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題とします。
付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。
事務局長に朗読をさせます。
[事務局長朗読]
- 議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。
文教・厚生常任委員会委員長、登壇でお願いします。
13番、紺野榮重君。
[文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]
- 文教・厚生常任委員会委員長（紺野榮重君） 陳情審査の結果について報告します。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情についてですが、この軽度外傷性脳損傷は、追突事故や転落事故のほか、スポーツ事故でも発症し、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、適切な診療を受けられずに放置されてしまうケースが多いなど、世間の理解が進んでいないのが現状であります。

そのため、相談窓口の設置や啓発活動の実施、脳しんとうを起こした場合のマニュアルを教員や救急隊員らに携帯させること、神経学的検査を義務づける医療体制の構築などが重要と考え、意見書を提出すべきと考えます。

よって、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険

性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情については、文教・厚生常任委員会では全員一致で採択すべきといたしました。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情についてを採決します。
採決は起立により行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、陳情第1号については採択することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第2号 「国家主導による避難計画策定が原発再稼働の条件」を浪江町が国に要請することを求める陳情を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

産業・建設常任委員会委員長、登壇でお願いします。

[産業・建設常任委員会委員長 若月芳則君登壇]

○産業・建設常任委員会委員長（若月芳則君） 陳情第2号報告の趣旨説明をさせていただきます。

陳情第2号 「国家主導による避難計画策定が原発再稼働の条件」を浪江町が国に要請することを求める陳情を審査いたしました。そ

の結果について説明をいたします。

当委員会は、本陳情は、国家主導による避難計画策定という条件を附して原発再稼働を認める陳情です。

そもそも当議会は、平成26年3月定例会において、原発再稼働・核燃料サイクルを推進するエネルギー基本計画の撤回を求めており、再稼働に反対の立場をとっております。

条件付きとはいえ再稼働を認める本陳情については、当議会の考えと異なるものと考えます。

よって、事務局長朗読のとおり不採択とすべき決定をいたしました。

議員各位のご賛同、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 陳情2号については、委員会としては不採択という審査報告されたわけですがけれども、審査に当たっての意見、今委員長が説明されましたけれども、浪江町としては議会として原発の再稼働に反対している脱原発を決議しているそういう立場から、原発の再稼働に通じる本陳情については、浪江町議会の見解と立場と相入れないので不採択だということですがけれども、問題は多分委員会審査の中でも出たと思うんだけど、原子力規制委員会の審査基準に合致すれば絶対安全だということではないけれども、原発の稼働を認めるとなっています。それは勿論それで問題なんだけど、今回の陳情で問題にしているのは、原子力規制委員会です。そういう立場で再稼働推進しているということもあるけれども、避難計画の策定がなくても原発の再稼働を認めるということについては、原発事故で最大の被害を受けている福島県民、あるいは浪江町民にとっても避難計画の充実が非常に重要だろうという陳情だと思うんですよ。原発の再稼働を認める陳情ではないのではないかと。

したがって、国の原子力規制委員会の原子力安全の審査基準の問題や、それに関係して避難計画がないままでも、ないままでもってというのは、避難計画の作成は、市町村の責任でつくりなさいということで国は責任回避しているんですよ。それではまずいでしょ。エネルギー政策そのものは国策なんだと。福島原発を顧みれば、国主導の避難計画が必要だという意味の陳情だと私は理解しているんですけど、陳情者の陳情の趣旨とそれから産業・建設常任委員会です。不採択とした理由が陳情者の陳情の趣旨を十分理解されていないのではないかとというのが私の理解なんですけど、その点をどんなふう

に審査されました。

○議長（吉田数博君） 委員長。

○産業・建設常任委員会委員長（若月芳則君） 馬場議員のただ今のご質問、趣旨としても委員会でも似たようなと言いますか、その趣旨のような議論もございました。ただ、我が町の今までの発災以来の経過、それから住民のいろんな思いをすれば、やはりここにエネルギー基本計画これ全部もって用紙を精査させていただきましたけれども、やはり委員会としては全会一致をもってこの時期に町がこの種の要請を求めるという時期ではないという判断に至ったということでご理解をいただきたい。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 今回の委員会の判断は不採択ということですが、陳情書については審査されないんだな。陳情書にも書いてありますけれども、注記のところで原子力に関わる規制基準の重大な欠陥の一つは、原子力規制委員会が避難計画の効率性、実行性を審査する仕組みのない中で原発の再稼働を認めていると、そういう原発行政は極めて問題だと、こういうことを指摘しているんですよ。したがって、避難計画策定のないまま原発再稼働を認めるという陳情の趣旨だからだめだという、そういう審査の内容については少なくとも私はやはり陳情の趣旨についてきちんと理解をされていない判断ではないかと私は思います。

したがって、不採択という委員会の判断については異を唱えておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第2号 「国家主導による避難計画策定が原発再稼働の条件」を浪江町が国に要請することを求める陳情を採決いたします。

予め申し上げます。採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択ですので、原案について採決します。委員長報告のとおり不採択に賛成の方は、起立しないようご注意ください。

それでは、陳情第2号 「国家主導による避難計画策定が原発再

稼働の条件」を浪江町が国に要請することを求める陳情について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（吉田数博君） 起立少数であります。

よって、陳情第2号については不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第3号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、登壇をお願いします。

13番、紺野榮重君。

[文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（紺野榮重君） 陳情審査の結果について報告します。

国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情については、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供達はまだまだ多く引き続き支援するために平成29年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続すべきと考えます。

この事業は、昨年も採択されており文教厚生常任委員会で全員一致で採択すべきと決定しました。

よって、国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書については、事務局長が朗読した審査結果報告のとおりであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 委員会審査ご苦労様です。委員会の審査報告に異議はありません。その上で、あとで説明なさると思うんですけれ

ども、意見書案にも23年、24年、25年、26年の支援を受けた児童数
が書いてあります。聞くところによると、今年度は就学支援の受付
が非常に遅れているというお話を学校関係者から聞いております。

したがって、28年度における、今年度における浪江町の支援事業
対象者というか、事業申請者は何人ぐらいになっていますか。

○議長（吉田数博君） 委員長。

○文教・厚生常任委員会委員長（紺野榮重君） そのところまでは審査
しませんでした。

しかし、浪江町ではそういう交付金によって色々な送迎バス等そ
ういうことに利用されているということでもあります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第3号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業
交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳
情を採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号 国から
の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を
要請する意見書の提出を求める陳情について、委員長報告のとおり
採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、陳情第3号については採択することに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳
しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口な
どの設置を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、紺野榮重君。

○13番（紺野榮重君） ただいま、事務局長の朗読のとおりであります。
議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と
予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める
意見書（案）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数です。
よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第4、発議第3号 「被災児童生徒就学支
援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）を
議題とします。
事務局長に朗読をさせます。
[事務局長朗読]
- 議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
13番、紺野榮重君。
- 13番（紺野榮重君） ただいま、事務局長朗読のとおりであります。
各議員の賛同よろしくお願いいたします。
- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」
による十分な就学支援を要請する意見書（案）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月7日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき、追加議案を含め、提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行及び被災者支援に十分生かして参りたいと考えております。

特に、議案第54号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の制定については、将来的な町内への帰還を見据え、必要となる環境を整備するものであり、議案第55号の小型・軽量積算線量計購入と併せて、これまでは単なる目標であった、ふるさとへの帰還が、現実として実感できるものとなるための、第一歩となるものと考えております。

これらの議案が可決されたことに加え、浪江診療所の建設、仮設商業施設の整備などと併せ、帰町後のイメージを、より具体的に町民の皆様に発信できるものと考えております。

加えて、帰還困難区域の除染等をはじめとする復興拠点づくりに

についても、検討を重ね「見える化」を図ってまいります。

なお、帰町の考え方については、23日から始まる住民懇談会において「避難指示解除に関する有識者検証委員会」からご提言をいただきました、「平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題」に対する、町の今後の取り組み等について、町民の皆様から広くご意見を賜り、議会をはじめとした関係機関とよく協議して、総合的に判断してまいりたいと考えております。

また、引き続き町民の皆様が納得できるまちづくりに取り組むとともに、これまでどおり県内外に避難している方々が、安心して生活ができるよう、生活再建・生活支援を推進してまいりますので、議員各位には、これまで同様、ご指導・ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、議員各位には梅雨を迎え、健康には特に留意されまして、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年6月浪江町議会定例会を閉会といたします。

（午後 1時50分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 鈴木 幸 治

署名議員 平 本 佳 司